

行政改革に関する特別委員会議録 第四号

平成十八年四月四日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

伊吹

文明君

理事

今津

寛君

理事

谷

公一君

理事

園田

博之君

理事

山本

有二君

理事

大島

弥一君

理事

北橋

健治君

理事

阿部

俊子君

安次富

修君

秋葉

賢也君

石原

宏高君

太田

誠一君

加藤

勝信君

小杉

隆君

塙谷

立君

菅原

一秀君

蘭浦

健太郎君

葉梨

康弘君

松本

洋平君

御法川

信英君

大串

博志君

前田

雄吉君

石井

啓一君

塙川

鉄也君

菅野

哲雄君

谷垣

正健君

二郎君

楳一君

川崎

谷垣

竹中

平藏君

杉浦

正健君

淹

吉井

英勝君

谷口

和史君

渡辺

周君

市村

浩一郎君

内

博史君

近藤

洋介君

大申

博志君

前田

雄吉君

石井

啓一君

塙川

鉄也君

菅野

哲雄君

厚生労働大臣

(郵政民営化担当)

法務大臣

國務大臣

財務大臣

農林水産大臣

厚生労働大臣

經濟産業大臣

法務大臣

国土交通大臣

法務大臣

内閣官房長官

法務大臣

國務大臣

安全・安心な公共サービスの確立を求めるに
関する請願(荒井聰君紹介)(第一一八三号)
(菅野哲雄君紹介)(第一一八四号)

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)
(厚生労働省社会・援護局 中村秀一君)

同(平野博文君紹介)(第一三〇〇号)

同(藤村修君紹介)(第一三〇一号)

同(細川律夫君紹介)(第一三〇二号)

同(牧義夫君紹介)(第一三〇三号)

同(森本哲生君紹介)(第一三〇四号)

同(山口壯君紹介)(第一三〇五号)

同(吉田泉君紹介)(第一三〇六号)

は本委員会に付託された。

四月四日

沖縄振興開発金融公庫の存続に関する陳情書

(那覇市泉崎一の一)久高将光(第一八二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革
の推進に関する法律案(内閣提出第七四号)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案
(内閣提出第七二号)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(内閣提出第七二号)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及
び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(内閣提出第七三号)

競争の導入による公共サービスの改革に関する
法律案(内閣提出第三四号)

○伊吹委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、簡素で効率的な政府を実現するため
の行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人
及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人
及び公益財団法人の認定等に関する法律案及
び競争の導入による公共サービスの改革に関する

法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣

官房内閣審議官大藤俊行君、内閣官房内閣審議官

上田紘士君、内閣官房内閣審議官中藤泉君、内閣

府規制改革・民間開放推進室長田中孝文君、内閣

府市場化テスト推進室長河幹夫君の出席を求め、

説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○伊吹委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○伊吹委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。小杉隆君。

○小杉委員 おはようございます。

伊吹委員長を初め与野党の理事の皆さん、委員
の皆さんの御協力を得てこのような貴重な機会を
与えていただきたことをまず冒頭、お礼を申し
上げます。また、中馬担当大臣、谷垣財務大臣、
安倍官房長官、そして政府の皆さん、本当に御協
力ありがとうございます。

それでは、昨日の総括質疑に引き続きまして、
私、質問をしたいと思います。

昨日、終日この質問を聞いておりまして、大変
総括的な、あるいはまた専門的に掘り下げた、あ
るいはまた建設的な、そしてこれから留意すべき
点など非常に貴重な御提言、御意見等を聞いてお
りまして、私も非常に印象を深くしたわけであり
ます。ほとんどの論点が網羅されていると思いま
すが、きょうは、そうした昨日の総括質問を受け
まして、確認的に、あるいは補足的に、あるいは
また新しい視点を交えて質問をしたいと思つてお
ります。

まず、総論的といいますか、そもそも論で申し
上げますが、これから日本の社会は人口減少ある
いは少子高齢化という時代を迎えるわけですが、
その中で、健全な財政を実現するために、昨日、
これここまで、今までの本当の、真の民主主義
といいましょうか、民が責任と自律をした形での

完的役割を果たすんだ、そして行政改革には終わ
りはないという視点からのお話がありました。行

政のスリム化、効率化ということは重要なだと考
えますけれども、改めて中馬大臣、担当として本法
案あるいはこの行政改革にかける決意を伺つてお
きたいと思います。

今、小杉委員の方から御指摘いただきましたよ
うに、日本が大きく転換のところに差しかかって
いることは、いや、もう過ぎたのかもされませ
ん、そうした中で行政がそれに対応していかな
ればいけない時代が参つております。

急速な高齢化あるいは人口減少が昨年から始ま
りました。経済の国際化、またIT化、そうした
もろもろの社会的な変革の中で、行政が從来どお
りの形であればそうしたものに対応できない、あ
るいはまた民の力を新たな観点で引き出していか
なければいけない、それがなかなか思うようにな
かない。そうしたこれまでの制約を取り払つて、
少し大きくなる時代に向かつて動き出すために
は、どうしても今の行政機構を変えていかなければ
いけない、これがまずは一つだと思います。

それともう一つは、きのうもちょっと申し上げ
ましたように、日本のこの民主政体のあり方。戦
後、民主主義という形はとりましたけれども、そ
の国家運営の方式は中央に金と権力を集めた中央
集権的な形態で、現在まで大変な勢いで、高度成
長もなし遂げましたし、欧米先進国に追いつき、
またアメリカに次ぐ経済大国をなし得たこともこ
れまた事実でございます。

しかし、一方、このままの形であるとするなら
ば、やはり、国民も官の主導に頼つたような形、
いろいろと何事をするにも許認可が必要で手続が
必要だ、こういったものを取り扱わなかつたら本
当の意味での自由主義も達成できない、そういう
何かうつせきしたものが国民の間に高まつてきて
おります。

これをここで、今までの本当の、真の民主主義
といいましょうか、民が責任と自律をした形での

国家運営もしていく、あるいは社会生活面におい
ても自分たちの責任において、すぐ行政の方に、
國の方に責任を転嫁する國民の意識改革まで含め
てやつていく必要があると思います。

大変重要な國家的な課題でございますから、こ
れはこの間の、國民がやはり継続して改革は進め
るべしという大きな世論をあの選挙に示したわけ
でござりますから、國民の負託を受けた我々とし
ては、これは与野党問わずにこの改革を早くな
しえなければいけないと思っています。よろしく
お願いします。

○小杉委員 オッしゃつてることは大体了解い
たしますが、ただ、私、ここでやはり留意してお
かなきやいけないことは、何でもかんでも民へゆ
かねるという発想がともすると大きくなりがちで
すけれども、やはり國は國の責任というものは厳
然としてあるというところはしっかりと押さえてお
かなきやいけないと思います。

私は、官としてやらなきやいけない部分という
のは、やはり國家の存続、國富、國の富の確保、
拡大、あるいは國民生活の保障、教育、文化の伝
承などというものが根幹的な國の責任だと思って
おります。そうした意味で、安心、安全の外交、
防衛、治安、あるいはまた國富という觀点からの
國際競争力とか科學技術、あるいは國民生活の保
障としての社會保障、あるいは教育、文化の伝承
などという問題、これはやはりきちんとその責任
を果たしていかなきやいけないと思うんですが、
言うまでもないと思いますが、一言決意を述べて
いただきたいと思います。

○中馬國務大臣 御指摘のように、簡素で効率的
な政府を実現する上で、國としての責任を持つて
当たるべき仕事はしっかりとこれは実施すべきだ
と考えております。國家の存続そのものや、國民
の安全、安心等に関する政府の責任は極めて重大
だ、このように認識をいたしております。

特に、國民生活の安全や暮らしの安心につきま
しては十分に配慮すべきことは当然でございまし
て、改革に当たつては、國民が安心して暮らせる

社会の実現を目指すとともに、国民生活の安全に配意しつつこれを進めていくということで、この法案にもその趣旨はしっかりと盛り込んでござります。

また、官でしかできないことは何かは、時代に応じてこれは少し変わつてまいりますけれども、そういうことも事実であります。しかし、公共サービスの質を高めつつ国民負担を抑制するためには、官と民との役割分担について不斷の見直しを行つていく必要がある、このことも念頭に置く必要がある、このように認識いたしております。

○小杉委員 基本論といいますか、そもそも論はこのくらいにして、早速各論の部分に入りました

いと思います。

まず、政策金融なんですが、今までの日本は歐米諸外国に追いつき追い越せということで、政策金融の役割というのは一定の役割を果たしてきたと思います。しかし、今お話をあつたように、時代とともに民間の資本も充実をし、また資源の配分機能も阻害される、肥大化のために、そういうことも弊害として出てきているわけです。私たち、やはり今までの政策金融というものを抜本的に見直して、先ほど申し上げた民業補完に徹するということをもう一度考えなければいけないと思つております。

今度の行政改革法案におきましては、現在の政策金融機関の機能と組織を再編成して、政策金融に係る機能というものを一つの政策金融機関に担当するということになつたわけであります。この改革を通じて政府は何を実現しようとしているのか、この政策金融改革に当たつての基本的な考え方を申し述べていただきたいと思います。

○中馬国務大臣 先ほど申しましたように、戦後、限られた資源や、あるいはまた資金も含めて、これを集中的にやつしていくために政策金融という形で、それぞれの省庁に責任を負わせまして、それで日本の社会や産業を大きく進展させたことは御承知かと思います。

それなりの意義がありましたけれども、時代が

こうして変わってまいりまして、現在の時点において見直すならば、今本当に必要がなくなつた分を、されど、民で十分にやれる、一々これをお役人含めてこれに対応しなければいけないもの等があります。それを、本当に国家的な役割として緊急の場合も申しませんが、住宅金融公庫はもう分かれましたけれども、八つの金融機関を民営化、そしてまた

一つに統合することをやつたわけでございます。申しました省庁が全部監督をしておりましたから、重複だとか、もっと効率的にそれぞれの分野において資金の調達があるいはまた緊急のときの対応ができるのではないかと思います。また、今問題になつております各省庁ごとの天下り先という要素は、これでなくなつてくるわけですが、この政策金融改革は、大きな、私は時代に合つたものだと認識いたしております。

○小杉委員 その中で、特に中小零細企業、農林漁業、こういう分野は、やはり一般の民間ではなかなか貸してくれない。貸し渋り、貸しはがし、やはりしっかりと守つていかなきやいけないと思うのですが、改めて確認しておきたいと思います。

○中馬国務大臣 今回の行政改革推進法第四条第一号におきまして、新政策金融機関の担う機能として、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能が明記されているわけでございます。

今までそれぞれの金融機関がそれぞれの立場

で、中小企業や国民一般、農林水産業者、こういった、一般銀行からは少し信用等の面で融資がなかなかならぬところに対しまして、国の責任において融資をしたりいたしております。この機能は非常に大事でございますから、これは新金融機関においてもしっかりとその機能を担わすことにいたしております。

ただ、今までの重複しておつしたこととか、完全に統合することの中におきましても、もう一部民間に移すことになりました、その一部で、本当に国が責任を持たなければいけないのは、新金融機関の方がこれを担つていく、今後はそのような制度設計にもしていかなければいけない、このように考えております。

以上でございます。

○小杉委員 それで、今までの中小企業金融公庫、あるいは農林漁業金融公庫、あるいは国民生活金融公庫、こういうものはそれぞれやはり国民のニーズがあつてやってきたわけですね。今その機能は残すと言われますけれども、一方において組織はできるだけ簡素化、効率化する、こういうことであります。ちょっと矛盾するような要請にこたえなきやいけないわけですが、この法案自体はプログラム法ということでこれから詳細な制度設計をやつしていくと思いますけれども、この辺をどうするのか、組織再編のあり方についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○中馬国務大臣 そのとこ

に、新政策金融機関の中にかなり統合されてまいります。そうしますときには、もちろん、各公庫が持つております窓口がそれぞれあるんですね、各府県にも相当な支店網を持っております、これも、もちろん必要性があれば分けておくこともあります。

こうしますと、かなり管理部門等共通のところもたくさん出てまいりますから、これもかなりの合理化にはつながつてくると思います。それで、今お話をありました、統合された中の再編成といいましょうか、こうしたことは私は十分していかなければいけないと思っていますが、同時に、ただ束ねるだけではなくて、その中で機能の少し異質なものといいましょうか、国際金融を担つておつた面があります。これは統合しますけれども、一応、その法律の中にも国内的な役割を担うものと海外的なもの、これは対外的な信用の問題もありますから、J B I C という名前も含めて、そうしたものはかなり尊重した形でそれぞの機能を発揮できるような組織再編をやつてしまります。

しかし、今のところは、法律ができてから実際には動き出しますけれども、もう既にいろいろな論点整理が始まつておられます。その中にはかなり具体的な論点も出ておりますから、そのことも参考にしながら、法律ができ次第、すぐにでも一つの個別法が成立できるようにしてまいりたい存じております。

○谷垣国務大臣 今小杉委員がおつしやいましたように、アジア金融危機のとき、あの当時は、旧輸銀、旧基金が緊急融資を相当やりまして、アジア危機を早期に克服するために大いに力を發揮したときは思つております。そういう危機が起つたときだけではなく、その未然防止という観点も大事な点でございまして、さつきおつしやつた

MFとかあるいはアジア開発銀行、こういうようないところと連携をして、金融危機が起こらないような未然の手を打つていく協調というのも私は重要な政策金融の分野ではないかと思つております。

今度のこの法律の中では、新しい政策金融機関融の混乱の防止ということが加えられておりますので、中馬大臣のもので、そういった機能がしっかりと受け継がれていくような制度設計に努めなければいけないと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

果たした役割というのは非常に大きかったと思います。私が議員立法で提案しましたPFI、これは民間と官が一緒になって公共事業とかサービスとかいろいろなことをやろうという、いわば今回の行政改革の先駆けともいうべき法案であつたと思うんですよ。こういうPFIについては、新しいこういうアイデアというものは、なかなか民間金融機関がすぐ乗り出してくれない。そういう間に政策投資銀行は非常に積極的にこれを取り上げていただいて、そして、いろいろな人材もノウハウも蓄積してきているんですね。

こういうPFI、あるいはまた、これから地域再生とか都市再生というのが非常に大事になつてくるんですが、ともすると民間ではなかなか手をつけられない、民間ではしり込みしてなかなかやつてくれない。そういう部分は、やはり、従来せつかくここまで蓄積してきた人材なり経験なり手法というものを生かすことが必要だと思うんで

すね。そこで、この政策投資銀行というものが民営化するんだということで一定の経過期間がありますけれども、それを直ちに民営化させてしまうということに私は一抹の危惧を抱いているわけなんですね。

そこで政策投資銀行が民営化するあるいはその前の移行期間、五年か七年ですか、その間、どういうふうに資金というものを調達するのか。今まで預金を集めることはなくて、ほとんど政府の保証とか起債とかそういう形でやつてきただけに、その辺に不安があるわけですから、そういう政投銀の制度設計については、やはり移行期間、そして民営化後もしっかりと見据えた案を考えていただかなきゃいけないと私は思うんですが、これは両方に。

るな新しい金融技術。こういうのを相当中で蓄積してきておりまして、それは今後とも生かしていかなければならぬ、というござらうと思います。

具体的には、この今御審議をいただいている法
案や、それから、詳細な制度設計に向けた論点整
理というものがございますが、そういうものを見
据えてきちっとしたのをつくつていかなきゃい
かぬ。どういうビジネスモデルができるか、今一
生懸命検討しているところでございますが、ポイ
ントは、政投銀の強みというのは出資と融資を組
み合わせて長期の投融資を行うということだと思
うんですね。そういうビジネスモデルをどうして
やっていくのかということに知恵を出さなきゃい
けない、今、七転八倒しながら脳を絞っていると

ここでござります。
それで、こういうビジネスモデルを通じて、
さつきおつしやつたようなP-F-I等々のところに
リスクマネーが供給できるようにしていかなきや
ならないわけですが、そうすると、ポイントの一
つはまさにどうやって資金調達をしてくるかとい
うことになるわけでございまして、論点整理に幾

邊をこれからしっかりと検討して、おかしくなるいは他機関からの借り入れということもあると思ひます。それから、預金によるホールセールの調達というようなこともあるかと思ひます。その辺を掲げられておりますが、債券を発行する、あ

○中馬国務大臣 政策投資銀行は、開銀時代からいろいろな国家的な大きなインフラ等に相当な役割を果たしてまいりました。しかし、最近では、今小杉議員がおっしゃったように、かなり地域再生とか地域開発に大変な能力を、蓄積がありますから、これをやってくれております。そのことが失われることを逆に自治体等が心配してもおりましたけれども、こういう形に結果的になりました。

しかし、この間総裁ともいろいろと話をしましてけれども、今谷垣大臣からもおっしゃいましたように、これは両方持っているというのは非常に

強めですよと そうなんだということで 謎謡を新たにしたということもおっしゃつておりました。

はり金融の問題等もございましょうけれども、政策投資銀行はそうした地域の開発のノウハウを相当なところまで持つております、立ち退きの方策から自治体との交渉とか、そういうところまでかなりやれるんですね。この一つのコンサルティング業務といったものが逆に主流になつて、そして、金融もちゃんとつけてあげますよといったならば、かなりの、民間だけではなくて、各自治体の需要も大きく出てくるんじやないか。都市再生は今これから課題でございます。そのときに私は大きな役割を果たせると思っておりましたとこ

る、総裁も、そうなんです、中馬さんというよくなことでございました。

そういう形の新たな、国の、社会のニーズに合った一つの金融機関といいましょうか、銀行が民間として活躍できるんじゃないかと私は思いま

す。

金融のことにつきましても、この政策投資銀行

が発行する債券というのは、私はみんな喜んで買
うんじやないか、そこまでも思っている次第でござ
ります。

○小杉委員 政策金融についてはこのぐらいにし
て、次に、特別会計に移りたいと思います。

それで特別会計の歳出の半分以上は国の借金を返済する国債償還費などであつて、国の借金、現在これだけ膨大な借金を抱えているわけですから、しかもそれも毎年ふえているわけですから、その返済額がふえる。つまり、特別会計の支出がふえていくというのは、やむを得ない側面があると思うんですね。しかし、一部には、昨日来指摘されていたように、特別会計のあり方について、いろいろ無駄遣いがあつたんじゃないとか、あるいは天下りの問題とかいろいろ不祥事があつたことも事実でありまして、そういうものは徹底的にうみを出していかなければいけないと思うんです。

たた 一般会計は歳出かどんとん減っているの
に特別会計はふえてるじゃないかという批判も
あるつねんナカシゲー、こしょようつ二忍義が

誤っていると思うんですけれども、この誤解を解くためにも、財務大臣に改めて、この特別会計の経費の特徴というものを明らかにしていただきたいと思うんです。

○谷垣国務大臣 これは、特別会計というのは随分批判も受けまして、たくさんあり過ぎるものだから何をどうしているのかわからない、それから、各役所が自分のポケットみたいに自由に使つて隠し金を動かしているんじゃないとかとか、いろいろな批判があつたことは事実でございます。そこで、この特会改革をしていくメリットとい

うことになりますと、そういうところをできるだけ圧縮したり数を減らしたり不要なものを減らしていく努力をして、全体の国の財政のありかといふものを明確にしていく、こういうことがメリットだらうと思います。他方、デメリットは、特別会計といふのはそれぞれ給付と負担といふものの関係を明確にすることができますので、やは

得が得られやすいのではないかと思うんですが、この点についてちょっと。

○谷垣国務大臣 暫定税率等々ございますので、やはり国民の理解を得ながらやつていくというのが、この問題を考えていく場合の一一番基礎的なポイントの一つだらうと私も思つてはいるわけでござります。

ただ、何に使うかということを特定いたしますと一般財源化を目指すということとややそごが生じてまいりますし、それから、それが環境対策等の新たな財源をつくる、こういう意味合いになつてしまりますと、現在でもなかなかタイトな財政でござりますから、また新たな財源をほかに今度は探してこなければいけないということになつてしまふかも知れない等々のことがございますので、その辺、どうやつて国民の理解を得られるかということは、議論を大いに闘わせてよくよく煮詰めてまいりたいと思っております。

○小杉委員 これ以上答弁を求めるのは谷垣さんも苦しいと思いますから、私は問題提起的に申し上げたいと思うんですよ。これだけ社会経済状況が変わってきまして、これは日本だけではなくて世界的に環境と経済というは密接不可分な関係になつてきたと思うんですね。このリンクageということを考えますと、やはり今までの税制について少し視点を変えて、税制全体の中で環境という視点をもつと考えて取り入れていかなきやいけないんじゃないかというふうに私は考へるわけです。

そこで、質問はいろいろあるんですけれども、集約して申し上げますけれども、こういった税制全体の中で環境配慮型の税制にするという、いわばグリーン税制化ということについて見解を伺つておきたいと思います。

○谷垣国務大臣 環境問題については小杉議員が昔から大変御尽力をされているわけですが、高度経済成長期を中心とした過去では、やはり産業公害型といいますか産業型公害といいますか、そういうものが中心であつたと思いますが、現在で

は、まさに委員が今おっしゃいましたように、オゾン層破壊とか地球温暖化とかそういった地球規模の環境破壊であるとか、随分、環境をめぐる意識といいますかそういうものも変わってきたといふふうに思つております。

先ほどおっしゃつたように、環境というのはもはやただではないのであって、社会的費用を要することだ、その費用をどうやって負担していくかという意識が恐らく税制の中にもなきやいけないという御指摘、私もそのとおりだらうと思つております。

京都議定書目標をどうやつて達成していくかといふさまざまな課題がござりますので、関係省庁における環境対策の取り組み等も十分我々も視野に入れて、御一緒に議論しながら、その社会的費用をどう負担していくか、議論をこれから工夫しなきやいけないと思っております。

○小杉委員 この問題はこれでやめますが、今御答弁にあつたように、私ども党の税調あるいは各部会でこの問題については議論をこれからも熱心に続けていきますが、私は党の環境調査会長で、余り狭く考えないで、もうちょっと、あらゆる角度から環境と経済の関係あるいは環境と税制の関係、こういったことについて幅広く勉強していきたいと思いますので、またいずれ機会を見てこの問題を取り上げたいと思いますが、きょうはこの点でこの問題については終わりたいと思います。

それでは次に、総人件費改革ということをごぞいます。

昨日來の議論を聞いていますと、一律5%削減がけしからぬとか、あるいは最初に数字ありますといふような議論も多かつたわけですけれども、私は、これだけ膨大な組織の入件費なりあるいは組織なりを縮減していくこうと思つたら、ちょっとどう思います。

○谷垣国務大臣 環境問題については小杉議員が

しているわけですけれども、これは、実際にはこれまでやらるべき仕事はたくさんあると思うんですが、まずその辺について、きのうからも御意見ありますけれども、もう一度確認しておきたいと思ひます。

○中馬国務大臣 先般申し上げましたように、一つの大きなこれから行政のあり方を考えたときに、地方に移していく、民間にゆだねていく、こうした中で公務員の数は必然的に現状のままでいるということではありません。

どのくらい減らすかということに対しましては、大きな目標としまして、これはまだ五年で終わるというものじゃなくて、十年でGDP対比率として半減していくといったことまでも、これ

もちゃんと明確にしたわけでございますが、その中での具体的な方法として五年間で5%というのは、こうした有識者会議の皆様方からの御意見も含めて、実現可能な範囲でこの数値も明確にしたわけでございます。

○小杉委員 今度の案では国の行政機関の職員三十三万人を対象とするということですけれども、国家公務員には行政職員だけではなくて、自衛官とか人事院とか会計検査院、そして私たちのこの国会、あるいは裁判所というところの職員もあるわけですね。今回のこの行革法案における総人件費の改革は専らこの三十三万人のところに焦点を当てていると思うんですけれども、私は、今申し上げた他の省庁の職員についても国の行政機関と同じような取り組みをしていくべきではないかと思うんですが、行革担当大臣の意見を聞きたいと思います。

○中馬国務大臣 これは法案にも書いておりますように、ただ三十三万人だけを対象にしているんじゃなくて、総人件費改革は公的部門全体で取り組んでいくことが必要な課題であることから、法案においては、行政機関の職員の定員に加えまして、委員が御指摘になりました自衛官、人事院、会計検査院、国会、裁判所等を含むすべての国家公務員を対象として、五%の純減目標を国の目標

として掲げておるわけでございます。

自衛官の人数につきましては、自衛隊の隊員に対する教育や食事の支給等の民間委託などによりまして、行政機関の職員の定員の純減の例に準じた純減をさせることも可能だということで法案には規定しております。今後しっかりと取り組みが進められていくものと考えております。

また、人事院におきましては、国家公務員の組みが進められていくものと考えております。数を十八年度から五年間で5%以上の純減を行うとの政府の方針に沿つた定員の純減を行うことについて、本法案の閣議決定まで既に決定、公表したことから、措置済みのものとして本法案で具体的に規定しておりませんが、政府の取り組みに歩調を合わせて純減に取り組まれるもの、このよう思つております。

また、国会、裁判所及び会計検査院の職員については、三権分立の観点や各機関の独立性の観点から、その取り組みについては、これらの機関の主体的な判断にゆだねるべきであり、一方、政府としては、各機関の特質にも留意しつつ、行政機関に準じた取り組みを行うよう要請、これは二月二十一日に官房長官名で要請書を出しておりますが、要請したところでありまして、それぞれの機関において適切な御判断が自主的にされるものと期待をいたしております。

○小杉委員 地方自治体、これはいろいろ問題が指摘されております。今回、五年で四・六%の地方公務員純減を要請するとありますけれども、きのうの議論にありますように、地方自治体がやつておる仕事というものは非常に住民に密着した行政が多いですね、警察、消防、福祉、教育というようなことを。そういうものを含めますと、約六五%はそういう住民の公共サービスに従事している。これは一説によると、病院なんかも加えますと、実に八〇%の職員がそういう密着したサービスをやつておる、こういうことであります。この四・六%という数字というのは、私はかなり努力を要すると思うのですが、どういう考え方で臨もうとされているか。

これも、民間に全部任せんじゃなくて、例えば博覧会の展示だけを民間でやりますと非常におもしろい展示をしたりする例が外国にもありますし、各自治体で一部の博物館・美術館でやっております。そういうことも柔軟に取り入れてほしいという願いを込めて、今回それも市場化テストの一つの対象項目に上げさせていただいております。

○小杉委員 ありがとうございました。

○伊吹委員長 これにて小杉君の質疑は終了いたしました。

次に、三ツ矢憲生君。

○三ツ矢委員 おはようございます。自由民主党の三ツ矢憲生でございます。

本日は、小泉改革のいわば総決算とも言える行政改革関連法案で質問の機会を与えていただきまして、感謝申し上げております。

本日は、小泉改革のいわば総決算とも言える行政改革関連法案で質問の機会を与えていただきまして、感謝申し上げております。

この簡素で効率的な政府を実現するための行政改革に関する法律案、大変網羅的で、しかもいわゆるプログラム法でございます。中身がないとの御批判もございますが、私自身は公務員時代に実

は度か行政改革も経験しております。政府の決意と約束を法律の形で示すということは、改革を

あややかなものにしない、あるいは後戻りさせないという意味で、大変大きな意義があるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

もちろん、それぞれの改革の細部につきましてはこれから制度設計がなされるわけでございますが、それだけに当委員会での議論が今後の制度設計のベースになることと思っておりますので、これまでの議論の確認も含め、また私自身は実は役所で人事の仕事もしておきましたのでその経験も踏まえまして、特に人件費抑制、公務員制度改革を中心に何点かお尋ねしたいと思っておりま

す。

まず、総人件費改革でございます。

現在、日本の行政システムは大きな転換期にあることは間違ひございません。二十世紀には、大

量生産、大量消費という民間経済の仕組みの中で、行政の方も画一的なサービスを提供することに重点がございました。しかし、情報化の進展や各自治体で一部の博物館・美術館でやっております。そういうことも柔軟に取り入れてほしいという願いを込めて、今回それも市場化テストでは必ずしも十分ではなくなっております。

ただ、およそ組織あるいは定員といいますか、一度組織ができてしまふ、人がついてしまうと、業務の中身が変わりましても、なかなかこれを変えられない。それどころか、むしろ余計な仕事を自分たちで探してくるというようなこともあるわけございまして、私自身もちょっと経験したことがございます。したがって、今回のこの行政改革に関しましても、役所の方で大きな抵抗があるということは当然予想されるわけでございます。

ただ、このためには、今回の法案にもございまして、平成十七年度末で、国家公務員、國の行政機関の公務員の数は三十三万二千人でございまが、これを行政ニーズの変化に合わせた、業務の大膽な整理を行っていく必要があるというふうに考えておる次第でございます。このようななり張りある業務の見直しを通じて、この公務員の五%純減をどのようにしていくのか。とかくすり減していくこうとするものではありません。それが業務の内容に応じまして自主的にそれぞれのところでひとつ判断して、5%という目標だけは達成してほしいというのが今回の法律の趣旨で御指摘のとおりに、これを一元的に、一律に純減していくこととするものではありません。それぞれ業務が多忙な部門での職員の士氣にもかかわると思いますが、私はアフリカに出張いたしました。ナイジエリ亞とガーナに行ってきたんですが、非常に少ない人数で、しかも幾つかの国を一つの大便館で兼轄しているという例がございまして、何にもないと云なさいらしいのですが、国連の常任理事国になりたての、もうこれは時代的な役割が終わつた業務ではないか、こういったことを指摘させていただいております。そして、各省庁と一つの通り合わせをしながら、これを積み上げていく方式をとつております。そういうことから、決して一律にやるわけじゃない。ところが、出る方は、アメリカなどでもそうですが、先生方も御経験おありになると思いますけれども、もうパースポートのチエックなんかは航空会社に委託しているような状況もございまして、そういうことも含めて、一部公権力の行使にかかるるような部分についても聖域なくぜひ大胆に見直しをしていただきたいなというふうに考えておるわけでございますが、この点につきまして竹中総務大臣の御所見を伺いたいと思います。

○竹中國務大臣 お答えを申し上げます。

さて、いわゆる治安部門の職員でございますが、私ども政府・与党で、平成十四年末では治安関係四・九万人、四万九千人の職員がおつたわけですが、これを行政ニーズにおこたえしますが、これを平成十七年度末には六万三千人まで増加させております。そういうことでございますが、これを平成十七年度末には六万三千人まで増加させております。そういうことでございます。その方法としましては、有識者会議の方々にゆだねまして、我々が命令するとかあることはまた強制的にやれというんじゃないなくて、これだけは達成してほしいというのが今回の法律の趣旨でござります。その方法としましては、有識者会議の方々にゆだねまして、我々が命令するとかあることはかなり思い切って減らせるんじゃないと思います。

ちょっと一例を申し上げますと、昨年の十二月に私はアフリカに出張いたしました。ナイジエリ亞とガーナに行つてきました。ナイジエリ亞とガーナに行つてきましたが、非常に少ない人数で、しかも幾つかの国を一つの大便館で兼轄しているという例がございまして、何にもないと云なさいらしいのですが、国連の常任理事国になりたての、もうこれは時代的な役割が終わつた業務ではないか、こういったことを指摘させていただいております。そして、各省庁と一つの通り合わせを

しながら、これを積み上げていく方式をとつております。そういうことから、決して一律にやるわけじゃない。ところが、出る方は、アメリカなどでもそうですが、先生方も御経験おありになると思いますけれども、もうパースポートのチエックなんかは航空会社に委託しているような状況もございまして、そういうことも含めて、一部公権力の行使にかかるるような部分についても聖域なくぜひ大胆に見直しをしていただきたいなというふうに考えておるわけでございますが、この点につきまして竹中総務大臣の御所見を伺いたいと思います。

○竹中國務大臣 お答えを申し上げます。

委員の御指摘は、まさにめり張りをつけながらも、やはり厳しくやれるところはやれということだと思います。

十八年度におきまして、治安、徴税、安全、安心など重要な施策に重点的に定員を配分した、め

り張りをついた、そういう努力を私たちもいたしました。千四百五十五人、行政機関全体で純減しているわけですけれども、その一方で、治安、徵税にはプラスで八百七人つけております。したがって、その分、その他の部門ではマイナスの二千百六十九人ということで、そういうめり張りはつけさせていただきました。安全、安心はやはり重視をしなければいけないと思います。

しかし同時に、やはりそういう分野においても、民間委託ができるかとかITが活用できるかとか、そういう減量、効率化に取り組みまして、その意味では、めり張りをつけながらも増員を最小限に抑える努力が必要であるというふうに思つておりますし、そういう方向をぜひ目指したいと考えております。

○三ツ矢委員 今申し上げました治安部門について

ましてもぜひ聖域なく切り込んでいただきますよ

うに、また、これは公平性の観点からもぜひお願

いしておきたいと思つております。

それでは次に、公務員制度改革の関連でお尋ね

したいと思つております。

私も先ほど申し上げましたように、以前、國家公務員の職におきましたこととございまして、

これまでの人生の中でもいろいろな公務員の方に

お会いしてまいりました。全員というわけではございませんけれども、私の印象では、恐らく九五

%以上は本当にじめに献身的に国家のために努

力をしている。きょうはこうやつて国会で質問さ

せていただいておりますが、この答弁をつくるの

に大変な御苦労もされているわけですね。本当を

言いますと、国会の方で、質問の通告をできれば

前日の夕方までにやれとか、そのぐらいのことを

決めないとなかなか本当の行政改革というのはで

きないと思うんですね、それは余計なことでござ

いますが。なかなか今の状況、特に最近のいわば

公務員バッシングのような状況の中で、どうも国

家公務員全体の士気が余り上がっていないんじや

ないかというふうに見えるわけでござります。

ちょっと話に聞きましたら、若い職員の中途退

り張りをつけた、そういう努力を私たちもいたしました。千四百五十五人、行政機関全体で純減しているわけですけれども、その一方で、治安、徵税にはプラスで八百七人つけております。したがって、その分、その他の部門ではマイナスの二千百六十九人ということで、そういうめり張りはつけさせていただきました。安全、安心はやはり重視をしなければいけないと私は思つております。

しかし同時に、やはりそういう分野において

も、民間委託ができるかとかITが活用できるか

とか、そういう減量、効率化に取り組みまして、

その意味では、めり張りをつけながらも増員を最

小限に抑える努力が必要であるというふうに思つ

ておりますし、そういう方向をぜひ目指したいと

考えております。

○三ツ矢委員 今申し上げました治安部門につき

ましてもぜひ聖域なく切り込んでいただきますよ

うに、また、これは公平性の観点からもぜひお願

いしておきたいと思つております。

それでは次に、公務員制度改革の関連でお尋ね

したいと思つております。

○三ツ矢委員 今申し上げましたように思つ

ております。

○中馬國務大臣 今委員がおっしゃいました公務

員の、特にこうした本省で頑張っていたい

る皆様方も含めて、公務員の大の方の方は、それが

八割か九割かはともかくといたしまして、本当に

まじめに一つの使命感を持ってやつていただいて

いること、それからまた、この国会の今あり方

等も含めて、今委員が御指摘されましたこと

と、全く私も共通認識を持つていて一人でござい

ます。

ところで、その改革にも資することになるか

と思いますが、簡素で効率的な政府への道筋を確

かななものにするためには、本法案におきまして、

今後の行政改革の方向性を定めることと相まつ

て、委員御指摘のとおり、行政を担うこととなる

ところです。

○三ツ矢委員 今中馬大臣もおっしゃいました

が、ことしの一月からでございますが、評価の試

行を導入して、着実に、非常に難しい取り組みだ

うかと思います。また、評価のやり方によりまし

ては、逆に失敗を恐れて伸び伸びとした仕事がで

きなくなってしまうというような弊害もあるやに

ります。

民間の場合は、実績というのが、数字で出でく

るとか、利潤あるいは営業成績、非常にわかりや

すい形で出てくるわけでございますが、なかなか

公務員の場合は成績、実績が目に見える形で表に

出てこない、あるいは見にくいうことがあろ

うかと思います。また、評価のやり方によりまし

ては、逆に失敗を恐れて伸び伸びとした仕事がで

きなくなってしまうというような弊害もあるやに

ります。

○中馬國務大臣 こうした中で、今中馬大臣もおっしゃいました

が、ことしの一月からでございますが、評価の試

行を導入して、着実に、非常に難しい取り組みだ

うかと思いますが、この取り組みを進めておられる

ところです。

○三ツ矢委員 ところが、ことしの一月からでございまして、これは竹中大臣にお伺いしたいと思います。

○竹中國務大臣 三ツ矢委員は、この面での、ま

さに人事の御経験、大変深いわけでいらっしゃ

ますが、能力・実績主義、どちらかというとやは

り公務員の世界は、鉄の年功序列といいますか、

それが強過ぎるものですから、何らかの形で能

力・実績主義的な考え方を入れなければいけない

そこはやはり方向としては目指さなきゃいけない

当面の方向であると思います。ただし、客観的に

これを把握して適切に評価するというのは、これ

は大変難しい。

そういう観点から、ことしの一月から、まず、

人事評価の第一次の試行を開始しております。こ

員制度改革において能力・実績主義の導入ということですが言われておるわけでございますが、職員の評価につきましては、民間企業でも、最近はどうが、やはり官僚機構、これからも一定の非常に重要な役割を政府の中で担つていくのは間違いございません。

そういう意味で、優秀な人材の確保ということを含めまして、今後、公務員制度改革を進めていくに当たつて、優秀な人材が生き生きと仕事をできるようになります。たしか、一番最初に日本でこのシステムを採用したのは富士通だったと思いますが、もうこれもやめてしましました。そこでこの制度を導入しようとしているのかなど、それができないような環境を整備していくことが私は必要ではないかというふうに思つていただいているわけですが、もうこれもやめてしましました。

そういう意味では、公務員は、どうも一周おこぎだつたんじゃないかというふうな反省もあるようございます。たしか、一番最初に日本でこのシステムを採用したのは富士通だったと思いますが、もうこれもやめてしましました。そこでこの制度を導入しようとしているのかなど、それができないような環境を整備していくことが私は必要ではないかというふうに思つていただいているわけですが、もうこれもやめてしましました。

そこで、この点につきまして中馬大臣の御所見を伺いたいと思います。

○中馬國務大臣 今委員がおっしゃいました公務員の、特にこうした本省で頑張っていたい

る皆様方も含めて、公務員の大の方の方は、それが

八割か九割かはともかくといたしまして、本当に

まじめに一つの使命感を持ってやつていただいて

いること、それからまた、この国会の今あり方

等も含めて、今委員が御指摘されましたこと

と、全く私も共通認識を持つていて一人でござい

ます。

○三ツ矢委員 ところです。

○中馬國務大臣 行革の重要な方針に沿つた取り組みを、今申し上げたような形で着実に、しかし堅実に進めてまいりたいと思っております。

○三ツ矢委員 実は、私が某省の人事課長をやつ

たような形で着実に、しかし堅実に進めてまいりたいと思っております。

○三ツ矢委員 まさに、私が某省の人事課長をやつ

のよう取り組まれるのか、どのような制度設計を考えておられるのか、中馬大臣にお伺いしたいと思います。

○中馬国務大臣 私も天下りといふ言葉は好きじゃないので余り使いたくないんですが、世間では天下りと、それから、きのうも議論になつておりました官製談合、何か混同されたような形にされております。

これから時代、今おっしゃいましたように、官民が人事交流もかなり自由にし合つていくとか、あるいは、限られた本当に優秀な方々ですから、その人材を生かしていくためにも、一将功成りて万骨枯るといったような形で、だれか局長や次官になられた後全部やめていく、しかも、それもかなり不本意ながら別の会社に行くといったよう、一部でしょうかれども、方があつては私はならないと思うんですね。そういうことから、今回実績・能力主義といった形も一つの方法としてこうして提言されているわけでございますが、このことを私たちも制度化していかなければいけないと思つております。

能力・実績主義というのは、ただだれかをほんと引き上げるという意味じやなくて、ある人がそういう次官の役割を務めることになられても、次の人は別的能力をお持ちでござりますから、別の局長として頑張つていただくとか、あるいはどこか一つ大きな、それは外郭団体であつても私は構わないと思いますが、そこでやられてもいいと思ひます。二年間しばらく待機しとか五年間とかいうのは、私は本来の姿ではないと思います。せつかくの人材をそこで塩漬けにしてしまうわけですから、本来であればそれは自由に行つて、また新たなところで、民間におりた場合でもそこの中で活躍をしていただくのが私は本来の姿だと思つています。

ただ、今そうした不祥事が起つておりますから、各省は自主的にそのような方式をとつておりますし、また政府としても、そういうことを現在の制度のもとではせざるを得ないところであつ

て、やつておりますが、ともかくそした再就職によりまして公務の公正な執行がゆがめられないと、そういうことがないという範囲の中では、職員が在職中に培つた経験や能力を退職後に有効に

活用していくことが私は必要なことだと思っております。

今回の防衛施設庁あるいはまたそした問題につきましても、今申し上げましたように与党申しことにありますから、あのことで少しあつてはありますけれども、本来は、いい意味での公務員制度改革におきまして、能力が十分に発揮できると同時に、外部に行かれまして、そこの時点ではまだ大いに、公務を逸脱した形、倫理観を失つた形でのことは絶対してはなりませんけれども、それ以外の形では大いに能力をそれぞれの場所で発揮していただきたい、そのように、願う制度にしていただきたいと思つています。

○三ツ矢委員 たしか公務員の退職年齢を五年間で三歳引き上げようという計画があつたようと思つておりますし、まだ進行中ではないかと思ひます、私が当時経験しました感じで申し上げますと、たしか平均が五十三歳ぐらいだったですね、当時、五年ぐらい前でござりますが、それが十三ぐらい上がりまして、後その手当でもしないといふことになりますと、これは生活に直接響いてくるわけでござりますし、なかなか再就職もできな

いというようなことでは、公務員も人間でござりますから、何かやはり食べる道を残してやらないといけないということだと思います。

もう一つ申し上げますと、再就職して、そのした人がハッピーカーかというと、必ずしもそうではないんだと思うんですね。職場環境も変わりますし、人間関係も全く新しい中に飛び込んでいくわ

けでござりますから、今まで長年いた職場を離れてそういうところに入つていくということは決してハッピーではないんだと思うんですね。ただ、これは食べるためにはむを得ないというような事情もあるんだと思います。

私は、再就職の問題に関しては、やはり受け皿を絞るということはもちろん大事だとは思うんで、そういうことがないという範囲の中では、職員として全うできるようなシステムを霞が関の中で構築することだと思うんですね。今、事務次官の定年がたしか六十二歳だと思いますが、これを

職として全うできるようなシステムを霞が関の中で構築することだと思うんです。一方で、今大阪市の例を挙げられますけれども、やはり極端な例がある。しか

し、また他方で、物すごく思い切つて人件費を削つたり努力しているところもあるというのも事実なんでございます。したがつて、全体として

は、これまで定員管理、給与の適正化、民間委託、それなりに一生懸命取り組んできておられる方の活力を阻害しないように注意する必要があると思つていますけれども、ぜひ、霞が関の中のシ

ステムを、今申し上げたように、繰り返しになりますけれども、公務員が公務を大職として全うできるよう制度設計をお考えいただきたいというふう思います。

だんだん時間がなくなつてまいりました。一つ飛ばしまして、地方行革の話を伺いたいと思いま

す。

今回の法案では、平成十七年四月現在ですか、地方自治体の職員が三百四十四人おられるわけですが、これを四・六%以上削減する、純減すると規定されておるわけでござります。全体としては、これが地方行政のスリム化、これはなかなか進んでいます。これは十七年度中で出てきておりますので、我々としては、今後、この出されました集中改革

プランを平成十八年度の早期に公表状況を取りまとめて公表したいと思っております。そして、地方行革の取り組みに対する情報提供とか取り組み状況に応じた適切な助言を、これは我々としては助言をする立場にあるわけですので、しつかりと進めて、地方行革の推進に積極的に取り組んでいきたいというふうに思つております。

○三ツ矢委員 市場化テストでの御質問を一つ申し上げようと思つたんですが、今の地方行革の問題と関連しまして、実は地方では、これは市場化テスト以前の問題だと私は思うんですが、とつともアットソーシングしていくもいいような、例えば清掃業務で思つたんですが、今の地方行革の問題と関連しまして、実は地方では、これは市場化テスト以前の部分に切り込んでいかないと、やはり日本

の職員数は大阪市が百九十一・四人、福岡市が八十・四人なんですね。物すごく差がある。同じような業務をやっておつてこんなに差があるわけですね。これはどこから来ているのかなと、ちょっと私も中身を全部知つておるわけではございませんので非常に不思議ですね。物すごく差がある。同じよ

うな業務をやっておつてこんなに差があるわけですね。これはどこから来ているのかなと、ちょっと思つたんですが、今はございませんが、今後この部分に思つておるんですけど、まだ官がやつてはいるところがいっぱいあるんですね。これに連絡しまして、これは要望にどどめたいと思ひます。これが、市場化テストの法案を審議していく過程で、ぜひ地方に対しても切り込んでいただくよう強くお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、最後になりましたが、特別会計改革の中では道路特定財源の問題でお伺いをしたいと思ひます。

○竹中國務大臣 地方自治体に関しましては、今

先ほどの小杉委員の質問とも若干重複する部分

この際、委員長から一言申し上げます。

ております。

うか、これを確認をいたしたいと思います。

もあるかと思いますので繰り返しませんが、やはり私も、道路特定財源については、一般財源化を前提として使途の特定を行えないような見直しを行うということについては若干危惧の念がござります。地方におきましては道路整備の需要が実はまだ根強いものもございますし、また、これまでの経緯にかんがみますと、納税者の十分な理解を得ていく必要があるというふうに思っております。

一つの例で申し上げますと、例えばその財源を使つて高速道路の料金を下げるとか、あるいはそういうことも考えられると思うんです。なかなか今の時点でお答えになりにくい面もあるうかと思いますが、谷垣大臣の御所見を伺いたいと思います。

○谷垣国務大臣 先ほど小杉委員にもお答えしたところであります。一般財源化を目指していくという方針でやっているわけありますが、同時に暫定税率等々で納税者の御協力をいただいていることでもありますから、根本は納税者の理解をいただきながら、率直に申し上げまして、その水準等は、今の危機的な財政状況を考えますと

暫定税率等をもとに戻すということはなかなかしないといふことがございまして、そういたしまず、やはりどうやって御理解を得られるかといふことがポイントになつてくるだらうと思ひます。

もちろん、では、こういう目的に使え、あいいう目的に使えということを余り強く今度打ち出しますと、一般財源に向かっていくということとそこが生じてまいりますので、そこがなかなか難しいところでござりますけれども、今後、十分よく議論をさせていただきたいということを考えております。

○三ツ矢委員 どうもありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

○伊吹委員長 これにて三ツ矢君の質疑は終了いたしました。

行政の最大のねらいの一つは、やはり公務員に効率的に働いてもらうことですから、要請をされた政府委員にはできるだけきちっと質問をするようにしてください。安倍官房長官は、当初からこにずっと座つておられます。そのこともよく考えて御質問をしていただくように。

○石井啓一君。
石井啓一でございます。
委員長の御発言でございますが、私の質問の中で安倍長官への質問はございませんので、申しわけございませんが、これはあらかじめ質問通告をされているものでございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

私は、本日は行革推進法案につきまして質問をさせていただきたいと思いますが、まず、政策金融改革でございます。

○中馬国務大臣 今、石井委員御指摘のとおり、今回の行革法第四条第四号におきまして、内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズム、感染症等による被害、そうした形で混乱が起きたときの民融機関も活用した危機対応体制を整備するということが規定されております。

○中馬国務大臣 先ほど言いましたように天下りは、この言葉は私は好きじゃありませんが、世間の批判的な形で、また、事実そうした政策金融機関のトップにはとんど事務次官経験者が就任されてしましましたようなバブルがはじけた後の金融不安のときに三十兆円をやつたとか、あるいは阪神大震災の後の金融的な支援の方針だと、いろいろなことがあります。それを全部一々細かく規定することは難しいかと思いますが、いずれにしましても、そういうことは柔軟に政府として対応できる、そしてそれが民間金融機関やこの新政策銀行が対応できる形は制度設計の中にはつきりとうなつておりますから、行政改革の重要な方針においてはこのような形のいわゆる天下りを廃止することになりますけれども、その中でも、今おつしやいましたようなバブルがはじけた後の金融不

安定のため必要な金融について、新政策金融機関、新しく統合する政策金融機関、「及び第六条第一項に規定する機関」、これは民営化する商工中金、それから政投銀、「その他の金融機関」、これは現在の民間の金融機関ですね、「により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備するものとする。」こういう規定がござります。

○中馬国務大臣 たつていただきたいと思っております。

○石井啓一君 続きまして、新政策金融機関のあり方でございますけれども、これは法案の第五条第三号で「新政策金融機関の経営責任者は、これを適正かつ効率的に運営するため、」「特定の公務の経験を有する者が固定的に選任されることがないよう十分に配慮するものとする。」こういうふうにされております。一方で、昨年十二月二十四日に閣議決定をいたしました行政改革の重要な方針の中には、新政策金融機関につきましては「トッピングマネジメント」と書いてありますから、これは通常は総裁とか理事長とかそういうトップの方が想定されますけれども、今回法案の中で「経営責任者は、」というふうになつてまして、これはトッププラスアルファ、少し幅が広くなつたのかなという印象をもつておるんですけど、この法案に言う経営責任者の範囲というのはどこまでなのか、この点についてもあわせて確認をいたしたいと思います。

特に、行政の重要な方針に「トッピングマネジメント」と書いてありますから、これは通常は総裁とか理事長とかそういうトップの方が想定されますけれども、今回法案の中で「経営責任者は、」というふうになつてまして、これはトッププラスアルファ、少し幅が広くなつたのかなという印象を持つておるんですけど、この法案に言う経営責任者の範囲というのはどこまでなのか、この点についてもあわせて確認をいたしたいと思います。

（略）

○石井(啓)委員 ありがとうございます。

同じく第五条の第四号、これは新政策金融機関の組織の方につきまして、例えば国内金融の業務を行う部門と国際金融の業務を行う部門に大別する、その部門ごとに専門的能力を有する職員の配置及び育成を可能とする、そのほかにも記述がございますけれども、この新政策金融機関の組織の方でござりますが、これは、私は、新政策金融機関の利用者でございます個人あるいは中小零細企業の方、また農林水産業者の方、こういった利用者にとって利便性が維持向上されると

いうことが最も重要な配慮事項の一つであろうと、いうふうに考えますが、この点について行革大臣のお考へを確認いたしたいと思います。

○中馬国務大臣 昨年末の閣議決定されました行革重要方針におきまして、借り手側の視点に立つた効率的な組織となるよう努める、あるいは、専門の窓口設置、人材育成など専門性の活用・強化に取り組む、こういうことが規定されております。それを受けまして、今回の本法律案におきましては、「国内金融の業務を行なう部門にあつては、当該業務の態様に応じた区分を明確にしてその内部組織を編成するもの」とする旨や、「専門的能力を有する職員の配置及び育成を可能とするもの」といった旨の規定をしておるところであります。

今後、詳細な制度設計を行つてまいりますが、その中で、簡素でかつ効率的な組織とする基本としつつ、借り手の利便性の維持向上という点も踏まえまして、適切な窓口・職員配置・専門能力の維持強化を行う観点から具体的な方策について検討してまいりたい、しっかりといた形で入っていきたいと思っています。

○石井(啓)委員 今の点についてはよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、この政策金融改革につきまして有権者の皆さんにお話をしますと、実は、商工中金からお金を借りているんだけれどもこれはどうなるんだろうかなということで、現在、現行の政

策金融機関から貸し付け等を受けている方、あるいは債券を保有している方、こういった方に不利益が生じないことが重要だと思います。

これは法案の第十三条の二号にその旨の規定が書いてありますけれども、例えば貸し付けを受けている方について申し上げれば、金利とか返済期間あるいは返済方法、こういった貸し付け条件を変更するというようなことは、これは毛頭あり得ないことであるということを確認させていただきたいと思います。

○中馬国務大臣 委員御指摘のとおり、十三条第二号では、この政策金融改革を実施するに当たりまして、現行政策金融機関が行つた貸し付け等を受けた方々や現行政策金融機関が発行した債券の所有者の方々の利益が不当に侵害されないようにする旨規定をいたしております。

そういうことから、この規定に照らしますと、政府は、現行政策金融機関が行つた貸し付けにつきまして、特段の事情がないにもかかわらず、一方的に利用者の不利益となるよう金利・返済期間・返済方法等の貸し付け条件を変更することのないよう留意しなければならない、このように考えております。

○石井(啓)委員 ありがとうございました。

統いて、特別会計改革につきまして、きょうは一問だけ質問させていただきたいと思います。

先ほども小杉委員あるいは三ツ矢委員の質問にもございました道路特会の見直しでございますけれども、法案では第二十一条「道路整備特別会計等の見直し」の第三項に規定をされておりますが、御承知のとおり、道路特定財源につきましては、かさ上げをされております。

従来は、道路整備五カ年計画、五年ごとに、どれだけの道路整備が必要なんだということで五年ごとにその整備のために必要な財源としてこれだけかかるから税率はこれだけにしてほしい、ということで暫定税率を決めてきている、こういう経緯が

ございます。暫定税率も、過去の経緯をたどってみると、少しずつ税率も上がってきておりまして、現状では本則税率に加えて二倍ないし二・五倍、こういう水準になつてあるわけあります。

したがつて、暫定税率をお願いしてきた経緯というのは、あくまでも、道路特定財源を納税していただいている方に、受益者負担という観点から、あなたちは道路を使つているわけだから道路整備のために本則税率にかさ上げして暫定税率をお願いしたい、こういうことで従来はお願いをしてきたわけでございます。

したがいまして、一般財源化するならば、本来は、私は、暫定税率を本則税率に戻すということが税の立場からすると筋だ、こういうふうに思うんですね。これは、私ども公明党としても、そういう考え方をそもそも持つていたわけでございます。

そういう立場で昨年秋の特定財源の見直しも臨んだわけですが、さはさりながら、現下のこの厳しい財政事情等を考えると、あるいは環境への負荷等を考えると、税率を維持することはやむを得ないのでないか、こういう一方の課題もございまして、私どもも、道路特定財源は、納税者の理解が得られることを大前提として税率の維持はやむを得ない、こういうふうに受け入れたわけでございました。したがつて、今後、この特定財源の使途等の具体的な見直しが行われるわけでありますが、あくまでも納税者の理解を最も重視して具体的な見直しをしていただきたいと思います。

財務大臣と国交大臣からそれぞれ御答弁をいただきたいと思います。

○北側国務大臣 今、石井委員がおっしゃつておられたとおり、道路特定財源につきましては、これまでましたとおり、現在の道路整備五カ年計画、この五カ年計画の中で、必要な道路整備にかかる費用ということをまず前提にいたしまして、そして各税目につきまして暫定税率を定めさせていただいている。その暫定税率については、

税日によって違いますが、それぞれ二倍前後の暫定税率になつてあるわけでございます。

おっしゃつておられたとおり、これは自動車利用者の方々、ユーチャーの方々が負担していただいていることとして、自動車利用者の方々、税負担者の方々の御理解をしつかり得て論議を進めいくということが一番肝要なことであるというふうに考えております。

これはやはり、今申し上げたことからするならば、当然のこととして、自動車利用者の方々、税負担者の方々の御理解をしつかり得て論議を進めいくということが一番肝要なことであるというふうに考えております。

今回、道路特定財源の一般財源化を図るということで、これから本格的な論議に入つていくわけになります税でございまして、なおかつ、今申し上げましたように、暫定税率をお願いしているところでございます。

今回、道路特定財源の一般財源化を図るということで、これから本格的な論議に入つていくわけになります税でございまして、なおかつ、今申し上げましたように、暫定税率をお願いしているところでございます。

私は、今委員のおっしゃつたように、これまでいたとおり、御意見の御開陳がございました。

私も、今委員がおっしゃつていただきましたように、今の極めて厳しい財政状況をかんがみますと、この税率を維持して有効に使わせていただくということはお願いせざるを得ない、こういうふうに思つておられるわけであります。今まで自動車のユーザーに道路整備に使うということで御負担をいただいていたと、この経緯をかんがみますと、踏まえて御意見の御開陳がございました。

私は、今委員がおっしゃつていただきましたように、今の極めて厳しい財政状況をかんがみますと、この税率を維持して有効に使わせていただくということはお願いせざるを得ない、こういうふうに思つておられるわけであります。今まで自動車のユーザーに道路整備に使うということで御負担をいただいていたと、この経緯をかんがみますと、今、北側大臣からも御答弁がございましたように、一般財源化を図るに当たつては、そして新しい仕組みをつくっていく上に当たつては、ユーザーに十分、納税者に十分御理解がいただけるような手立てを講じながら一般財源化を図つていくというふうに思つておられます。今後、十分議論をさせていただきたいと思っております。

○石井(啓)委員 よろしくお願いいたしたいと思います。

一般財源というのは、本来は使途を特定しない財源ですから何でも使えるわけですから、初めから一般財源でこの税がつくられていればそういう議論もあるかと思いますが、今申し上げまして、

いえ、その使い道については、やはり道路特定財源の納税者の理解が得られるよう使用でなければならないということを重ねて申し上げたいと思います。

続きまして、総人件費改革でござりますけれども、法案の第四十二条の第二項におきまして、総人件費改革で、十七年度における郵政公社の職員を含む国家公務員約九十四万六千人の総人件費、これは十七年度の人件費がまだ出ていないようで、十五年度の人件費でいくと約八・六兆円になるようですが、この対GDP比を長期的に半減をするという目安が示されておりますけれども、これはなかなか難しいんじやないかと思うんですね、数字を分析していくますと。その実現可能性についてはどういうふうにお考えになつて

また、この記述が「できる限り近づくことを長期的な目安として、これに留意する」ということで、随分いろいろな縛りがかかっていまして、目

○中馬國務大臣　急人牛費改革は、もう五年五
　　% 標じやないことはよくわかりますけれども、どう
　　いうふうにこの表現は理解したらよろしいのか、
　　この点について伺いたいと思います。

という言葉がずっと定着しておりますが、それだけで終わってしまうものではない、一つの日本の国の、冒頭から申しておりますように、相当長期的な行政機構そのもののあり方を変えていこうと

することでございますから、その中における公務員の位置とかあるいは割合といったことも一つのめどをつけておく必要がある。そういうことから、短期的じゃなくして長期的なものですよといふことも含めてこの表現になつております。まさにその目標であり目安であるわけでございまして、これが実現をする一つのものだという形でここに表記されているものではありません。国民にわかれりやすく提示した、このように御理解いただきたいと思います。

いずれにしましても、九十五万人の国家公務員の約三割を占める郵政公社職員、二十六万人です

一九〇〇年、一異常七二二年、一務員七

ていただいております。

ざいまして、独立行政法人通則法に基づき法人格を付与され、国とは別の法人格となつております

また、その役職員につきましては、同法第二条

第二項の特定独立行政法人として個別法によつて規定されたものを除き、国家公務員の身分は有し

ないこととされまして、独立行政法人通則法におきまして、このような公務員型の特定独立行政法

人とする要件を、その業務の停滞が国民生活または社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす

と認められるもの。その他法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役職員に国家公務

員の身分を与えることが必要と認められるものとしているところでござります。

行政改革推進法案第五十二条におきまして、平成十八年度以降この中期目標の期間が終了する公務

第一回 全般に附いて期日が経て公務員型の特定独立行政法人につきまして、その業務

を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、必要と認められない

ときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させる旨を規定しているところであります

が、その際の問題点としましては、独立行政法人
通則法の規定に則り、その業務の享帶^{きようたい}が国民生活

通販法の規定に則り、その業務の停滞が国民生活または社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及

ほすこととなる事態が生じること等を想定しているところでございます。

す。○石井(盛)委員 では 最後の質問でございま

法案の第五十五条に地方公務員の職員数の純減があります。これまでの質疑の中では、この地方

公務員の純減目標四・六%以上、厳しい目標ではなハかと、ハう指商も、ござハましたが、私はちょつ

と逆の見方をしておりまして、一つは地方公務員の三令轉化二つめに用意の仕事、三つめは、この

の年齢構成といふのか団塊の世代が非常に多いんですね、国家公務員の年齢構成に比べると地方公

務員は非常に多い。この団塊の世代がこれから退職時期を順次迎えるということが一つございま

す。もう一つは、ここ数年の市町村合併、約三千二百あつた市町村が千八百まで合併をしたわけで

第二類第八号 行政改革に関する特別委員会議録第四号 平成十八

揮できる。この二点を考えると、この四・六%というのは直近の五年間の実績に基づく数字でありますから、私はこの実績の四・六%を大きく上回る純減ができるのではないかというふうに考えております。この点について行革大臣と総務大臣から御答弁をいただきたいと思います。

○竹中國務大臣　四・六%を上回るというのは、確かに、これは厳し過ぎるという御意見もあるし、委員がおつしやつたように、いや、これは期待できるのではないか、いろいろな御意見があるというふうに承知をしております。

府県が出しておりますが、これの数字を見ましても、ほとんどが、向こうが出していく数字で、すよ、四・六%をかなり上回る。我が県は何千人といつたような数字を出し始めております。そういうことからするならば、私は、これは「以上」と書かせていただいておりますが、以上が達成されるものと確信いたしております。

○石井(啓)委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○伊吹委員長 これにて石井君の質疑は終了いたしました。

次に、大串博志君。

○大串委員 民主党の大串博志ござります。

も議論がありました。塩川元財務大臣が、母屋でおかゆをすすつてゐるときに離れですか焼きを食べつてゐる状態、こういうふうに話もされたようになります。非常に無駄の多い部分がまだ残つてゐる、そういうふうに指摘されております。この無駄をいかに削つて効率的にしていくか、これが一番重要な課題だらうというふうに思つております。ですから、この行政改革推進法案の中にも特別会計の改革が大きな柱として入れられてゐる、これは内容としては非常に重要なことだらうというふうに思つております。

そこで官房長官に、まず政府を代表する立場とてお尋ねしたい、と思ひます。

來、削減して最少とするとともに、今後五年間に
おいて、合計約二十兆円程度の財政健全化への貢
献を目指すこととした踏み込んだ改革案を策定し
たところであります。そして、その第一歩とし
て、十八年度予算において合計十三・八兆円の余
剰金を財政健全化のために活用し、着実に成果を
出していけるところでござります。

政府としては、今後とも、この改革案に沿つ
て、簡素で効率的な政府の構築に資する実質的な
効果を伴った改革にするよう努めています。
い、こう考えております。

○大串委員 ありがとうございます。今官房長官によ
る改定に代えて、こちらも少しお待機ください。ま
上

在で四万一千人、過去最大の純減というふうになつてゐるわけですが、平成七年から十一年連続した累計は二十四万人の純減、四・六%、過去かなりやつてまいりました。国家公務員の純減というのはわずかだったことを考えますと、地方は減らしてきた、努力をしてきたということも事実だと思います。

きょうは行革推進法案の審議ということで、小泉総理は、この行革推進法案を今国会に提出になりました。今国会を行革国会というふうに位置づけされ、この行政改革推進法案、非常に目玉法案の一つとして重視されているわけでございます。私も、この法案は非常に重要な位置づけを持つ法案だというふうに認識しております。

昨年九月の予算委員会のときにも、前原代表からこの特別会計の議論が提示され、そのときに総理も、各省いろいろな抵抗はあるだろうけれどもしっかりと頑張っていきたいということを言明されました。経済財政諮問会議でも一連の議論がずっと行われてきました。この一月の施政方針演説でも、総理は、再び特別会計の改革にも触れられ

考え方 そのねらい、意図 これに関しては私も全く意見を異にすることはありません。特に、冒頭おつしやいました、数が多い、監視が不十分になつていて、無駄が多い、そういうことから、特別会計の数を減らして、そして今般は余剰金等々を財政健全化のために利用し、簡素で効率的な政府をつくっていく、こういう考え方自体には全く

地方公務員の場合、定員の純減に向けた取り組みを行うに当たりましては、例えば教育、警察、福祉、こうした問題は、国が法令等でその配置基準を定めており、そういう分野が約三分の二を占めているという点がある、そういう制約があるというのも一つのポイントであろうかと思いま

何となれば、一番大きな点を申しますと、やはり財政の面があろうかというふうに思います。国の債務残高のGDP比が一五〇%を超え、この財政の再建、健全化の道筋を今後どうしていくかと、いう喫緊の課題の中で、この行政改革推進法案、しつかりとした結果を出していけるようなものになつていいのかどうかということが非常なかぎり

れで、行政改革推進法案の中でしっかりとやつていいということを述べられております。

私も異を唱えるものではございませんけれども、実際にこの法律案の中に掲げられている具体的な内容を見てみますと、本当に実効性のあるものになつてゐるかということはやはり議論が必要なんだろうというふうに一つ思います。

委員長のお許しを得まして資料をお手元に配らせていただいております。一ページ目が特別会計

いずれにしても、私たちとしては、これまで努力をしてきたということを踏まえて、さらに地方公共団体においてこれまで以上に徹底した行政改革を進めていただく必要があるというふうに思つておりますし、そうしたさらなる上積みを期待しているところでございます。

なつていようというふうに思うわけでございま
す。
そこできょうは、この行政改革推進法案、本当にこういう面からしつかりとした実効性を持つものになっているかという観点からの質疑を行わせていただければというふうに思います。その中で

○安倍国務大臣 特別会計につきましては、まずその数が多い、その結果、監視が不十分になつてゐる、そしてまた無駄な支出が行われやすいのでないかという批判がござります。こうした批判を踏まえまして、財政健全化に貢献を果たすため、そしてまた国民にしつかりと説明責任を果たす

○中馬國務大臣 委員おつしやるとおりでございまして、私の方は今ここということまでは断定はいたしませんが、ともかく、行政改革という大きな観点ではなくて、もう少し具体的に、町村合併が行われております、かなり縮小しておりますし、それから、集中改革プランというのを各都道

も、本日は特に、私の目から見まして、財政健全化という面から見て極めて重要な意味を持つといふうに思われます特別会計の改革、これを中心に議論させていただければというふうに思います。

していく、そういう目的のために、今回、特別会計の数を二分の一から三分の一に大幅に削減をしていく。そしてまた、明治二十三年の制度発足以降を対象とした徹底した見直しを行い、改革案にまとめたわけでございます。

多いということがございます。これについて少々具体例を挙げながらお話をさせていただければと、いうふうに思います。

統合といふ考え方ですけれども、行政改革の重要方針、昨年の十二月二十四日に定められたこの重要方針の中に、どういう場合にどのよう

すさなどということに対応していくことなど、もう一つは財政健全化の貢献がそれによってできるのではないか、二つを目標として徹底した見直しをやって今度の案をお出ししたわけですが、今御指摘のように、まず統合して、その後に一般会計化とかあるいは独立行政法人化というものを検討していくう、二段構えになっているのが多いのでは事実でございます。

惧しているわけでござります。
ぜひ、これから実体の内容を組まれる際には、
統合して一つの特別会計になつて中に勘定が分か
れてはいる、それでもそこには効率化、合理化のメ
リットがあらわれるよう、いろいろな合理化の
取り組みをしつかりやついただきたいというふ
うに思います。この数が減るという点、統合が多
いんだというこの点、これが私の懸念のまず第一
でござります。

に懸念を覚えるのは、検討という文字が非常に多いということのございます。これは法律案として出されていますので、できる限りこの法律案の中できつちりとした方向が出される方が法律としてはより実効性があるということにならうかと思いますけれども、実際に法律案の内容を見ていただきますと、お配りした一番最初のページにもござりますように、波線を引いております、ちょっとわかりづらいかもしれませんけれども、検討という文字が随所にあらわれてきております。

この検討の結果が實際どういうふうな形に結論としてあらわれていくか、これが、この特別会計の改革の最終的な帰趨を決めるんじやないかとい

行うという場合には、これはある程度時間をかけませんと、個別特会の政策内容に着目した改革がなかなかつくりづらい。二段階にしたのは、ます そういう統合することによるメリットを少しでも 出していく、こういう考え方でやらせていただい ているわけでございます。

○大串委員 御答弁、わかりました。御答弁はわかりましたけれども、本当に統合したときに、一つの特会になつて勘定が仮に分かれたとして、先ほど農水大臣、スピードが大事だから先にまず統合するんだとおっしゃいました。統合したときに、メリットとして期待される間接部門あるいはそれ以外のオーバーヘッドの部分の合理化、効率化が本当になされるか。ここが非常に実質的なかぎりであると思われるんですが、そこがこの法律案の中につきつと書かれているかどうかというと、こういうふうに質問せざるを得なくなるような書き方になつてゐるものですから、そこは非常に私は危

懇しているわけでござります。

ぜひ、これから実体の内容を組まれる際には、統合して一つの特別会計になつて中に勘定が分かれている、それでもそこには効率化、合理化のメリットがあらわれるよう、いろいろな合理化の取り組みをしつかりやついただきたいというふうに思います。この数が減るという点、統合が多いんだというこの点、これが私の懸念のまず第一でございます。

第二に、この特別会計の改革の部分を見て非常に懸念を覚えるのは、検討という文字が非常に多いということでございます。これは法律案として出されていますので、できる限りこの法律案の中できつちりとした方向が出される方が法律としてはより実効性があるということにならうかと思いますけれども、実際に法律案の内容を見ていただきますと、お配りした一番最初のペーパーにもござりますように、波線を引いております、ちょっとわかりづらいかもしれませんけれども、検討という文字が随所にあらわれてきております。

この検討の結果が實際どういうふうな形に結論としてあらわれていくか、これが、この特別会計の改革の最終的な帰趨を決めるんじやないかといふふうに思つております。この方向性が非常に大事であつて、例えば食糧特会、農業基盤特会についても、最終的には一般会計化や独法化、こういふふうに言つておられます。あるいは、同じような例で、自賠責あるいは車検特会も、最終的には一般会計化あるいは独法化と言つてゐる。

検討という言葉で今投げられてゐるわけですがれども、財務大臣、この検討という言葉はたくさんございます。この検討という言葉は、今、検討のままなのか、それとも何かある一定の方向性があるというもののなか、あるいは全く白地の検討といふものなのか、検討してみなきやわからないといふものなのか、その辺についての感じのところを、財務大臣、教えていただければ幸いでございます。

計につきましては、統廃合の内容は明示的に打ち出しております。検討という言葉が書いてあります。それが、その内容は示しているわけであります。それから、統廃合などについて今後検討することとしておりまして、こういう条文についてはそういうものが多くて、一般的に会計化とかあるいは独立行政法人化といった目指すべき方向が明確に示されておりまして、こういう方向で検討せよとこれは政府に義務づけています。こういうことであろうかと思いますので、中身は全く漠然としたというような御批判は当たらぬというふうに思つております。

○大串委員 確かに、文言上は一般会計化あるいは独法化、あるいは検討という内容にもいろいろござります。事業のあり方を検討するとか廃止を検討するとか、そういうことがいろいろあります。

ただ、これは最終的なしりが検討ということになつてゐるものですから、例えば廃止を検討するといふふうに書かれても、本当に最終的に廃止になるのか、そこがこの法律案では決まっていない。つまり、この法律案をつくる中では、廃止を検討するというところまでは決まつたけれども、これは済みません。トートロジーみたいになりますけれども、廃止を検討するというところまでは決まつたけれども、本当に廃止するのかどうかという肝心かなめのところをやはり固め切つていよいよお見受けするわけでございます。

例えば、また例を挙げさせていただきますけれども、空港整備特別会計というものがございまます。これは、一般会計からの財源を受け入れつつ、また空港使用料、その他雑収入、これは飛行場を利用しているテナント等からの収入だと思いまは特定財源でございますね、これを受け入れつつますけれども、こういうのを歳人としながら羽田空港の沖合展開、沖展やその他一般空港の開発事業等を行つてゐる会計でございます。

航空機燃料税の一般財源化について、「その廃止について検討」というのがこの法文上に書かれているわけでございます。一つこの点で非常に気になるんですけども、重要方針の中では空整特会に関しましての一般財源化については「原則として一般財源化を検討する」というふうに、「原則として」と書かれているわけでございます。ところが、この法案の中身を見ると、原則としてといふところがない。小さなことかもしれないけれども、原則という言葉がなくて、「一般財源化を検討する」という言葉だけになつていてるわけでございます。こういうところからしても、本当に一般財源化されていくのかというところに非常な疑問をやはり持たされてしまう、そういうふうな思ひになつていくわけでございます。

この特別会計に関しましては、自前の収入、例えばこれでいいますと航空機燃料税あるいは空港使用料、いろいろな特定財源も含めて自前の収人が常にあつて、それが歳入の方の事業の見直しを行わせるインセンティブをそいでいる、そういうふうな批判もあります。ですから、この歳入の方もしっかりと考えていかなければいけないという意味においてこの一般財源化は非常に重要な、特に空整特会におきましては、例えば過去十年間に開港した空港、これを調べてみますと、先日新北九州の空港も開港しまして、これがどういうふうに利用されていくのかというのがマスコミなんかでも非常に取り上げられていました。過去十年間には開港した空港を見てみると、十年の大館能代空港、また十年の佐賀空港、私の地元でござりますけれども佐賀空港、そして十五年の能登空港等々ございます。大館能代空港であれば、開港当時の旅客数の予測値が四十七万人だったものが、実際には十六万人しか開港翌年度では使ってない。佐賀空港では、開港時予測値が三十一万人年間使われるというふうに予測していたものが、翌年度には三十四万人しか使っていない。あるいは能登空港では、開港時予測値が六十七万人年間使われるというふうに予測していたものが、翌年度には三十四万人しか使っていない。あるいは実際には十六万人しか開港翌年度では使ってない。使用者人数を見込んでいたものが、翌年には実際には

は十六万人しか使っていない。こういうふうに、

本当にそれは実効性のあるプロジェクトだったのかということに関して大きく疑問が寄せられています。

こういう観点からして一般財源化をどうしていくかは非常に重要なポイントなわけでございますけれども、国土交通大臣にここでお伺いさせていただきたいんですが、この一般財源化、「検討する」となっていますが、重要方針の中では「原則として一般財源化を検討する」、これはどういうふうな方向性になつていくんでしようか。

○北側国務大臣 委員よく御承知のところだと思いますけれども、空港整備特会、平成十八年度でございますけれども、合計が五千七百二十六億円の会計でございます。このうち、現在半分以上を

大都市圏の拠点空港整備に係る事業費を使っておるわけですね。地方空港というのはごく一部でございまして、実際は特に羽田の再拡張等、羽田が大半使わせていただいておりまして、これは我が国これから国際競争力の強化という観点からはしっかりと進めていかないといけないというふうに考えております。

この歳入の方でございますが、歳入につきましては、今委員のおっしゃったように一般会計から受け入れが一千六百七十億あるわけですが、そのうち航空機燃料税の相当額というのは八百五十億円でございます。約半分、残り半分は純粹的一般財源を繰り入れている、こういう状況でございまして、またその他の収入もあるわけでございますが、いずれにしましても、現時点では航空機燃料税を大幅に上回る一般会計からの繰り入れを行つております、そして事業を進めているという状況でございます。

この一般財源化の問題につきましては、当然、まず歳出だとか、それから借入金の抑制の努力をしつかりと講じていくことが重要であると考えておりますが、将来的には、空港整備の進捗状況、特に大都市圏拠点空港の整備の進捗状況を踏まえまして、その検討をしつかりやつていただきたいとい

うふうに考えております。

○大串委員 空港整備の進捗状況等々を踏まえたがら検討していくということでございます。

でも、それは、重要方針に書かれている、これは閣議決定している文書でございます、原則一般財源化なんだという理解でよろしくございます

けれども、原則をあえて答弁の中でおっしゃらなかつたというのは、重要方針とは異なつた判断をされども、原則をあえて答弁の中でおっしゃらなかつたといいますのは、重要方針とは異なつたといいますのは、重要方針とは異なつたといいます。

○大串委員 もう一度お尋ねさせていただきますけれども、原則をあえて答弁の中でおっしゃらなかつたといいますのは、重要方針とは異なつたといいます。

○北側国務大臣 将来的に一般財源化を検討するということです。

○大串委員 もう一度お尋ねさせていただきますけれども、原則をあえて答弁の中でおっしゃらなかつたといいますのは、重要方針とは異なつたといいます。

○北側国務大臣 先ほど財務大臣も答弁しておられましたが、一般財源化という基本的な方向について定めているものでございます。その方向で将来的に検討するといいます。

○大串委員 原則とか基本的な方向性とか、そういういろいろな言い方があると思います。ただし申し上げたかったのは、この検討という文字が多く並ぶ、これが非常にやはり問題なのではないか。検討、検討として、実際に実効性が出てくるかというところが非常に心配なわけでございます。

○大串委員 原則とか基本的な方向性とか、そういういろいろな言い方があると思います。ただ申し上げたかったのは、この検討という文字が多く並ぶ、これが非常にやはり問題なのではないか。検討、検討として、実際に実効性が出てくるかというところが非常に心配なわけでございます。

例えば、もう少し具体的な例を申しますと、全く年限が区切られない検討という言葉も多々見られます。

例えば、空港整備特会の独法化の部分、あるいは、今話をしました航空機燃料税の一般財源化の部分、それから、非常に問題が多いとしてマスクミ等々でも大変取り上げられました雇用保険三事業の廃止の部分、これらについては検討するといふことになつておりますけれども、年限が全く書かれていません。

つまり、検討をし続けていると言ひ続ければ、いつまでもこの法律の内容と異なつた、対応はしていないけれども、自然内容は変わらないとい

う状況が続き得る、こういう状況になつていています。

財務大臣にお尋ねします。この検討が多いということの中で、本当に実効性があるのかどうか、実効性を確保していくかなければならぬと私は思うわけです。財務大臣として、この検討が余りに多いということをどう評価されているのか、そして、この検討を実際に実効性のあるものとしていくためにどのようなことを考えられているのか、そこについてお尋ねさせていただければと思います。

○谷垣国務大臣 先ほども御答弁申し上げましたけれども、検討するんですが、一般会計化、独法化というような内容は明瞭にして、行政府に義務づけているということでございます。

○谷垣国務大臣 先ほども御答弁申し上げましたけれども、検討するんですが、一般会計化、独法化というような内容は明瞭にして、行政府に義務づけているということでございます。

○谷垣国務大臣 先ほども御答弁申し上げましたけれども、検討するんですが、一般会計化、独法化というような内容は明瞭にして、行政府に義務づけているということでございます。

○谷垣国務大臣 先ほども御答弁申し上げましたけれども、検討するんですが、一般会計化、独法化というような内容は明瞭にして、行政府に義務づけているところでございます。

けれども、その前にちゃんと、一般会計化とか、あるいは独法化とか、あるいは一般財源化、そういうふうな言葉が入っているところに一つの意味があるんだということでございます。

それはそうでしょう。法案の中に書かれているから、恐らくその方向性を打ち出していらっしゃるんだと思います。これを見て、国民はみんな、それなりのある期待値なりある意思を読み取ると思つります。ですから、ぜひそこは実行していただきたいと思います。

財務大臣にお尋ねします。この検討が多いということの中で、本当に実効性があるのかどうか、実効性を確保していくかなければならぬと私は思うわけです。財務大臣として、この検討が余りに多いということをどう評価されているのか、そして、この検討を実際に実効性のあるものとしていくためにどのようなことを考えられているのか、そこについてお尋ねさせていただければと思います。

○大串委員 もう一度お尋ねさせていただきますけれども、原則をあえて答弁の中でおっしゃらなかつたといいますのは、重要方針とは異なつたといいます。

すけれども、この点について、総務大臣、御見解をお願いします。

○竹中国務大臣 大串委員御指摘のように、総務省は今御指摘のような点について重要な役割を負っていると思っております。

総務省の設置法の第四条第十四号で、法人の新設、目的の変更、改正、廃止、そういうことについて総務省は審査をすることになっているわけでございます。法人の、この場合は独法ですけれども、新設に係る要求については、これは通則法がますござりますから、そこで公共性、効率性、透明性、自主性等の観点から精査をして、業務が肥大化しないように、組織が肥大化しないように厳正に審査する方針で臨まなければいけないというふうに思つております。特会の独法化に当たつても、まさにこの方針が必要でございます。

もう一つ、独立行政法人化された後につきましても、これは中期的な目標管理、そして第三者による事業評価を通した仕組みがございますので、この点でも業務の透明性の確保などを通しまして業務運営の効率化を図る、そういう役割を果たさなければいけないと思つております。

○大串委員 ゼひ、独法化した際にも、しっかりととした効率化の実が得られるようにお願いできればというふうに思ひます。

財務大臣、先ほどお話をありました五年ごとの見直しという点でございますけれども、重要方針を見たときに、私は非常にこの点は期待しました。重要方針に書かれているのは、「五年ごとにその設置の要否を見直す条項を導入するものとする。」これは非常に重要なわゆるガバナンスの仕組みでございまして、こういうことを盛り込むことによって継続的に見直しが行われるということを私は期待したわけでございます。

ところが、十八条二項に書かれております、政府は、「二十三年四月一日において設置される特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね五年ごとに同様の検討を行うものとする。」これも検討と

いう言葉で終わつてしまつてゐるわけです。これをどう具体的に五年ごとにきつちり見直しが行われるようにしていくのか、そういうものになるのか、ここでははつきり言つてよくわからないわけでございます。

行政の中いろいろな物事を見直すときに、いろいろな知恵があります。例えばゼロベースの見直し、いろいろなやり方がございます。一たん全体的にゼロベースにしてみて、そこから新たに考えるといったやり方もございます。

財務大臣、この規定が実効性を持つために具体的にどのような工夫をされていくおつもりなのか、この点について御意見をいただければと思います。

○谷垣国務大臣 十八条二項は、「おおむね五年ごとに同様の検討を行うものとする。」と書いてございます。これは、所管している行政庁に関して、一定の作為義務、見直しをせよという作為義務を課すものであります。その内容がどういうものかというのは、今から全部見通すわけにはまいりませんけれども、やはり、きちんとそのときの状況を踏まえた実効性のある検討をしていただきなければいけないんだと思うっております。

それで、私ども特会全体を見ていくわけですが、さいまでの、それぞれ所管の省庁に対しまして、きちんと実効的な見直しをしていくように促していきたいと思つております。

○大串委員 今からどのようにこの見直しを行つていいのかは今の段階では言えないと、促していくという答えでございます。

それは私にとってはやや残念でございまして、本来であれば、いろいろな知恵を尽くしていただきたいという点でございます。

すけれども、ぜひ大臣、五年ごとにこの見直しはしっかりと行つていただきたい。そうでないと、この条文はほとんど死文に近くなつてしまふんじゃないかと、そういうふうに思います。大臣、どうぞ。

○谷垣国務大臣 この見直しにつきましては、今回特別会計の原理といいますか原則と申しますか、先ほど委員にも若干触れていただきましたけれども、事業の必要性の減じた特会は廃止するんだ、それから、事業の必要性はあるけれども国が行う必要性の薄いものは民間にゆだねる、あるいは独法化していくんだ、それから、一般会計と経理区分する必要性の薄れたものは一般会計の事業とするんだ、こういうような幾つかの原則で今回やりまして、やはりこの見直しには、こういう今回の見直しの原則がかかつてくると理解しなければいけないと思つております。

○大串委員 その原則をぜひ実効性のあるものとして、確実に結果が出るものとして実行していくだければというふうに思います。

この二つが私が特別会計の改革の面で一番気になった点です。まとめて申しますと、一つは、統合というものが余りに多くて、本当に数が減つたというとの実効性があるかという点。もう一つは、検討という文字が余りに多くて、これが実効性を最終的に担保するかという点。この点について再度述べさせていただいて、もう一つは、特別会計に関しまして財務面の質問もございます。

その前に、この特別会計の見直しを恐らく考えられたより大きな政府全体の財政のお話、ますゞターティングポイントとして、そちらの話をさせたいだければというふうに思います。

特別会計の改革などもしっかりと考えていかなければならぬ、この点は、日本政府全体の、国と地方を合わせた財政の厳しさ、これがあると思います。その点について議論させていただきたいのですが、まずその前に一点指摘をさせていただければと思います。

○竹中国務大臣 昨日、樹屋委員から突然御質問をいただき、それで大槻だけ申し上げたわけですが、まずその前に、この間、消費税引き上げとかやっていましたけれども、答弁はまさに今御指摘くださいましたが、答弁はまさに今御指摘くださいますが、答弁はまさに今御指摘くださいます。その点について、この間、消費税引き上げとかやっていましたけれども、答弁はまさに今御指摘くださいますが、答弁はまさに今御指摘くださいます。その点について、この間、消費税引き上げとかやっていましたけれども、答弁はまさに今御指摘くださいますが、答弁はまさに今御指摘くださいます。その点について、この間、消費税引き上げ等の明示的な増税がなかつたということを申し上げたつもりでございます。もちろん、その間、毎年毎年、税制の改革は行われておりまして、それなりの増収措置というのはとられております。その点は私も認識

が二十八兆円から十四兆円に二〇〇一年から二〇〇六年で減つたということをお話をされたということでお話を聞いていたいたい。そうでないと、ここで、もう一回、テレビの前ですからわかりやすく国民にお話しいただければということで御指摘を受けられて、竹中大臣はこういうふうにお話しされています。

二〇〇一年にはこの数字は二十八兆円でございました。この数字というのは国と地方のプライマリーバランスです。二十八兆円の赤字でございました。それが今十四兆円の赤字に。この間、増税と消費税の引き上げとかやっていないわけでございませんけれども、まさに歳出の削減等々で、二十八兆あつたものが十四兆まで下がつてきています。

これに関して、事実関係の指摘としまして、増税とか消費税の引き上げとかやっていないわけでございませんけれどもとおっしゃいましたけれども、定率減税の縮減というものが十七年、十八年だけれども、その二つが私が特別会計の改革の面で一番気になった点です。まとめて申しますと、一つは、増税と効果を持ち始めておりまして、数字的に申しますと、この二年間で二兆円ほどのいわゆる歳入を上げる効果を持つております。ですから、増税と消費税の引き上げとかやっていないわけでございませんけれどもという点については、やや事実関係と違いがあつたのかなというふうに思つておりますので、その点について指摘をしておきたいと思います。もし御意見がありましたら、どうぞ。

○竹中国務大臣 昨日、樹屋委員から突然御質問をいただき、それで大槻だけ申し上げたわけですが、まずその前に、この間、消費税引き上げ等々でというふうに申し上げました。

その趣旨は、プライマリーバランスの赤字が二十八兆から十四兆に縮減した、これは事実でござります。その点について議論させていただきたいのですが、まずその前に、この間、消費税引き上げ等の明示的な増税がなかつたということを申し上げたつもりでございます。もちろん、その間、毎年毎年、税制の改革は行われておりまして、それなりの増収措置というのはとられております。その点は私も認識

をもちろんしているところでございます。あくまで、そういった消費税引き上げ等の明示的な増税がなかつたという趣旨に御理解をいただきたいと思います。

○大串委員 定率減税の縮減というのは明示的な増税ではないかもしれませんけれども、減税の縮減ということかもしれませんけれども、恐らく、国民一般の方々が受け取られている生活感は増税ということだらうと思います。ですから、そういう思いがあつて指摘させていただいたわけでございます。

そして、ここで議論を進めさせていただきたいと思いますけれども、経済財政諮問会議でも議論が進んでおります、六月に発表されるときと、あるいは歳出歳入一体改革に関する議論でございまして、そこでも、皆さんから聞く端的な、非常に素朴な疑問は、ところで、長い目で見て日本の財政はもつんですか、この言葉一言です。これが非常に重要な議論だと思っています。

今、地元を回っていても、皆さんから聞く端的な、非常に素朴な疑問は、ところで、長い目で見て日本の財政はもつんですか、この言葉一言です。これが今、一つ皆さんの中にひつかつていらっしゃる。これに対する答えが、私は、六月の歳出歳入一体改革で出される答えなんだろうというふうに思つております。

そういう中で、竹中大臣にまずお尋ねしたいんです。

竹中大臣は、この前提となる金利と成長率の関係ですけれども、これまで国会審議の場においても、過去の成長率と金利を見てみると四%、四%が自分の立場に近いんだということをおつしやつておつしやつている。最近の諮詢会議での議論においても、成長率をできるだけ高くするべきとか、あるいは、成長率と金利を見てみると四%、四%が自分の立場に近いんだということをおつしやつておつしやつています。

一つ、私、素朴にこれは大臣にお尋ねしたいんですけれども、私自身は、中長期的な財政の持続可能性を考える際には、金利や成長率の前提は保守的な前提を置くべきだというふうに思つております。

以前に政府に勤めていたときに、IMFで何年も勤めました。そのときに、財政で破綻したいろいろな国がございました。ブラジル、アルゼンチン、ロシア、いろいろございました。そういう構造改革プログラムをつくる際に必ず置く前提は、やはりいわゆる市場のコンフィデンス、クレディビリティーをどうやって回復できるかという点が議論の肝でございまして、そういう点からすると、金利とか成長率の前提は、極めてとは申しませんけれども、基本的には保守的に、皆さんが見てなるほどなどと思えるような前提を置くというのが、それ以外の議論は正直言つて私の経験ではなかつたわけでございます。

そういう中で、恐らく、保守的な前提を置くということは議論するときやこしくなりますので、いつもおつしやつていますけれども、その上で、なぜ成長率をできるだけ高めるというような発言を繰り返しされて、そういうふうに考えていらっしゃるのか、その点について、なぜなのかと、いうことをせひお尋ねさせていただければと思います。

○伊吹委員長 この件は、将来の見通しにかかるものでございますので、御質問の竹中総務大臣に答えていただいて、同時に、現在の担当の与謝野大臣に引き続き答えていただきます。

○竹中國務大臣 大串委員もいろいろな財政の健全化の議論をこれまでしてこられて、私は、財政当局として、ないしは財政の運営に責任をとる立場として、保守的な前提で議論するというの、その立場としては当然のことであるというふうに思っています。したがって、財政審等々でそういう議論を今しておられますけれども、私は財政審の役割としてはそういうことだと思っております。

○与謝野国務大臣 長期金利は理論的にどう決まるかという実は大変アカデミックな議論を諮詢会議でいたわけですが、長期金利は、潜在成長力プラス期待インフレ率プラスリスクプレミアムだらう、これは学問的な話でございまして、もう一つは、実績としての成長率と金利の関係、こういう問題も実は考えなければならない。

これは、日本の場合は、一九八〇年前とそれ以後とは様相が違つております、一九八〇年以降とありますと、どうも名目金利の方が成長率よりはり複数の見方を考えておく必要があるのではないか、その一点でございます。これは、最終的に

はどこかで、責任を持つて、責任ある立場の人があつて、そのことを一つ申し上げておきますと、決めなければなりません。それは非常に大きな政治選択になると思います。その際に、やはりいろんな選択肢を議論した上で、その上で責任を持つて決めていくことが必要だと思います。

あえてそのことを一つ申し上げておきますと、ちょっとと極端な例で恐縮ですが、成長率で、金利のことは議論するときやこしくなりますので、一%成長か三%成長なのかというちょっと極端な例を議論させていただきますが、一%成長であると、それを非常に保守的で、それはそれで結構な前提なんですが、前提にしてすべての政策を行つてしまつてやはり高い増税が必要だ。ちょっとと景気がよくなると金融の引き締めが必要だ。そういうアクションをとると、結局それは一%成長しか実現しないということになつてしまふ。潜在成長力がもう少し高くなる可能性があるときに、その芽を摘んでしまう可能性もあるわけでございます。

その意味では、繰り返しますが、最終的には責任ある立場の政治決断はしつかりしなきやいけませんが、それに至る過程としては、やはり複数の見方を用意しておいて、あらゆる角度から検討する必要がある。私自身は、期待成長率、高いといふ個人的な見解を持つておりますけれども、政府の中での議論としては、複数の議論をやはり面倒なのは、それが収束するか発散するかということだらうと思いますけれども、それは私おおむね間違いないんだろうというふうに思います。

○大串委員 この金利と成長率の関係、財政の持続可能性をどこでとらえるかという問題もござりますけれども、なかなかその定義は難しいといふか、いろいろな理論があるわけですから、今の政府の中で進んでいる議論を見ると、債務残高のGDP比というふうなとらえ方がおおむねされているかのようになります。それが収束するか発散するかということだらうと思いますけれども、それは私おおむね間違いないんだろうというふうに思います。

それはなぜかというと、最終的に重要なのは、私は、市場のコンフィデンスあるいはクレディビリティーをしつかり得られるものになるかということですが、日本の財政状況が危機的だということを考えると非常に重要なんだろうと思います。そりとして、債務残高のGDP比が収束するという点からすると、一般的に非常にわかりやすい指標として、債務残高のGDP比が収束するという点、これを考へるというのには非常に重要なんだろうというふうに思います。

金利と成長率の関係は、その点において非常に重要な意味を持つてくる。ここでこれを保守的な想定を置くか、それとも期待を込めた想定を置くかという、非常にそこで重要な点が私は二つあるかと思うんです。

一つは、先ほど竹中大臣がおっしゃったように、金利、成長率、その置き方によって、成長率を高目に置くことによって、財政のその後の要調整額、我々もIMFでファイスカルアジャストメントと言つております。財政の要調整額、どれだけ財政を引き締めていかなければならぬか、これは対GDP比で見て計測していくケースが多いわけですから、それが大きく変わってくる。先ほどおっしゃいましたように、成長率をどれだけ見るかによって、今後、財政をどれだけ引き締めなきやならないかということが国民の皆様の目に大きく変わってくるわけですね。成長率を高く持てば、ああ、これくらいいいのかというふうに思われるし、低く見れば、こんなにやらなければならぬのかというふうに変わってくる。つまり、実相を見る目が相当これで変わってくるわけでございます。

私は、今の日本の財政の実態というのは非常にやはり厳しい状況だというふうに思つていて、そういう観点からすると、先ほどおっしゃつた成長率を高めるという期待を込めて政策運営を行つていくのはいいんです、財政のベースラインを引くときには、国民の皆さんに、どれだけ財政がきついんだというベースラインに対するきつちりとした認識の目を持つていただかねばならないんじゃないかというふうに私思うわけです。それが一つ。

もう一つは、先ほど申しました市場のコンフィデンスという点でございます。

これから日本の財政が一番怖い状況になるところ、よい金利上昇、悪い金利上昇という言葉も最近ちらほら出てきていますけれども、やはり金利上昇期に金利の上昇がアウト・オブ・コントロールになつて、国債市場に非常な混乱が出てく

るという点が非常に心配なわけでございます。

これは、私、以前に銀行監督を自分でやっていて、非常に置いてくることによって、財政のその後の要調整額、我々もIMFでファイスカルアジャストメントと言つております。財政の要調整額、どれだけ財政を引き締めていかなければならぬか、これはIMFで経験したアジア通貨危機のときの、いわゆるヘッジファンドのポートフォリオマネジャーが持つていて行動準則と実は非常に似たリスク管理手法を使つております。ですから、そういう点からしても非常に心配なわけです。

ですから、市場のコンフィデンスを維持しておこうという点が極めて重要だというふうに思つ。その点からも保守的な見積もりが必要なんだと思うんですけれども、すなはち、これは、歳出歳入一体改革、六月に出てくるものの性質をどうとらえるかということだと思います。コンフィデンスを得るために、成長を期待する、そういう政府の意図表明のものにするのか、それとも、これをもつておこうというふうに思つてます。

財政は大丈夫なんですが、中長期的に大丈夫なんですかといふうに国民に安心感を与えるためのものとして出すのか。その性格づけの違いによってスタンスが大きく変わつてくるんだどうと思うんで

すけれども、私は、保守的な見積もりを置いていたがいといふうに言つてることからもおわかりいただけるように、やはりこれは国民の皆さんに財政はこうすれば大丈夫なんですという安心を与えるための文書になるべきだと思うんです。

この辺、ちょっとときちつとした通告はしていなかつたんだけれども、もし話の流れでお答えいただけるのであれば、与謝野大臣、竹中大臣、御意見をいただければと思います。

○与謝野國務大臣 委員おっしゃるように、日本国政府あるいは政治が日本の財政規律を真剣に考へているというきちんとしたメッセージがいわば先生の言われる市場のコンフィデンスというものにつながるというのは、全く私は同感でございます。

それともう一つ大事なのは、二〇一一年に仮にプライマリーバランスを達成できたとしても、発行されると、よい金利上昇、悪い金利上昇という言葉も最近ちらほら出てきていますけれども、やはり金利上昇期に金利の上昇がアウト・オブ・コントロールになつて、国債市場に非常な混乱が出てく

散型では困るわけでございまして、やはり水平飛行ないしは望むべくは収束型のプライマリーバランスの到達、これを我々は目指さなければならぬと思つております。

ただし、もう一つ考えなければならないのは、歳出削減をすることによって経済に対し過度の負荷をかけるということは、これは常に注意をしなければならないわけでございます。ですから、そういう点からしても非常に心配なわけです。

○竹中國務大臣 今のおっしゃる御説明で私は尽きてると思います。コンフィデンス、重要な点からも保守的な見積もりが必要なんだと思うんですけれども、すなはち、これは、歳出歳入一体改革、六月に出てくるものの性質をどうとらえますかといふうに思つてます。コンフィデンスを得るために、成長を期待する、そういう政府の意図には、そのベースラインの見積もりだけではなくて、やはり国債管理政策、さまざまなものには、そのベースラインの見積もりだけではなくて、やはり国債管理政策、さまざまなものには、そのベースラインの見積もりだけではなくて、やはり国債管理政策、さまざまなものには、そのベースラインの見積もりだけではなくて、やはり国債管理政策、さまざまなものには、そのベースラインの見積もりだけではなくて、やはり国債管理政策、さまざまの立場からの対応が必要だといふうに思つております。基本的な考え方には、与謝野大臣がお述べになつたとおりだと思っております。

○大串委員 金利と成長率との関係、それとの絡みで、先ほどもう一つの論点、歳出削減を重視するのか、歳入の増加策を重視するのかという論点もあろうかと思つてます。

これはリンクするわけですが、先ほど申しましたように、金利、成長率、保守的な前提を置くと、財政の要調整額が非常に大きく出てきてしまう。そうしたときに、その大きく出てきた要調整額をどういう手法でどういうふうな、歳出策でいくのか歳入策でいくのか、管理していくのかという問題にならうかと思います。

○谷垣國務大臣 何らかの財政ルールをどうして

いくかということは私ども考えていかなければならぬかと思うんですが、しかし、その前提に、例えば社会保障をどうしていくのか、あるいは国と地方の関係をどうしていくのか等々の問題は一片のルールではなかなか片づけられないところがございまして、要するに、それらの政策をどういふうにしていくかという議論があわせてなければ、ごくわずかの削減で済むならそれでいいと思いますけれども、かなり思い切った削減が必要だということになりますと、どうしてあわせた議論が必要なんだろうと思います。

○大串委員 最後に官房長官にお尋ねさせてください。

今、金利と成長率の話を議論しました。それから、歳出削減でいくのか歳入でいくのかという話

先ほど話のありました、保守的な見積もりをした場合には要調整額が多くなってどうしても消費税という議論になつてしまふということを考えるのであれば、例えばこの歳出歳入、この策を考える際に、私も今きつとし案があるわけではございませんけれども、何がしかの財政ルール、日本は財政ルールというのは非常に少ない国と国際的に比べて言われております。財政ルールを考えて、歳出削減がきつり行われることを前提に歳入策が考えられる、あるいは検討される、導入できるような仕組みをきつと考へることによつてその面の心配はなくすようなことができるんじやないかといふうに思つてます。

こういうふうにやつた例もほかの国ではありますし、この点について、この財政ルールを入れて、歳出削減がきつり行われることを前提に財務大臣と与謝野大臣に御意見いただければといふうに思つます。

○谷垣國務大臣 何らかの財政ルールをどうしていくかということは私ども考えていかなければならぬかと思うんですが、しかし、その前提に、例えば社会保障をどうしていくのか、あるいは国と地方の関係をどうしていくのか等々の問題は一片のルールではなかなか片づけられないところがございまして、要するに、それらの政策をどういふうにしていくかという議論があわせてなければ、ごくわずかの削減で済むならそれでいいと思いますけれども、かなり思い切った削減が必要だということになりますと、どうしてあわせた議論が必要なんだろうと思います。

したがいまして、何らかのルールのもとで行動したいという気持ちもあるんですけど、今それをどういうものにしていくかということについては、相当個別の政策をきつと議論した上で答えを出さなければいけないのかと思つております。

○大串委員 最後に官房長官にお尋ねさせてください。

変化が進む中、きめ細かな社会ニーズに対応し得る柔軟で厚みのある社会システムを再構築し、民間が担う公共の領域を拡充していくことが重要であるという、まさにすばらしい考え方に基づいてこの公益法人改革の議論が進められたという認識を私はしていますが、この私の認識は正しいんでしょうか。もう一度、財務大臣お願いします。

○谷垣国務大臣 公益性を有する非営利法人といふものをもう少し推し進めていくことだつたのではないかと思います。

私の認識を申しますと、もともと近代法で結社の自由というものが大変みずみずしいものであつたと思うんですね。そういうものをもう一回発揮させようというような議論が背景にあつたのではないか、個人はそういう整理をしております。

○市村委員 いや、実はなぜ冒頭にこういう質問をしているかと申し上げますと、結局、今回の公益法人の目的というのは何なのかが私は見えなくなつてしまつていています。

そのような新しい社会のシステムを再構築する、民間が担う公共の領域を拡充する、まさに私が十六年間追い求めてきたことがここに書いてあるんです。だから、この方向で公益法人改革は進められているものと思つていなんですが、そうじゃないんでしょうか。官房長官、いかがでしょうか。そうじやないんでしようか。

○伊吹委員長 市村委員に申し上げますが、多分、今の、主税局の出したそのペーパーは、公益性に着目をして税の優遇を与えるためのペーパーじゃないんですか。だから、質問を少し絞つて。

○市村委員 今のお言葉でありますか。これが極めて重要なことです。この公益法人改革の目的は一体何なのかというところが、つまり、法を設立するための、法の目的、法哲学が一体何なのかということが私はわからなくなつたか

ら率直にお聞きをしているんです。

それで、ここは行革推進特別委員会です、実は、我が党、民主党の方からこの公益法人改革は行革にはなじまないと、行革ではなくてまさに民間が担う公共をつくらる公益法人ですから。民間が担つたのである公益法人改革をするんだから、どうして行革なんですかということで、我が党から、この法律はこの行革推進特別委員会から引き離して、内閣委員会なり、関連があると思われる委員会でやるべきだと私は思つていています。にもかかわらず、なぜ行革なのか。ここがわからないので、私は、まず目的をはつきりさせていただきたいといふことで、この質問をさせていただいています。

○伊吹委員長 わかりました。

私が申します。よく質問の趣旨を理解して、そして、公でできるものを民に任せるという役割がここにあるのかどうなのか、それが行革委員会のテーマにそぐうのかどうなのかという観点から答弁をしてください。

○安倍国務大臣 現行の公益法人制度そのものは明治二十九年に創設をされまして、基本的にはこれまでほとんど変わっていない、大変古いものでござります。そして、その基本的な考え方としては、いわゆる公益については基本的に官が担うものとの思想に基づいておりまして、官が許可したものは、いわゆる公益を担うことになつております。

○伊吹委員長 市村委員に申し上げますが、多分、今の、主税局の出したそのペーパーは、公益性に着目をして税の優遇を与えるためのペーパーじゃないんですか。だから、質問を少し絞つて。

○市村委員 今のお言葉でありますか。これが極めて重要なことです。この公益法人改革の目的は一体何なのかというところが、つまり、法を設立するための、法の目的、法哲学が一

のでございます。

また、今回の公益法人改革は、簡素で効率的な政府を実現するため民が公を担うための環境整備であり、行革推進法案第六十六条にはこのことでその公益法人改革をするんだから、どうして行革なんですかということで、我が党から、この法律はこの行革推進特別委員会から引き離して、内閣委員会なり、関連があると思われる委員会でやるべきだと私は思つていています。

委員御指摘のように、公益法人改革は、それ自体は民の領域にある公益法人を改革するものであるわけでありますが、政府としては、行政改革との関連がある、このように認識をしているところでございます。

○市村委員 今のお言葉をお答えは、御自分のお言葉もあり、ちょっと原稿を読まれた部分もあつて、何となくわかるようで実はわからない、最後のところで、やはり何で行革なのかといふところが、何で民の世界のこと方が官の世界である行革に入るのか。これがやはり私わからぬんです。何度もこのことについては内閣委員会でも質問していますが、何で民の領域である公益法人の改革が行革になるのか、行政の改革に入るのか。だって、官の世界じゃないわけですね。民の世界の話なのに、何で民の世界のこと方が官の世界である行革に入るのか。これがやはり私わからぬんです、何度もお聞きしても。

○安倍国務大臣 小泉総理が構造改革を進めるに当たつて最初に宣言したことは、民間にできることは民間にお願いをするということになります。また、一度、私にわかるように説明していただけませんでしようか。

○市村委員 なぜこうなつたかということについて私なりに思つてることを申し上げますと、後ほども議論したいと思いますが、今、残念ながら民法三十四条ということを的確におっしゃつただけなかつたので、官房長官の「から民法三十四条なんだ」というふうにせひともおっしゃつただきたかつたなと思つてますが、民法三十四条の世界だつたと私は思つています。

○安倍国務大臣 では、民法三十四条に一体何が書かれてあるか、まあ、今回変わるわけですけれども。ありていどいりますか、かいづまんで申し上げますと、この国で公益活動、公益事業を法人格をとつてやつたならばお上の許可を得なさいといふことが書いてあつたのが民法三十四条であります。しかも、許可といふのは、原則禁止であつて、いわゆる主務官庁という名のお上がいいと言つたらそれでいいというのが民法三十四条の趣旨であったわけですね。

まさに、だからこそ、先ほどから中馬大臣にもお答えいたしているように、それが結局官僚がこの民法三十四条をある意味では悪用したと私は思います。本来であれば、そういう趣旨じゃなかつたんです。ところが、自分たちはオーケーなんですね、主務官庁がオーケーと言えばオーケーなんですから、どんどんどんどん公益法人をつ

くつっていました。そこに予算を流していく。今の中では独法を通じて流している場合もある。そして、公益法人というものを官の世界に。本来であれば、きょう冒頭で全員からおっしゃっていただけいたように、民の世界のものなんです。民法に書かれていますから。民の世界のものが、民法三十四条によつて実は官の世界に引き込まれていったという過程があった。それを今回いよいよ変えていく。これは、私は今回の政府を高く評価しています、この民法三十四条を変えるということを高く評価しています。

活動ができないというのは決して民主的ではなく、それを大幅に変えるのが今回の行政改革そのものだと私は認識いたしております。それに沿つた形のこの法律にしていくわけでござりますから、そういう意味で御理解いただけるんじやないでしようか。

在は法案は作成されている。ただ、条文の、逐段的には、もちろん、いわゆる役所の方々が法案を作成していくことがあるんですが、要旨その他のについては、要綱については、基本的に政事が主導しているということを申し上げてもいいのではないか、このように思います。

○市村委員 それでは、官房長官、官房長官ものの六十六条に書かれていることはこれでよろしいという認識でいらっしゃいますか。目的はこれでいいと。また、中馬大臣にもお聞きしたいと思います。

○安倍国務大臣 そもそも、これでよくなければ私も中馬大臣もこの国会に提出をしていないということであります。

なんだろうと思いますけれども。
しかし、先ほど冒頭で私がお聞きした、政府はすばらしい志を持っているというのと一体これはどう関連してくるのか。これは、公益法人改革をいいますか、もともと新たな非営利法人法をつくろうというのとは違うと私は認識すればよろしいんでしょうか。つまり、新しい非営利法人体系をつくりろうという流れとは全然違うものがここに生まれるというふうに私は認識すればいいんでしようか。どうでしようか、官房長官。

○安倍国務大臣　ただいま委員は、六十六条の、「政府及び地方公共団体の事務及び事業をこれらの法律による法人にゆだねる方策を検討し」というふうに書いてあります、そして、「その結果に

書かれていることは、第六十六条公益法人制度改革で言えば、行政改革の実現には、政府及び地方公共団体の事務及び事業をこれらの法律による法人、いわゆる一般財団とか一般社団にゆだねる方策を検討する。これが今回の公益法人改革の目的なんでしょうね。

今まさに財務大臣、官房長官、中馬大臣におっしゃつていただきたい志と、この行革推進法六十一条に書かれている志は私は明らかに違うと思うんですが、中馬大臣、いかがでしょうか。

○中馬国務大臣 先ほどから今回の行革法に公益法人が取り上げられたことはおかしいというお話をございますが、民主党の市村先生がそうおっしゃるのは少し奇異に感じます。

明治二十九年につくられたときは、少なくとも

及び地方公共団体の事務及び事業をこれらの法人にゆだねるということが目的として書かれているんです、ここに。それが目的として書かれているんですね。

だから、先ほどから申し上げるように、官房長官やほかの大臣、皆さんにお答えいただいていることと違うと私は申し上げています。つまり、政府の事務をこの新しい法人にゆだねるということが書いてあるわけです。ゆだねると書いてあるわけです。それが今回の目的なんでしょうか。

そして、あわせてお聞きしたいんですけどね、これも、この六十六条は、一体、官僚がつくった条文なんですか、それとも政治家から官の世界に今行つていただいている皆さん意見を出してつくった六十六条なんでしょうか。私は政治家の方がつくつたらこうならないと思うんですけどね、どうでしょうか。

○中馬国務大臣 同じでござります。

○市村委員 いや、それならば、先ほどから高い志でお話をしていただいたい内容とこの目的は、やはり違うと私はどう考へても思つんでされが、いかがでしようか。違うと思いますよ。

だつて、先ほどの、まさに民間の公共をつくるうという、新しい社会システムを構築しようといふ大きな志と、政府及び地方公共団体の事務及び事業をこれららの法律による法人にゆだねる方策を検討するというのとは、全く違つと私は思いますけれども、どうですか、私の認識は間違つていいまでしようか。中馬大臣、いかがでしようか。

○中馬国務大臣 私は、市村議員の方がこの解説をそういう形で解釈されるのがわかりません。私はこれでいいと思つてゐます。

○市村委員 これでいいとはつきりおつしやられても、本当にそう思われますか。

基づき、必要な措置を講ずるものとする。」ことと、読まれたわけであります、この前段に、「簡便で効率的な政府を実現するための行政改革の実現には、営利を目的としない民間の団体による公益的活動の発展を推進することが重要であることにかんがみ」、このように書いてあるわけでございまして、我々の目的であります、行政改革を行つて、簡素で効率的な政府をつくつて、民にしつかりとこの公益を、まさにみずみずしい活力を活用していただいておつていただくという趣旨のことが書いてあるわけでありまして、これを総合的にあわせていけば、先ほど来私どもが答弁している趣旨に沿うのではないか、このように思います。

○市村委員 どうしてもこれを行革でやりたい、いうことのあらわれだというふうに思うんでが、そのところが私は本当に何であえて行革でいうのか。

民主主義じやないんですね。国家社会主義的な、中央集権的に民を統制し従わせる、そして、民を使って一つの国家的な目的でいろいろな事業をやっていくという、その一つの形じやないですか。

○安倍国務大臣 こうした法案の作成に当たつては、その法案の作成の過程に当たつていろいろな議論が行われます。当然、今議院内閣制でありますから、我々内閣に入っている議員が基本的に主導し、最終的な責任を負うものであります。その間、与党との法案の議論もあるわけでありまして、そういう意味では、基本的には政治主導で現

(委員長退席、今津委員長代理着席)

先ほどから大臣や官房長官がおっしゃつてはいる、また谷垣大臣がおっしゃつてはいることが本業に、この法律の目的は国の政府や地方公共団体の事務及び事業をゆだねるということなんですよ。事務及び事業をゆだねるということなんですよ。すなわち、民間の新しい創意工夫を求めていこうではなくて、今ある国や地方公共団体の事務及び事業を新しい法人にゆだねるということですよ。だから、その意味では行革なんです。だから行革

というのも、もともと、これは官の世界に行な
てしまつたこと自体が、それは先ほど申し上
げた民法三十四条の問題があつて、それ自体が問題をな
んですね。（発言する者あり）わかりやすいでし
か、そうですか。民法三十四条の世界とい
うものがあつたときのものをどうするかという話を行
っていくと、それも一方でありながら、しかしあ
もつと積極的な意味を込めて、民間の公共、民間の

卷之三

卷之三

卷之三

の公、民の公というものをどうつくっていくかというところからこの話はスタートしなくちゃならないかった。いや、実はスタートしているんですよ。しているんですよ、政府は。していく、どうして結果として出てきたものが行革になるのか。

どうしてなんですか、これは。もっと大きな意味で、民間の公をつくるという観点から、この発想でやられるべきじゃないでしょうか、これは。

○中馬国務大臣 何度も申し上げますけれども、市村委員は、もう少しこうした形でどんどんとかねておっしゃっているNPOも含めて、民が大いに活躍していく、自分たちのことは自律した形で責任を持つてやつていうこうというお気持ちでございましょう。そうしたら、これはまさにそうですがね。その形に持つていくわけで、条文がどういふのであれば、この解釈の仕方は私は逆におかしくなってくるんじゃないかと思います。

官の関与から外して、主務官庁が、今おっしゃつていただきましたように、天下り先にも使つてあるといつたようなことでも、今回これがなくなるわけございまして、しかも、それも第三者の有識者がちゃんととした形でこれを認定しました。ありがとうございますが、結果をお互いに協力ををして出していきたい、こんなふうに思つております。

○市村委員 わかりました。確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、まさにそういう思いを持ってやられているということであれば、一番重要なことは実は税制であります。済みません、谷垣大臣。

一般社団法人、財団法人はできるわけで、その方々がどんどん、今まで官がやっておったようなことまでも含めて民がその責任を担つてもらうことの方が私は大事だと思います。それが一番今回の行政改革の目的に沿つていて。行政改革のこの法案の中に入つていらない方がおかしいと思います。

○市村委員 それでは確認させていただきますが、今の政府としては、これまで民法三十四条に基づく公益法人というものは、本来民であるべきだつたにもかかわらず官の世界というものの取り込まれたと、そして、それが余りいい意味で活用

されていなかつたという認識を持つて今回の公益法人改革を行うということで確認させていただい

法改革を行つてよろしいでしょうか。官房長官、お願ひします。

○安倍国務大臣 これは、最初に申し上げましたように、もともとの明治二十九年にできた制度の基本思想を変えていく、つまり、官が許可したもののが私が公益法人になつていくというこの考え方を変えていく。本来、これは民間である公益法人がしっかりと民間の活力を生かして、公益のために活動していくという姿にしっかりと変えていく

ということではないか、このように思います。基本的に、この問題を専門にずっと研究をしてこられ、また活動してこられた委員の目指すべき方向性とは我々は全く同じ方向性を見ておりまして、同じ結果を出そうとしている、こういうことではないか。

そこで、では、なぜこの行革の中でやるかといふところのみが違うわけであります、結果をお互いに協力ををして出していきたい、こんなふうに思つております。

○市村委員 わかりました。確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、まさにそういう思いを持ってやられているということであれば、一番重要なことはあるよう気がするんです。

それで、確かに税が、いろいろな物事が動いていくとき後押しをしたり誘導をしたりするといふことはあると思いますし、私もそれを否定するものではありません。ただ、私は、税がつくっていくというよりも、やはり、どういう仕組み、制度があつて、それをどう動かすために税が必要なんだという、私どもの作業はどうちらかというと、そういう作業をしてきたんじゃないかと思つております。

したがいまして、今度の行革の重要な方針、去年の暮れに決まったものの中にも、公益法人制度改

革関連法案の具体的な内容を踏まえて、新しい制度が平成二十年度中に動き出すわけですが、それまでに、施行までの間に税制を講じようと。それ

は、この新しい制度が動くときには税制もそれに合わせていこう。ただ、そのためには、その中核となる新しい公益法人制度がどのような制度設計

がされるのか、それを見きわめてやつていいこうと

いう考え方をとつてやつてゐるわけあります。

○竹中国務大臣 基本的な考え方は、今財務大臣がお話しされたとおりであると思つております。

テムの再構築に向けて、民間が担う公共の領域を拡充していくためには、国税の立場から、また地方税の立場から、一体どのような方策を模索しようとされているのか。

一つ具体的にお聞きしますが、例えば寄附税制について、日本では千ぐらいしかありません。私たちが寄附をして、それを個人においては所得控除、企業、団体においては損金算入できる組織は千ぐらいしかありません。片や、アメリカといふ国は百万団体以上あると言われています。彼我の差があります。さて、これからそうした寄附遇を持った団体を少しふやしていくのか、もつとふやしていくのか、飛躍的にふやしていくのか、どのような志をお持ちでしようか、そのこともあわせてお聞きしたいと思います。

○谷垣国務大臣 市村さんの問題意識と重なつて思つております。

そこで、税が公平で、簡素であり、中立であるべきだということはよく言われることであります。ただ、今は、小泉政権といふのはいわゆる規制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるのは、あのレーガン・ミックスという、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

は、日本でいう租税特別措置法とかいうものですね、いわゆる税の優遇に関してはあのときほとんどの撤廃したと言つてあります。唯一例外があるが、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

であります。唯一の例外が、実はNPOに対する税制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるの

が、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

であります。唯一例外が、実はNPOに対する税制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるの

が、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

であります。唯一例外が、実はNPOに対する税制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるの

が、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

であります。唯一例外が、実はNPOに対する税制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるの

が、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

地方法の取り扱いについても、これは新制度移行、これは平成二十年度施行予定でございますので、それまでに税制上の措置を講ずる、どういうことをやるべきかということを詰めていくということになろうかと思います。

基本的に、税が重要である、民間非営利の活動を広げるためには税が重要であるという認識は持つております。しかし同時に、これは税体系全体の整合性の中で議論をしていかなければいけない問題でござりますので、今財務大臣がおつしやつたような点を考慮しながら、かかるべき時

期までにしっかりと議論をしていくということであります。

○市村委員 税が公平で、簡素であり、中立であるべきだということはよく言われることであります。ただ、今は、小泉政権といふのはいわゆる規制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるの

が、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

であります。唯一例外が、実はNPOに対する税制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるの

が、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

であります。唯一例外が、実はNPOに対する税制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるの

が、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

であります。唯一例外が、実はNPOに対する税制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるの

が、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

であります。唯一例外が、実はNPOに対する税制緩和をうたっています。一つ思い浮かべるの

が、あのレーガン・ミックスといふ、レーガンさんが、あのレーガン・ミックスといふ、アーヴィング・カーリーの規制緩和を徹底的に進めました。実

すね、そこだけは。

ですから、谷垣大臣や竹中大臣がおっしゃるところと、税というものは公平、中立、簡素でなくちゃならない、これは私も重々認識しています。中立性。ただ、このNPOに関する、特に非営利法人の世界に対する税制というのは、それは別であつてもいい、別に考えてもいいと私は思つていて、むしろ、この世界こそ税が誘導して新しい社会をつくる。本来ならば中立でなくちゃいけないけれども、この分野にだけは税が誘導して新しい社会の仕組みをつくっていく、新しい社会のシステムをつくっていくことが求められる分野ではないかと私は思つていますが、谷垣大臣、竹中大臣、いかがでしょうか。

○谷垣國務大臣 委員のおっしゃっていることの大きな流れと、私が考えていることとはそんな違ひがあるわけじゃないんですね。

先ほどからの御議論ですが、何で行革の中でこれなんだという御疑問を先ほどから述べておられましたけれども、やはりできるだけ簡素で効率的なものをやっていく、民でできることは民でやろう、そういう形でスリムな行政をつくろうと行政改革をやれば、当然、今まで行政がやつていた、公がやつっていた、公という言葉が適切かどうか、官がやつていたというものにすき間が出てまいりますから、そこはやはり民がパブリックを担うんだという気持ちでやつていただきなきやいけない。そのために、今までの民法三十四条も変えた、公益法人制度をもつと柔軟な、そういう今の社会の流れにふさわしいものにしていこうということで今度こういう改革ができるわけですね。

それで、その制度設計を見ながら税を考えていこう。それは何も、税のバックアップを全然しないぞという意味ではありません。今さら繰り返す必要もありませんけれども、今までの一般的禁止を官が解除してあげるよという仕組みであつた、許可をするよと。それを、第三者機関が公益性ありと認定したものは法人として認めようじやないかというふうになつた。税制もそれに合わせ

てやつていこうという基本的な考え方ですよね。

それで、政府税調で昨年六月に基本的考え方を立てさせていただいたわけですが、そこでも寄附立場をはぐくんでいくためのインフラ整備に積極的に寄与するという視点に立って寄附金税制を構築していくことが重要であるというふうに指摘されているわけでございまして、その順序は委員は超先だという御認識をお持ちのようですがけれども、全体的なそういう民の力を十分に使ってパブリックを支えていこうという流れをつくろう、仕組みをつくろうという点では、私は矛盾はないのだだと思っております。

○竹中國務大臣 市村委員の御指摘は、これは、日本の場合、そういう寄附文化というのが十分に醸成されていないから、一種のアファーマティブアクションのようなつもりで積極的にやるべきではないか、そういう御提言だと思います。そういう声が広くあるということは私も承知しております。

ただ、ここはなかなか難しい問題で、まさに民間の自由な、多元的な価値に任せることにこそ非営利の意味があるんだということを考えますと、政府が、アファーマティブアクションといふのも一つの価値でありますから、そういうものに対して余り踏み込むことはいかがかという意見も片方であります。そうでないと、中立性を損ねて資源の配分をゆがめる。そこは当面は、今財務大臣がおっしゃいましたように、一般的に言えば、寄附文化をさらには広めるためのそういう措置は私が必要だというふうに思っております。

だからこそ、先ほど申し上げましたように、税体系を大きくゆがめない形で何ができるかということを平成二十年までにしっかりと考えていただきたいんです。そう思っていたのか思っていないのか、市村委員もう一度、さつき実は明確にお答えいただけなかつたので。

では、寄附をしたときの優遇措置を持つた団体を圧倒的にふやしていく方向性だけ教えていただきたいたいんです。そう思っていたのか思っていないのか、

のかでは全然違いますので。どうでしようか。

○谷垣国務大臣 それは、第三者機関がどうい姿勢で認定をされて新しい法人が出てくるかと うことにもよると思いますが、基本的に、そう うところでお認めになつたものに対してはやはり 税制というものの考え方をいましようという流 ですから、私は、これは税制を優遇する対象が えていく、それは当然そういう方向だらうと思 っています。

○竹中国務大臣 日本の所得水準の高さ等々と もにかかわらず寄附文化が必ずしも定着してい いということを考えますと、長期的な方向とし は、私もこういう形での活動というのはふえて ただきたいと思うし、その範囲でやはり政府と 対応すべきことを考えていかなければいけな というふうに思つております。

○市村委員 税については、また別途の機会を の委員会でとらせていただいて、改めて議論を させていただきたいと思いますので、またそのと にいろいろと細かい議論をさせてください。

それで、きょうは法務大臣にもいらつしゃつ いただいていますが、先ほど民法三十四条の話 出ました。そして、民法三十四条が今度いよい 变わる、これはすばらしい画期的なことだと思います。これは高く高く評価され贮へるべきだ 思います。

ところが、その改正案というのが、私の手元 あるんですが、今度は三十三条二項にこういう とが書いてあるんですねけれども、この改正案が に私は情けないというか残念というか、中途半 な思いがあるんです。

三十三条二項 「学術、芸術、慈善、祭祀、 教その他の公益を目的とする法人、営利事業を むことを目的とする法人その他の法人の設立、 織、運営及び管理については、この法律その他 法律の定めるところによる。」と書いてあります が、そこでは非営利法人の体系をつくろうとい のが、政府の、特に先ほど委員長から御指摘の りました財務省の資料の中に出てくるんですが

非営利法人は一体どこにあるんでしょうか。大

○杉浦国務大臣 今度の改革、いわば大幅な規制改革ですが、それによりまして、今回の民法の改正案では公益法人の設立及び組織等に関する規定がすべて削除されました。もうごつそりと条文に穴があきまして、条文を詰めたらどうかと言つたら、民法七百八条とかそういうのが移るんで、また仕方がないからあけておくということなんですが、二十何条ですか、穴があいたわけであります。

公益法人については、新しい法律で準則主義、商法等と同じですね、自由に設立できる。自由設立ではありませんが、許可制ではない公益法人が設立される。公益性の認定はまた別途やるという法律がでておりますが、そういう新しい法体系になるということに伴いまして、ここでは法人一般に関する規定だけを残すことにしたわけでございます。

御指摘の民法三十三条规定では、すべての法人、会社法に基づく株式会社等、すべての法人に共通する原則として、法人の設立、組織、運営及び管理については個々の法人設立根拠法の定めるところによる旨を明らかにしたわけであります。株式会社等でしたら商法、宗教法人でしたら宗教法人法等々でござります。たくさんございます。このようない趣旨に基づきまして、現行の民法三十四条规定で規定されている公益を目的とする法人、現在の民法に書いてありますから、祭祀、宗教とかいろいろございます、そのほかの法人の類型としては營利事業を営むことを目的とする法人が代表的な法人類型でございます。法人にはこのようなものがあるということを基本法である民法典において示すのが望ましいという理由から、これらを他の法人と並べて例示して掲げることにしたわけでございます。

先生が非常利法人にこだわられるお気持ちちはよく理解できますが、別に他意があつたわけではありません。

○市村委員 他意がなくとも、民法は民法です。で、民法は、やはりすつきりと、それこそ公平、中立であつてほしいと私は思います。

では、大臣、非営利法人と公益法人というのは概念的にどういう整理をされていますでしょうか。

○杉浦国務大臣 公益法人は非営利法人の一種だと思いますね。それから、いわゆる中間法人と言われております協同組合とかいろいろございま

す、そういうものを包含した概念だと思います。民法としては、今まで公益法人とその他の法人としておりましたから、そういたしたわけあります。

○市村委員 今まさに大臣がおっしゃつていただいたように、公益法人は非営利法人の一種なんです。

そこで、その後に「営利事業を営むことを目的とする法人」が出てきますね。まさに営利法人ではなくて非営利法人ではないんでしょうか。どうでしょか。

○杉浦国務大臣 先生のお気持ちはわからないわけじやありませんが、今まで民法に公益法人、そ

の他法人とあつたわけですから、それを例示しただけでございます。

ここは一般的な法人についての原則を示すだけということですから、公益法人、その他法人としたわけでして、営利法人は会社法その他で決めておりますし、宗教法人、学校法人とかそれぞれ法律によつて、公益目的の法人でも規定する法律がございますから、それらのことはそこで決める。新たに今回は、一般の財団法人、社団法人と、公

益性の認定は別途法律に従つてやるということ

がおつしやつたとおり、これは画期的な改革だと思います。

○市村委員 今、これは例示だとおっしゃいました、例示だと。今までの民法にそう書いてあるから例示でこう書いたんだとおっしゃいましたけれ

ども、まさに、先ほどから何度も中馬大臣にも強調していただいているように、明治二十九年に民法ができたときに、本来であれば非営利法人と営利法人というその二つの体系で書いておけばまだ問題なかつたものを、公益法人と営利法人と書くものだから後の世の中ややこしくなつてゐるんですね。

せつかく、今回、民法三十四条を変えようとしているわけですから、そういう今までのくびきから解き放たれるというようなところに行けばいいのか。わざわざ、何で問題があるような例示をここにまた書かなくちゃいけないのか。いかがでしようか、大臣。

○杉浦国務大臣 先生のおっしゃりたい気持ちはよく理解できますが、そんなにややこしいことはないと私は思つておるんです。

先生御指摘のとおり、営利事業を営むことを目

的とする法人、会社その他ですね、これ以外は非

営利事業を営むことを目的とする法人であります、営利、非営利で分ければ。今回の民法三十三

条二項の改正案では、後者の法人について、從来から民法で公益を目的とする法人という類型が掲げられておりましたことから、その他の法人とと

ても、これを営利事業を営むことを目的とする法

人と対置させるという趣旨で規定したものでござ

いまして、そんなにややこしい、難しい問題はな

いと私は思つております。

○市村委員 ですから、何度も申し上げて申しわけないんですが、要するに、今例示でおっしゃ

ましたから、民法三十四条と三十五条の関係にな

るんですけれども、その関係が非営利、営利

じゃなかつたのがそもそも問題なんですから、こ

は要りますが。準則、のつとつておれば認める

と。役所が一々酷だのコンニャクだの言わないと

いう形で公益法人ができるようになつたわけでございます。

今までの民法三十四条、私も民法三十四条の財團法人で十何年働いておりましたのでよく官と民間の関係は、官が民をいろいろさまざまなかつたのがそもそも問題なんですから、この際、営利と出すんだつたら、非営利事業を営むことを目的とするとか、どうせ例示するんだつたら、営利の対は非営利ですから、そう書くべきではないかといふうに私は思つております。

しかも、気持ちをわかつていただけるんであれば、これは民法ですし、民法はやはり中立であつてほしい、民法は一般法の先輩格というか上位概念ですから、ここはすつきりとした民法にすべきじゃないんでしようか。であれば、この例示の部分を取つても十分に通じるんです。この条文。もしくは、公益を目的とする法人を含む非営利事業を営むことを目的とする法人とか、そういうふうにしないと。

結局、銀河系と何々系を比べなくちやいかなに、銀河系と何か一つの惑星を比べているようなものであります。これは対になつていません。

です。対になつていません。やはり、何々系というのだったら、何々系が来なくちやいなかつたまま書かれていいのか。いかがでしようか。

○市村委員長代理退席、委員長着席

○杉浦国務大臣 先生の例えはよくわからないと

ころもありますけれども、要するに、今回は公益

法人を特別な法律をつくつて、いわば準則主義で

自由に立ち上げる、官庁の許可が要らない、認可

が、大臣、いかがでしようか。

○深山政府参考人 お答えします。

今、この議論の問題ですが、先ほど大臣から

込まれる改革でございます。

そこで、もうその公益法人部分は民法から抜けますから、ごつり抜けましたから。ただ、民法としては、法人としての基本的な規定を、すべての法人に共通する原則を決めるべきだということです。法人の設立とか組織、運営、管理については、個々の法人設立根拠法に定めるところによるという旨を明らかにするにとどめたわけであります。

そういう趣旨で、現行の民法三十四条に規定されている、公益を目的とする法人とか、あるいは、会社が代表的ですが、営利事業を営むことを目的とする法人が代表的な法人類型であることも常識でございます。そのほか中間法人とかいろいろあります。そこに、それは先生のおっしゃる如きのように非営利という概念を持ち込んでもよかつたかもしれません。それがそれとして、淡淡と、民法に規定されている公益法人と、まあ営利事業が典型、その他の法人とを並べて例示して掲げたかもしれません。それはそれとして、民法に規定されている公益法人と、まあ営利事業における法人に共通する基準だけを決めたんだということを明らかにしたにすぎないわけでございます。

若干言葉をひねりますと、営利と非営利という用語でございますが、事業の種類が営利目的かどうかという意味で用いられるほかに、剩余金とか残余財産の処分ですね、分配を目的とするかどうかという意味で用いられることがあるわけです。ですから、一義性とか明確性の点で適切でないとも考え方として、私どもは、公益を目的とする法人とその他の法人を掲げることとしたわけでございます。

○市村委員 最後のところをちょっとと議論させていただきたいんですが、今、非営利の多義性をおつしやいました。では、営利は多義的じやないんですか。営利という言葉を使つたときは、法律上は明確に一義的な規定になつてゐるのでしよう

葉を私が思うように使つていただ臣でありますれば、NPO法人という言葉は使わないで、特定非営利活動法人といふうに使つていただけたら幸いでございます。

最後に、きょうは、また改めてお時間をいただきたいと思いますが、私としては本当に、やはりまだわかりません、心から納得しているわけじやありません、なぜ改革推進特別委員会でこのことが議論されるのかわかりませんが、幸か不幸かここに委員会で議論されるということでありますので、私はこのことはずっとやつていくということを申し上げますので、この場をかりまして、また改めてしつこくやらせていただきますことを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○伊吹委員長 これにて市村君の質疑は終了いたしました。

次に、川内博史君。

○川内委員 川内博史でございます。

委員長並びにこの行革特別委員会の与野党の理事の先生方に許可をいただきまして、発言の機会をいただきました。心から感謝を申し上げます。一時間五分、さまざまな観点から聞かせていただきたいというふうに思います。

まず、この行革推進法の第一条、目的的部分から聞かせていただきますが、平成十七年の十二月二十四日、行政改革の重要方針、閣議決定文書であります。この中には、この行政改革の方針として基本中の基本の概念である「小さくて効率的な政府」という言葉が使われております。しかし、二十七日後の平成十八年一月二十日、小泉内閣総理大臣の施政方針演説では「簡素で効率的な政府」という言葉に変わっております。さらに、二月十日の閣議で了承された行政改革推進法案の作成方針なる文書の中では、法案の名称が「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案」ということになつております。三月十日に国会に提出をされたということでござい

ます。

私は、この小さくて効率的な政府という言葉と議論されるのがわからいませんが、幸か不幸かここに委員会で議論されるということでありますので、私はこのことはずっとやつていくこと申上げますので、この場をかりまして、また改めてしつこくやらせていただきますことを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○伊吹委員長 総理の施政方針演説その他に關係することですから、まず安倍内閣官房長官。

○安倍国務大臣 簡素で効率的な政府といたしましては、総理が、小さな政府ということでは國民にわかりにくいのではないだろうか、もう少し

イメージとしてわかりやすいということで、簡素で効率的な政府、つまり、将来にわたって国民への負担をよりふやしていかないために、しっかりと簡素なかつ効率的な政府をつくっていく、こういうことでござります。

○伊吹委員長 中馬大臣、つけ加えることがあります。○中馬国務大臣 少し経緯から申しますと、昨年の二〇〇五重重要方針、骨太と言われるものですね、ここにおいても諸問会議等では小さな政府という言葉を使っておりました。それを受けた形で年末の行革重重要方針には、今おつしやったように小さな政府という形で言つておりました。

しかし、今安倍長官がお話しになりましたように、総理は施政方針演説で、やはりそれを少し広い概念でもう少し根本的にやろうじゃないかといいますならば、小さくて複雑なものもあるかもしれません、簡素でという言葉をお使いになりました。それを受けた形でのこの法律でござりますから、総理のお気持ちも含めて、こうして簡素でという形で書いておりますが、同じものでござります。

○川内委員 今行革担当大臣から、同じものだと

最後に御発言がございました。小さくて効率的な政府と簡素で効率的な政府は、同じ意味であるといふことによろしいですか。

○中馬国務大臣 大きく概念が変わつたのではないかと私は思います。

○伊吹委員長 簡素で効率的な政府といたしましては、総理が、小さな政府ということでは國民にわかりにくいのではないだろうか、もう少し

イメージとしてわかりやすいということで、簡素で効率的な政府をつくっていく、こういうことでござります。

○川内委員 意味をはつきりさせるためにとい

うのであれば、小さな政府という言葉の意味の方

が、人口に膚浅しておりますし、より意味ははつきりわかるわけであります。ところが、簡素で効率的な政府というのは、余り一般的な言い方では

ないと私は思います。

小さな政府というのはよく言われております

し、特に与党の政策責任者である政調会長のホーミページには、小さな政府を真っすぐに目指すと

いうふうに出ております。そういう意味では、小さな政府、小さくて効率的な政府という方が、より意味がわかりやすいイメージもわくというふうに私は思っています。

○伊吹委員長 中馬大臣、つけ加えることがあります。○中馬国務大臣 少し経緯から申しますと、昨年の二〇〇五重重要方針、骨太と言われるものですね、ここにおいても諸問会議等では小さな政府といたしましては、総理が、小さな政府をつくっていく、こういうことでござります。

○川内委員 意味をはつきりさせるためにといふことのであれば、小さな政府という言葉の意味の方のところは、一緒にございまして。

○伊吹委員長 中馬国務大臣、簡素で効率的な答弁をしてください。

○中馬国務大臣 目指すところは一緒でございませんが、人団に膚浅しておりますし、より意味ははつきりわかるわけであります。ところが、簡素で効率的な政府というのは、余り一般的な言い方では

ないと私は思っています。

小さな政府というのはよく言われております

し、特に与党の政策責任者である政調会長のホーミページには、小さな政府を真っすぐに目指すと

いうふうに出ております。そういう意味では、小さな政府、小さくて効率的な政府という方が、より意味がわかりやすいイメージもわくというふうに私は思っています。

○伊吹委員長 中馬国務大臣、簡素で効率的な政府をつくっていく、こういうことでござります。

○中馬国務大臣 これは大事なことなんですよ、委員長、わかります。○伊吹委員長 少し経緯から申しますと、昨年の二〇〇五重重要方針、骨太と言われるものですね、ここにおいても諸問会議等では小さな政府といたしましては、総理が、小さな政府をつくっていく、こういうことでござります。

○中馬国務大臣 一つの名前でござりますから、これを厳格に、これがというような規定をする必要も私はないんじゃないかと思います。

ただ、あえてそういう理屈的なことでおつしやいますならば、小さくて複雑なものもあるかもしれません、簡素でというのには、一つの効率性

といいましょうか、そうしたこともむしろはつきりするんじゃないかなと私は思います。

○川内委員 小泉内閣の方針である、しかも最も重

要方針である行政改革について、どのような政府を目指すのかということに関して、小さくて効率的

い、かつ効率的であるということをございまして、総理が目指してきた、民間ができるることは民間に、そして地方ができるることは地方に、かつ

つまり、簡素で効率的といふのは、無駄がない、かつ効率的であるということをございまして、総理が目指してきた、民間ができることは民間において、簡素で効率的な政府をつくっていくことができるようになります。

○伊吹委員長 この表現につきましては、総理とも議論をしたところでござります。そのとき

に、総理として、自分の目指す政府について、その姿について、簡素で効率的な政府とした方が自分

の目指す政府についてより国民にわかりやすく伝わるのではないかとということをございます。

○中馬国務大臣 この表現につきましては、総理とも議論をしたところでござります。そのとき

に、総理として、自分の目指す政府について、そ

の姿について、簡素で効率的な政府とした方が自分

の目指す政府についてより国民にわかりやすく伝わるのではないかとということをございます。

○伊吹委員長 この表現につきましては、総理とも議論をしたところでござります。そのとき

に、総理として、自分の目指す政府について、そ

の姿について、簡素で効率的な政府とした方が自分

の目指す政府についてより国民にわかりやすく伝わるのではないかとということをございます。

○中馬国務大臣 この表現につきましては、総理とも議論をしたところでござります。そのとき

に、総理として、自分の目指す政府について、そ

の姿について、簡素で効率的な政府とした方が自分

の目指す政府についてより国民にわかりやすく伝わるのではないかとということをございます。

○伊吹委員長 この表現につきましては、総理とも議論をしたところでござります。そのとき

に、総理として、自分の目指す政府について、そ

の姿について、簡素で効率的な政府とした方が自分

の目指す政府についてより国民にわかりやすく伝わるのではないかとということをございます。

○中馬国務大臣 この表現につきましては、総理とも議論をしたところでござります。そのとき

に、総理として、自分の目指す政府について、そ

の姿について、簡素で効率的な政府とした方が自分

の目指す政府についてより国民にわかりやすく伝わるのではないかとということをございます。

○伊吹委員長 この表現につきましては、総理とも議論をしたところでござります。そのとき

に、総理として、自分の目指す政府について、そ

の姿について、簡素で効率的な政府とした方が自分

の目指す政府についてより国民にわかりやすく伝わるのではないかとということをございます。

○中馬国務大臣 この表現につきましては、総理とも議論をしたところでござります。そのとき

に、総理として、自分の目指す政府について、そ

の姿について、簡素で効率的な政府とした方が自分

の目指す政府についてより国民にわかりやすく伝わるのではないかとということをございます。

○伊吹委員長 この表現につきましては、総理とも議論をしたところでござります。そのとき

に、総理として、自分の目指す政府について、そ

ころが広いわけでありまして、例えば社会保障についても給付と負担そのものを外に出してしまって、ということもあり得るわけでありまして、そうではなくて、あくまでも簡素で効率的ということでお説明をした方が経理としては自分の意を酌んだ形になる、こういうことでございます。

○川内委員 今の官房長官の説明だと、小さくて効率的な政府から簡素で効率的な政府という言葉は、意味は違っているわけですよね。変えたわけですよ。内閣の方針を、変えたなら変えたでいいんですよ、別にそのことで、何だ、変えたらダメだとか言う気はさらさらないわけですから。お変えになられたのならお変えになられたということです。

そういう訳で、官房長官、政府の方針を示す文書の中で、重要な方針として使われる言葉は、その言葉の解釈、意味というものが確定していないければならないはずですよ。そうでなくして、何となく漠然と、いや、僕たちは小さくて効率的な政府を目指すんだもんという感じで、こういう政府が小さくて効率的な政府だ、それを我々は目指すということを全閣僚が内閣として決定するわけですよ、その政府の方針として。

それでは、小さくて効率的な政府という言葉の意味は何だったのか。そして、簡素で効率的な政府という言葉の意味は何なのかということを、ちょっととも一度わかりやすく教えていただけませんでしょうかね。政府の方針が示されている文書の中で使われている言葉が変わることを、非常に重要なことです。これをしっかりと、まだ教えていただかなきことには。いや、それなぜ変わつていいのに言葉を変えたのかというふうを聞きたいし、変わつていいのであれば、なぜ変わつていいのに言葉を変えたのかというふうを聞きたいし、もうちょっときちんととした御説明をいただきたいというふうに思います。委員長、私の言つてることは言いがかりでしようかね。

○伊吹委員長 私は中立的な立場で司会をいたしておりますから、官房長官から答えていただきます。

○安倍国務大臣 意味合いを変えたということでもありませんし、また、方向性を修正したということでもございません。

そもそも、最初に私が申し上げましたように、総理としては今申し上げている簡素で効率的な政

府という考え方の中で表現として小さく効率的という表現を使つたわけであります。小さくといふのは、ある意味ではいろいろな方が小さな政府ではない、あくまでも簡素で効率的と言つた方がわかりやすいだろう。こう説明をした方が経理としては自分の意を酌んだ形になる、こういうことでございます。

○川内委員 今の官房長官の説明だと、小さくて効率的な政府から簡素で効率的な政府という言葉には、いろいろな概念も入つておりますので、そこは、総理が目指しているものをもう少し明確にするためには簡素で効率的と言つた方が、総理の目標している政府、また、お気持ちにも合うのではなかいか、総理もそのようにお考えの上でこういう表現にしたということになりますから、変えたと云ふことではないか、このように思ひます。

○川内委員 よりわかりやすくしたというのは、結局変えたということになるんじゃないでしょうかね、言葉は変わつておられるわけですから。小さくいうことで、効率的な政府を目指すという言葉の意味を、よりわかりやすくしたというのが簡素で効率的な政府という言葉であると。

それでは、小さくて効率的な政府という言葉の意味は何だったのか。そして、簡素で効率的な政府という言葉の意味は何なのかということを、ちょっととも一度わかりやすく教えていただけますかと。その方がわかりやすいと思いまして、最終的な像は一緒であるということなわけではなく、最初からそのように目指すところは同じだと云ふうにお答えいただければ、ああ、小さくて効率的な政府という言葉と簡素で効率的な政府という言葉は同じなんだな、言葉遣いを変えたんだな。では、なぜ言葉遣いを変えたんでしたかと。その方がわかりやすいと思いまして、十五分かかっておるわけでございます。

しかし、私はこれは大変重要なことだと思いますから。その小さな政府という言葉の意味は、アダム・スミス以来の伝統的な自由主義に立した思想から生まれた経済政策。政府の市場への介入を最小限にし、個人の自己責任を重視し、国家による社会政策を最小限にする考え方。それを徹底したものを夜警国家といふ。「安上がりの政府」とも言ふ。基本的に、GDPに占める政府活動の割合を低下させるために、低い税率とより少ない歳出を志向する。主に古典派経済学者及び資本家が主張する政府形態である。小さな政府の政策においては、格差拡大は是認される。消費性向の低い高所得者層から消費性向の高い低所得者層への所得再分配機能が緩めますが、もちろんそれでも、表現は違うわけでありますが、これは意味としては同じ意味であつて、実際その方向を目指しているわけであつて、内閣の方針はみじんも変化をしていないわけあります。内閣の方針は、民間競争力の強化と小泉総理が御発言にならねておられることも、この表現を使つた方がわかりやすいだろう。こういうことではないか、こう思うわけであります。

○川内委員 いや、違和感を感じるとか感じないとかではなく、今の御答弁では、小さくて効率的な政府という言葉と簡素で効率的な政府という言葉は、意味は一緒である、目指すところは一緒である。最終的な像は一緒であるということなわけですから、最初からそのように目指すところは同じだと云ふうにお答えいただければ、ああ、小さくて効率的な政府という言葉と簡素で効率的な政府という言葉は同じなんだな、言葉遣いを変えたんだな。では、なぜ言葉遣いを変えたんでしたかと。その方がわかりやすいと思いまして、十五分かかっておるわけでございます。

しかし、私はこれは大変重要なことだと思いますから。その小さな政府という言葉の意味は、アダム・スミス以来の伝統的な自由主義に立した思想から生まれた経済政策。政府の市場への介入を最小限にし、個人の自己責任を重視し、国家による社会政策を最小限にする考え方。それを徹底したものを夜警国家といふ。「安上がりの政府」とも言ふ。基本的に、GDPに占める政府活動の割合を低下させるために、低い税率とより少ない歳出を志向する。主に古典派経済学者及び資本家が主張する政府形態である。小さな政府の政策においては、格差拡大は是認される。消費性向の低い高所得者層から消費性向の高い低所得者層への所得再分配機能が緩められるため、消費の停滞が懸念される。これは小さな政府という言葉を解説した用語辞典から引いております。

まさに格差拡大はある意味仕方のないことだありますが、総理としては、これは簡素で効率的という表現を使つた方がわかりやすいだろう。こういう表現を使つた方がわかりやすいだろう。こういうことではないか、こう思うわけであります。

そこで、この市場化テストの、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案第一条は、「この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念」などなど「を定めるものとする。」といふうに書いてあるわけでございます。

さらには、先ほどの推進法の中でも「政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大する」というふうに、いわゆる市場化あるいは競争などの理念がこの行政改革の推進法あるいは市場化テスト法の中に盛り込まれてきている。これも、先ほどの小さくて効率的な政府あるいは小さな政府を目指す文脈の中からは、なるほど、どうだろうというふうに思うんですが、この官から民へ、あるいは民間活動の領域を拡大するという場合に、この民間あるいは民営化というのは、事業会社、株式会社が中心になっていくというふうに私は思いますが、いかがでしようか。

○中馬国務大臣 現実問題としては株式会社が手を挙げられるケースが多いと思いますけれども、NPOやその他地域団体等が手を挙げられても、もちろん結構だと思います。

に、現実問題としては株式会社がその中心となつていいというのは、今の政府が目指すところからいえばそのとおりの御答弁だというふうに思いますが。

それでは、そもそも株式会社とは何か、株式会社とはだれのもので何を目的とするものかというものに関して、法務大臣にお運びをいただいておられますので、御説明をいただきたいというふうに思います。

○杉浦國務大臣 お答えいたします。

株式会社は、会社法に定義されている四種類の会社のうちの一類型でございます。

会社法制は、営利事業を行おうとする者が共同して出資を行い、これを用いて事業を行うことによって利益を得ることを可能にするために設けられた制度でございます。したがいまして、換言いたしますと、株式会社とは、事業を行い、それによつて得た利益を出資者である構成員に分配することを目的とした団体とができるわけでございます。

だれのものかということをございますが、株式会社は、法律的には、営利法人として株主の出資によつて成り立っております。これによつて株主が利益を得る仕組みとなつてゐる制度でござりますから、第一義的には、株式会社は株主のためにあるものと言つることができます。

もつとも、株式会社は、その活動が債権者などの利害関係人に重大な影響を与える場合も少なくございません。取引もいたします。そこで、株式会社法制は、株主だけでなく債権者等の利害関係人の保護にも十分に配慮した制度になつております。その意味では、株主のみならず債権者等の利害関係人のための法的な仕組みであるといふ面もあるものと考えております。さらに、株式会社は、雇用を生みますし、我が国における経済活動の中核的な存在であることから、社会全般にとつても重要な存在ということが言えると思います。

○川内委員 重要な存在であるということは、否

定しないといふか共通の認識であるといふうに思いますが、そもそもその株式会社の設立目的の中に公益性あるいは公共性というものが含まれています。

○杉浦國務大臣 株式会社におきましては、定款に目的、すなわち、その株式会社が行う事業の内容を記載する必要がございます。

先生の御質問は、公益性のある仕事をすることがあるのかとということですが、わかりやすい例が、例えばJRなんか、かつては国有鉄道は国の事業だ、民間のやるべきことじゃないとされたのが民営化されまして、今は株式会社で、民間会社でやつております。公益的な仕事、例えば電力会社にしてもガス会社にしても、やつている仕事は公益的な仕事でございますが、株式会社が行つてゐるわけであります。

先生の御質問は、恐らく会社法上、定款に目的としてこのよくな公共サービスというのを提供する旨を記載することは差し支えないのかという御質問の趣旨もあるかと思ひますが、それは差し支えないと思います。

○川内委員 それでは、定款の中で公益性あるいは公共性をうたうことは可能であるということでお確かめをさせていただきたいといふうに思いました。

次に、郵政民営化のことについて若干聞かせていただきます。

郵政民営化法の第一条で、「基本理念」のところにさまざま目的が書いてございまして、それを若干読み上げさせていただきたいといふうに思います。

○竹中國務大臣 お答えを申し上げます。

基本理念、今、第二条を委員が読んでくださいました。そして第三条では、公社及び公社を承継する組織は、この基本理念にのつとつて郵政民営化に関する施策が確実かつ円滑に施行されるよう必要な取り組みを行う責務を有するということになります。そういうふうに規定をしておりまして、この規定は、郵政民営化の完了、つまり完全民営化までの国等の責務について規定するものであつて、完全民営化前には四つの事業会社に当つてはまる、そして、完全民営化後にはその役割を終えるものであるということになります。

したがつて、公社を承継する組織は民営化後の

郵便貯金銀行、郵便保険会社を含む概念ではあるけれども、完全民営化後の郵便貯金銀行と郵便保

び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする」というふうに書いてございます。

今、これをなぜ言つたかというと、先ほどの、公共目的あるいは公益目的を定款に書くことができますかというのと同じことで、郵政民営化は四つの会社に分割される、貯金銀行、保険会社は全く一般の銀行、保険会社に変わると。しかし、この郵政民営化法第一条の基本理念を要するに、「国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化」とか「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」という、この公共目的というかこの二条の基本理念は、貯金銀行、保険会社が完全に民営化されても、貯金銀行、保険会社は尊重をしなければならない、拘束力をを持つ条文になりますかということを、ちょっと竹中大臣にお伺いをさせていただきまます。

竹中大臣は、この小泉総理の外資歓迎論についてどのような御見解をお持ちか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○竹中國務大臣 委員御指摘のとおり、総理は外資歓迎論をとるべきだというような御発言をされました。これは、言うまでもなく、決して外資に乗つ取られるこれを歓迎するという意味ではございません。外国資本から注目されるような魅力ある企業に育つてもらいたい、総理はまさにそういうお気持ちでおっしゃつたんだと思います。その結果、日本経済に刺激を与え活性化をもたらす、それが重要であるという思いでお話しになつたんだというふうに思つております。

この外資ないしは敵対的買収につきましては、郵政民営化法の質疑のときもいろいろ御議論させていただきましてけれども、それに必要な一般的な規定はこの法律の中に設けてあるといふうに考えております。

○川内委員 それでは、民営化法七条二項の株式の処分の具体的方法について、あり得るとする方法をすべて挙げていただけますでしょうか。

○竹中國務大臣 非常に大きな規模での株式の処

險会社についてはこの規定は意味を失つていると

いうことになります。

○川内委員 なるほど、ちょっと私誤解していま

した。今竹中大臣に教えていただいて、貯金銀行、保険会社は、完全民営化後はこの郵政民営化法第一条の基本理念については拘束されないといふ御答弁であったといふうに思います。

それでは、もう一問ちょっと郵政民営化について聞かせていただきます。

平成十七年八月一日の参議院での答弁で、小泉総理は、民営化後の株式会社について、これは貯金銀行、保険会社でございますが、「アメリカが株を買う、買収される、乗つ取られる、心配はありませんけれども、私は」「私は」というのは小泉総理です、「外資警戒論よりも外資歓迎論を取るべきだ」というふうに御答弁をされていらっしゃいます。

竹中大臣は、この小泉総理の外資歓迎論についてどのような御見解をお持ちか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○竹中國務大臣 委員御指摘のとおり、総理は外資歓迎論をとるべきだというような御発言をされました。これは、言うまでもなく、決して外資に乗つ取られるこれを歓迎するという意味ではございません。外国資本から注目されるような魅力ある企業に育つてもらいたい、総理はまさにそういうお気持ちでおっしゃつたんだだと思います。その結果、日本経済に刺激を与え活性化をもたらす、それが重要であるという思いでお話しになつたんだというふうに思つております。

この外資ないしは敵対的買収につきましては、郵政民営化法の質疑のときもいろいろ御議論させていただきましてけれども、それに必要な一般的な規定はこの法律の中に設けてあるといふうに考えております。

分でございます。この規模が大きいということを考えますと、市場で売却するということが基本になると考えられるわけございますけれども、ここで言う処分というのは、市場での売却に決して限らない。これも民営化議論でいろいろさせていただきました。

それに限らず、要は、郵便貯金銀行、郵便保険

会社に対する国の信用と関与、これは国が今まで持つてたわけであります。國の信用と関与を断ち切るために、國の出資する日本郵政株式会社が両社に対する所有が、つまり銀行と保險に対する支配権を、すなわち、議決権を保有しない状態とすることである、そのように考えております。

これはもう何度も御答弁をさせていただきまして、

その具体的な処分の方法として何が考えられるかということでござりますが、グローバルオファーリング、要するにオファーリングというのは一つの……。それと、プロックトレードないしは自社株買いといった、これは一種売却でありますけれども、その売却にもいろいろな手段があるといふうに今申し上げたわけですが、それによることが一般的であるというふうに思いますが、

それによると、委託者が議決権行使について指図を行わない有価証券の処分信託等も含み得るところである。結果的に、支配権、議決権を保有しない状況をつくり出す、そいつた処分信託等々も含まれるというふうに理解をしておりま

す。

○川内委員 もう一問だけ郵政民営化のことについて聞かせていただきます。

郵便貯金銀行が自社株を取得すること及び郵便保険会社の株を取得することは可能でしょうか。

○竹中国務大臣 基本的に、先ほど申し上げましたように、要是議決権を保有しない状況にすると、郵便保険会社が郵便保険会社の自社株を取得すること及び郵便貯金銀行の株を取得することは可能でしょうか。

たよう、要は議決権を保有しない状況にすると、たがそれを採用するに至らなかつたということは

ござりますけれども、郵便貯金銀行、郵便保険会社による持ち株会社からの自社株買いつきましても、両社によつて株式が所有され、持ち株会社の議決権がなくなるということになれば、これは

處分に該当するということになります。

○川内委員 それでは、具体的に市場化テスト法をきしたらば、一義的には株主のためであるということをお聞

ふうに法務大臣から御説明をいたいたわけでござりますけれども、株主のための配当あるいは利潤追求を第一の目的とする事業会社等に公共サービスを担わせるというのはなぜなんだろうという

ことを御説明いただきたいと思います。

○中馬国務大臣 これもこの行革法で一つ貫いていることでござりますが、民にできることは民

方にお役所の仕事は極力民間にあるいはまた地

方におけることの理念でございまして、そういう

ことだと御理解いただきたいと思います。

○川内委員 今後ぜひ議論をしていただきたいと

いうか、それこそが眞の行政改革ではないのかな

というふうに思うんですね。

サービスの質の向上というものをうたう以上

は、官と民の競争というはどうしても価格ある

ことはコストの競争というのが一義的には表に出

る。しかし、私は質については恐らく保証でき

ないであろうというふうに思うんですね。しか

し、官と官の競争であればコストも質も両方十分

に保証できるのではないか。これは提言ですか

ら、今後の検討課題にしていただければありがた

いなというふうに思うんですけれども。

そこで、公共サービスの質の維持向上といふふうに思っています。

なぜなのか、ちょっと詳しく御説明をいただきたいと思います。

○中馬国務大臣 これは、私どもが議論したとい

うよりも、有識者会議の皆さん方あるいはまた諮問会議の皆さん方等のいろいろな議論の結論とし

てここにこうして出てきておりますが、現実問題

競争入札に参加するということは、まあ考えられませんから、そういう議論はなかつたんじゃない

かと思います。

○川内委員 今後ぜひ議論をしていただきたいと

いうか、それこそが眞の行政改革ではないのかな

というふうに思うんですね。

サービスの質の向上というものをうたう以上

は、官と民の競争というはどうしても価格ある

ことはコストの競争というのが一義的には表に出

る。しかし、私は質については恐らく保証でき

ないであろうというふうに思うんですね。しか

し、官と官の競争であればコストも質も両方十分

に保証できるのではないか。これは提言ですか

ら、今後の検討課題にしていただければありがた

いなというふうに思うんですけれども。

そこで、公共サービスの質の維持向上といふふうに思っています。

○中馬国務大臣 具体的といいますと、いろいろ

が大事だから環境省が市場化テストでつちやう

とか、官と官が競争する、あるいは官と公が競争

する。要するに、公共サービスをするという観点

においては、みんな日本国憲法で全体の奉仕者と

して位置づけられているわけですから、公務員と

して仕事をする。しかし、公務員同士で競争す

る、すなわち、官と官の競争、官と公の競争といふふうに思っています。

明できないとおっしゃられたんですか。もう一回、済みません。

○中馬国務大臣 いろいろな公共サービスのケー

スがありますから、どういうサービスの例を挙げたらいいのか問題でございますけれども、例えば窓口業務ということを一つとすれば、今までだつた

五時でお役所仕事は終りますね。しかし、それが八時も九時も受け付け手続をしてくれるといつた場合には、少なくとも利用者は質がよくなつたと感じるでしょうから、そういったことも含まれるのではないか、このように申し上げまし

た。

○川内委員 法律案の中に「公共サービスの質の維持向上」という言葉があるので、具体的にそれをどうやっていくのかということを含めてお伺い

をしているわけでございます。

○川内委員 政府は、モデル事業という形で幾つかの事業をやり始めております。そのことについて例を

お示ししますが、ハローワーク関連のキャリア交

流プログラマ事業では求職者の再就職支援などを

程度実現することができるかということでござ

ますが、また、社会保険庁関連の年金電話相談セ

ンター事業では年金電話相談にどの程度の対応が

できるか、また、国民年金保険料の収納事業では

どうか、こういったことが具体的に挙げられるか

と思います。

今、まだまだ終わつておりませんが、その途中

経過としましては、先ほど言いましたように、か

なり受け付け時間が長くなつたり、あるいは年金

電話相談センターでも電話の相談数が以前よりも

かなりふえたとか、国民年金の収納率も今までの

事例ではかなり上がっている、こういったことが言えるかと思います。

○川内委員 国民年金の収納率がかなり上がっています。どのくらい上がっているんですか。

○伊吹委員長 具体的な数字はわかりますか。

ちよつと待ってください、直接の年金の所管大臣じゃないので。

中馬国務大臣。

○中馬国務大臣 保険料の納付率は、官が実施していた前年同期に比べまして、各月ごとに異なるものの、前年同月に比べおおむね二%の改善が見られるところでありまして、また、コスト的にもおおむね四割程度低いコストで落札されているということをございます。

○川内委員 国民年金の収納率が前年同期比で二%向上している。それが公共サービスの質の維持向上とどう関係するのか、もうちょっと、よく私も勉強して……。今初めて一%という数字を聞いたので。それは、質が維持向上されるとします。

民間事業者が公共サービスを実施した結果、逆に公共サービスの質が低下した、あるいは何か不祥事が発生をした、あるいはどなたかが損害を受けたというような場合に、だれが責任をとるのかということに関して御説明をいただきたいというふうに思います。

○中馬国務大臣 まだ私もそつしたそれぞれのモデルの実例を全部精査しておりませんから、マイナスの面があつたのかどうか、そのところはつまびらかではありません。

しかし、このことにつきましては、イギリスを初めとして先進的なところがかなりの効果を上げておるわけでございまして、お役所仕事が相当民間に移つていった。先ほどありましたように、官でやつた場合には官の仕事が減るわけじゃありませんけれども、そうじやなくて、かなり仕事がそういう意味で、今回まだ途中経過で、きっと一%で

何だというようなこともありますけれども方向性としては私は間違つていないという

ことだと思います。

○川内委員 イギリスの場合にかなり効果を上げたというふうに大臣がおっしゃられるわけでござりますけれども、私が、大臣などに比べたら読んでいる資料の量は随分少ないとは思いますが、読ませていただいた資料の中では、イギリスでは安

かるう悪かろうということが発生をして、最近では、市場化テストというか、日本で言う競争の導入による公共サービスの改革というものに関するは、最近の政権では余り前向きではなくなつたというふうに書かれてある資料の方が多かつたようない気がいたしますけれども。

いざにせよ、コスト的に下がることは私も否定はいたしません、恐らく競争すればコストは下がるでしょう。しかし、では、公共サービスの質が保証されるのか。さらには、民がとつた場合にそこで仕事をしていらっしゃった公務員の皆さんは配置転換をして新しい仕事をしていただくなりなんなりということになるわけで、そうなれば別に公務員の皆さんの総人件費が減つっていくわけでもないし、結果としては全体のコストは上がりがつてしまうのではないかということとも考え得るわけござります。

そういう中で、少なくとも、官が民に対して競争する場合、官の側というのは、従来いわゆる仕事のやり方というものが決まって、ずっと法令のつとつてやってきているわけでございますけれども、従来の方式というのを全く改めて、その入札に応ずる自由というものが官の側にあるのかどうかということをちょっと教えていただきたいと申します。

○中馬国務大臣 市場化テストは、すべてのことを行つても市場化テストにかけるということではなくて、これは第三者で、決められた有識者がこのことは民間に移せるんではないかということを決めるわけですね。その範囲内でもちろん行うわ

うな話もございました、しかし、それを防ぐためにはかなりのいろいろな手立てを講じております。

○中馬国務大臣 公共サービスの実施に当たりまして、確保されなければいけない制度になつております。このような公共サービスの質に関する要求水準を上回ることを条件とした上で、質と価格の両面で最もすぐれた落札者を決定する制度となつております。また、落札した民間業者は、本法案に基づき、契約に従つて適正かつ確実に実施していくとされております。さらに、これを担保するため国や地方公共団体は報告微取、立入検査等のさまざまな監督上の措置を講ずることとしていることでもございますので、委員の御心配の向きはこれで私は何とか教えるんぢやないかと思つております。

○川内委員 大臣、コストは低くなると思いますよ、その事業だけ見たときの。ただ、その質がどう保証されるのかというと、先ほど具体的にお答えくださいと聞いたところでは、国民年金の収納事業に関しては前年同期比で一%ふえている、それが質の向上であるというふうに大臣は御答弁になりましたが、では、この国民年金の収納事業に関しては前年同期比で二%ふえている、それが質の向上であるというふうに大臣は御答弁にされたわけございますが、では、この国民年金の収納事業に関してのモデル事業で質を維持向上させるための条件というのは、前年同期比を上回ればいいという条件だつたんですね。

○中馬国務大臣 たまたまこれまでやつたモデルで実績が出ているのはそれだけでございましたから、その二%がこれからすべての累計でも何でもございません。そうした方向で、少なくとも、これはマイナスでなくプラスが出ておりますが、そうした市場化テストで民間に移譲することによりまして、私は、五%、一〇%のところも当然出てくるものだ、このように思つております。どちらもかく、そうしたようなことも含めて質の向上をちゃんと目指すことがここでは一つ担保されてしまいます。

○中馬国務大臣 同時に、いつも御心配でございますが、何か度も言いますが、今回のことにつきましてはどれでも市場化テストにかけるということではなくて、これは第三者で、決められた有識者がこのことは民間に移せるんではないかということを決めるわけですね。その範囲内でもちろん行うわ

も、民営化するとなると、サービスが悪くなるんだ、あるいは、利益追求に走つていろいろと安全がおろそかになるんだといったようなことが言われております。御心配は要りません。

○川内委員 いやいや、資本主義社会では質が上がる方向に行くんだから心配するなどと言われてあります。御心配は要りません。

○川内委員 いやいや、資本主義社会では質が上がる方向に行くんだから心配するなどと言われてあります。御心配は要りません。

○中馬国務大臣 先ほども言いましたように、イギリスの例も、こうしたことをやり始めるに当たりましてかなり心配する向きもあつて、そういう事例が幾つか紹介されていることも事実でござりますが、私も見てまいりましたが、刑務所そのものをPFIで、そして、管理もすべてゆだねているところもございます。また、非常にコストも、何と言いましょうか、効果を上げている、そのように認識いたしております。

○中馬国務大臣 確保されるべき質の明確化、これを前提とした落札者の決定、適正かつ確実な公共サービス実施の義務づけ、国による監督等の措置を講じていると

私は、川内議員との約束どおり、消防庁長官に足のところがあるのかどうかお尋ねをしてみましたが、消防庁としては、電気用品安全法に基づいて事故の整理をしているわけではありませんから、直ちにということになりますと、私どもの経済産業省が積み上げた方が正しいわけになりますて、そのことに対する消防庁長官もお認めになりました、それで結構だという回答をちょうどだいでいるところであります。

いずれにしましても、今、川内議員から展開されましたが、いわゆる規制緩和という点から、今お示したいだいでいるようなそういう分厚い、言いかえれば規制のようなものを考えておつて時代の流れに合うのかという意味のお尋ねであろうと思いますが、もう一面、私どもは事故を防止しなきやいけない、そういう観点があるわけであります。したがいまして、電気製品の評価技術基盤機構のデータによれば、年を加えて劣化しているという、いわゆる経年劣化以外の原因によつても多くの事故が起つておることは事実であります。したがいまして、中古品に問題がないといふことを意味するものではないと我々は考えております。

例えば、先週末には、中古品販売事業者の協力を得まして、店頭の中古品について検査を行いました。その結果、PSEマークのついていない約六百五十製品では不合格率が約一%であります。二%といいますと簡単な数字のようですが、そうではなくて、一万台、二万台といいうオーダーでこの電気製品は動くわけでありますから、二%というのは我々としては看過できない数字だと思っております。PSEマークのついている六十製品については、そのすべては検査に合格をしているという事実があります。

そこで、電気用品の出火原因等につきましては、既に川内議員もいろいろお調べになつて大体御了解いただいでいるのではないかと思つておりますが、委員各位にも御理解をいただくために申

し上げれば、今、火災が年間三万件起つておる。そのときに、電気製品にかかるものが約三千件、一割を占めておるわけであります。そのまま内訳を見ますと、電灯等の配線が千二百四十九件、配線器具九百二十件、電気機器が六百五十一件、電気装置百六十件、このような内訳になつておるわけであります。

○竹中國務大臣　就任させていただきましたときには、行革等々を担当させていただきます、それで、公務員のことなどござりますので、そのようなつもりでやると。そういう意味で、小さな政府担当大臣のつもりでやるというふうに申し上げました。

ともかく、それには国が規定している事務がございまして、こういつたことの御協力を得なければ、その部分がかなり地方公務員の中では大きな比重を占めております。そういうことから、教育、警察、消防、福祉関係の地方公務員の配置に関しまして、国が幅広く基準を定めている分野を見直す、これはもうやります。そして、地方公共

そのことに如て消防部長官をお詫びになりまして、それで結構だという回答をちょうどだいじているところであります。

したかいまして 私どもは 中古の 製品を 今
議員がお述べになりましたように、もつたないない
ということとリサイクルして使うということ、そ
ういう時代ではないかということは、それは我々
もよく承知をいたします。しかし、それでも、こ
れが原因になつて事故が発生し、そしてまた家が
焼かれ、あるいはまた死亡事故等が起つてお
る、この状況に対しても我々は対応しようとしてき
た歴史的な経緯があるわけであります。
そこで、今、そんな分厚いものでというお話を
ござりますが、それはもつと簡易に、簡便にやれ

十二月二十六日に全国の都道府県知事さんあてにお手紙を出してはりますね、総務大臣竹中平蔵といふことで。それで、もちろん今おつしやったように、政府として閣議決定した小さくて効率的な政府を実現するので頑張るんだという決意を述べられ、総務大臣就任時の会見で私の務めは小さな政府担当大臣であると申し上げました。それから、行政改革の重要な方針では小さくて効率的な政府を実現していくんだと。これは昨年の十二月末におつしやったばかりであります。ですから、私は、これからもこの委員会へは常時出ていただいて、小さな政府担当大臣にも行政担当大臣とともに質問をしていきたいというふうに思います。

最初に伺いますが、行革推進法五十五条规定第一項では、地方公務員の定数を五年間で四・六%削減する。第二項の方で、「政府は、前項の規定の趣旨に照らして、地方公務員の配置に関する国が定め

○吉井委員 それは法案、法律をお読みになつただけの話で、経済財政諮問会議配付資料では、地方公務員三百八万三千人のうち二百万八千人、五・一%については、政府は国が基準を定める分野としてきたわけですね。ですから、二百万人のこの数の裏づけとなる法律とか、政令とか、施行基準とか、あるいは標準数なり最低基準なりがあるわけでしょう、それをお示しくださいと言つておられます。

○竹中國務大臣 今中馬大臣が既に大槻をお答えしてくださいおられますけれども、国が法令等によつて職員の配置基準を幅広く定めている。教育、警察、消防、福祉、これは委員も今おつしやいましたように、十六年四月一日現在における地

例えば、先週末には、中古品販売事業者の協力を得まして、店頭の中古品について検査を行いました。その結果、PSEマークのついていない約六百五十製品では不合格率が約二%であります。二%といいますと簡単な数字のようですが、そうではなくて、一万台、二万台といいうオーダーでこの電気製品は動くわけでありますか

○各地で講習会なども一層進めていきますから、どうかこれからもよく見守っていただけで御協力をいただきたいと思っております。
○川内委員 時間が終わっておりますので、二階大臣、もう一回、経済産業委員会でじっくりとまたやらせていただきたいと思います。
ありがとうございました。

○中馬国務大臣 今回の行革推進法におきまして、最初に伺つておきたいんですが、これは総務大臣でも行革大臣でも結構ですが、この国が定める基準にはどういうものがあるのか、何があるのか、伺います。

最初に伺つておきたいんですが、これは総務大臣でも行革大臣でも結構ですが、この国が定める基準にはどういうものがあるのか、何があるのか、伺います。

基準を見直すほか、地方公共団体の事務及び事業に係る施策については、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努める」としているわけですね。

そこで、電気用品の出火原因等につきましては、既に川内議員もいろいろお調べになつて大体御了解いただいているのではないかと思っておりますが、委員各位にも御理解をいただくために申る六十製品については、そのすべては検査に合格をしているという事実があります。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。次に、吉井英勝君。

は、地方の方、これは地方自治でござりますから
政府が命令するわけにはいきませんので、国がこ
ういう方針でやりますよという形で、竹中大臣
も、地方に対しましてその方針を伝えて、御協力
を願いたいというお手紙を出されたんだと思いま
す。

によって特定の行政分野に関して一定数の職員の配置を義務づけるというものがございます。これは、例としては、公立の義務教育諸学校学級編制及び教職員定員標準法による都道府県ごとの標準数がこれに当たると思います。第一に、職そのものの設置を義務づけるもの。例としては、農業改

良助長法による農業普及指導員の配置などがこれに当たると思います。第三には、職員の資格基準を義務づけるもの。これは、例としては、地域保健法施行令によります、保健所長に医師を配置すること、お医者さんを配置することですね。そういった多様なものがあるというふうに認識をしております。

○吉井委員 大臣の答えとしては私はそれで結構なんですねけれども。この二百万人ですね。それぞれ、これはこの法律で、この基準によつてといふことでカウントしていくたら二百万人になるはずなんですね。もともと経済財政諮問会議に出された資料は二百万人、根拠があつてですか。それを欲しいと言つたら、いや、これはすべてを把握しているわけじゃないとか、そういう話が出てくるわけです。これはやはり委員長さんにもお願ひをしておきたいんですけども、二百万八千人の根拠となる法令とか標準数とか、これは各省庁にまたがると思うんですね、そういうのをきちんと私たちが二百万人読み取ろうと思ったら読める資料を出していただいて、よくそこがわかるようになっています。これをお願いします。

○伊吹委員長 吉井君に伺いますが、くれと言つたらというのは、だれにくれと言われたんですか。

○吉井委員 これは政府の方にレクチャーオをお聞きして、この定める基準に、それぞれ、二百万になるのがあるはずですから、いただきたいと言つたんですが、それは各省庁とも、いえ省庁の中でも必ずしもつかめていないようなので、それだけ把握しがたいということですから、これはぜひ弊力をしていただきたい。

○伊吹委員長 ただいまの資料の要求について
は、理事会にお諮りをいたします。

各省庁にまたがることでございますから、特定の省庁に言われても、当然、すべてを把握していくの

○吉井委員 それでは、今中馬大臣がおっしゃつたように、必要性の観点から定めているわけですね。では、最低必要だとした基準数に比べて現状はどうなのがとすることが、やはりこれは吟味しておく必要があると思つます。

それで、最初は政府参考人で結構ですから、消防の方に伺いますが、消防職員、国の基準数からいうとどれだけで、現況はどれだけで、要するに何人の人が不足しているのか、伺いたいと思います。

○大石政府参考人 お答えいたします。

消防につきましては、消防力の整備指針を定めて必要な人数を算定しているわけでございますが、平成十五年四月一日現在の調査におきまして

ているかと思つたら、そこもまとまつていなか
りません。つまり、どこもまとめていないからわから
ないんです。ですから、こういうのはきちっとま
とめて、出していただきたいと思います。

次に、教育、警察、消防、ケースワーカー、あ
るいは保育士など福祉関係の配置基準、これは地
方が自由に定めることはできないもので当然国が
定めるとということになつてゐるものですが、国が
基準を定めるには、やはり定めるだけのきちんと
した、それぞれについて義務的にというお話を
さつき若干ありましたけれども、やはりこれは、
国民生活にかかる分野について、国が責任を果
たすとか、あるいは補助金なり交付税の措置をす
る根拠、それから、やはり国民の安全を守るとい
う、國の基本にかかる責務ですね、何かきちんと
とした意味があつて國が基準を定めるということ
になつてゐると思うんですね。ここのことろは、
大臣、どうなんですか。

○中馬国務大臣　國が地方公務員の配置基準を法
令等において定めるもの、これもまさまさなものの
です。つまり、どこもまとめていないからわから
ないんです。ですから、こういうのはきちっとま
とめて、出していただきたいと思います。

は、その必要数は二十万五千九百九十九人でございます。この十五年四月一日現在の実員数は十五万五千十六人でございまして、おおむね五万人ほど足らない、こういう状況でございます。

○吉井委員　さつき地方の方でこの基準で二百万人というお話をありました、義務教育関係を除く百万人の中で五万人、つまり五%が今不足しているのが実情だということがお話を伺つてわかりました。

次に、これも厚生労働省の政府参考人に伺つておきますが、児童福祉司、専任の職員の方が、専任の方ですが、何%今いらつしやるのか。それから、配置されている中で有資格の職員の方は何%なのか。これを伺います。

○北井政府参考人　市町村の児童家庭相談体制についてのお尋ねでございますが、平成十七年四月より改正児童福祉法が施行されまして市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口となつたところでございまして、その施行後の状況を把握するために平成十七年六月一日現在で調査をいたしました。

その結果によりますと、児童家庭相談に従事する職員数が六千九百五十一人でございますが、そのうち専任の職員は二千十六人、二九・〇%でございます。それから、児童福祉司たる資格を有する者は三百七十一人、五・三%となつております。

○吉井委員　ですから、五・三%ということは、有資格者でいいますと九四・七%少ないということですね。それから、専任職員数でいふたら、今二九・〇%ということですから、要するに実は七割その基準に足りていません。これが現状だということがわかりました。

余り細かいことを聞いていましたら時間もあればから、私は、この前、国土交通省の方に伺つておりますが、構造審査をする建築主事の配置の特定行政庁が幾らかといつたら二百七十一あるんですね。その中で、ちゃんと構造審査する主事を配置しているところは幾らやと言つたら三十八の行政庁なんですよ。つまり、八六%の行政庁では

構造審査をする人が、建築主事がいらっしゃらない。あらだけ耐震偽装の問題がでている中で、やはり本当に消防だと児童福祉司だと建築主事などで、安全だと暮らしを支えていく面、そういう点では実は国が示してきた最低基準に達していない、こういう状況がいろいろなところで見られるんですが、中馬大臣に伺いますけれども、国が示したこの最低の水準なり標準数というのは必要性の観点からだとさつきおつしやったわけです。そうすると、やはり必要な部分はちゃんとやっていかなきゃいけないわけですから、それを実現していく取り組み、これは中馬大臣としてはどのように取り組んでいかれるんですか。

○中馬国務大臣　国が定めます配置基準、これは法令等において定めるもの、さまざまなものがありますけれども、今御指摘ありましたように、かなり定員を割っているところもあるや聞きました。

しかし、その必要性の観点から、それぞれの自治体の要求や、また、各省庁がそれをよしとしているか、あるいはまたその増員を一生懸命図っている上においてもなかなかそれが達成できないのか、ちょっとその事情はわかりませんが、いずれにしましても、そうしたものの財源措置等も設けられていることは事実でございます。配置基準を自治体において充足していらない場合においては、国が定める配置基準は、それぞの行政分野においてさまざまでありますけれども、各省において適切な対応がなされているもの、そのように認識をいたしております。

○吉井委員　三位一体で交付税もどんどん削られてきて、実質的に補助金もなくなって、大変だという地方の悲鳴が今上がっているときなんですね。そういう中で足りないところをどう補つて充足していくかということですね。これは、大事なことを充実する方も行革だと思うんですね。中馬大臣としても、そのところはやはりきちっとやってもらわないと、私は行政改革ということになつてこないと思うんですね。

そこで、消防について少し総務大臣と、それから細かいことは消防庁の政府参考人に伺いたいと思いますが、本来、国が示している基準だと二万五千人必要なに十五万五千人しかない、五万人、二五%不足しているというお話を先ほどの答弁でありました。

それで、総務大臣の方も、この都道府県へのお手紙の中でも書いてはるのでよくわかるんです。が、この配置基準の見直しというわけですが、現在の十五万五千人を、全国で、見直しというのはこれはマイナスの方の見直しだけですか。不足数をどう充足していくことで見直していくって、そして国民の安全がきちんと保たれるようにしようということで総務大臣としてお考えなんか、これを伺います。

○竹中國務大臣 まず、我々は、必要な手当ではやはりしっかりとやらなきゃいけないと思います。そのことはしっかりとやつてくださいということを常に自治体に申し上げなければいけない立場にございます。一方で、定員に関しては全体としてはやはり削減をしていただかなきゃいけない。そのため、必要な手当でそのものに対する手当はあります。したがって、短期的にはこの必要な手当をやつてくれということはしつかりと申し上げます。一方で、必要な手当で本当にどれだけかということは不斷に見直していく、そういうことは中期的にもやつていくということです。

○吉井委員 それで、消防職員については今五万人、二五%不足しているということですが、実は、これは國の方でも、東海・東南海・南海地震が連動して起こる可能性、それも遠くない将来ということを、今、その可能性や時期が近づいているということを言つておられます。

実際そのときは、阪神大震災を上回る被害の発生や、あるいは、最初の大きな地震の後、これは長周期地震動といつて、三大都市圏の超高層ビル、竹中國務大臣にはこの間も聞いてもらっています

ので、あなたも超高層ビルに住んでいるから大変だというお話でしたが、その超高層ビルが危険な状態になる。

そこまでいかない、被害が大きくならなかつたとしても、二〇〇三年九月の十勝沖地震のときのように、長周期地震動で、三大都市圏のコンビナートの石油タンクでは、浮き屋根の破損だが、フローティングループと言われる、委員長もびっくりしはるかと思うんやけれども、直径七十メーターとか八十メーターの大きいタンクですよ。そこにナフサとか原油が入っているタンクですが、これが破損してリング火災になりましたね、苫小牧の出光興産で。あるいは全面火災も相次いだという実例を既に私たち長周期地震動では経験済みなんですが、だから國の中央防災会議の専門家からもこのことについて警告が出されているんですね。

だから、私はこういう点では消防職員を、もちろん機材の充実もそうなんですが、やはり二五%も足りない、一〇〇%充実をどのようにさせていくかということは総務大臣として相当考へていただかない、國民の安全を守るということにとっては大変だと思うんです。大臣、どうですか。

○竹中國務大臣 長周期地震動、これも委員いろいろ御指摘、御懸念を表明しておられますけれども、中央防災会議等々も含めまして、対策をいろいろ我々も勉強しているところでございます。

そうしたことを含めまして、安心、安全のよう

結果も踏まえましてしっかりと見直していきたいというふうに思つております。

○吉井委員 大規模地震災害の経験は、日本は地震国ですから、我々いつぱい繰り返しやってきているわけですね。

それで、三年前の二〇〇三年九月の十勝沖の話を先ほどいたしましたが、三大都市圏にはこの浮き屋根式のタンクだけで一千八基あるんですね。それだけのタンクがありますから、長周期地震動のときに、苫小牧の幾つかのものでも、六つのタンクで浮き屋根が沈没してしまって、全面火災になつたりスロッシング現象でリング火災になつたものが出てるわけです。そういう共振による問題、これはタンクの構造とかいろいろな面からの改良ももちろん大事なんですが、やはり何といつても消防力の強化を図つていかなきゃいけないわけです。

例えば、これは中馬大臣もよく御存じの堺泉北コンビナート、そこにある堺高石消防本部の管内を見てみると、國の基準で消防職員は九百九十五人必要なんですね。ところが、現在は八百八十三人で百十二人不足しているんですね。ですから、これは消防隊の方はよく御存じで、私もレクリエーションで百十二人不足しているんですね。ですかね。

そうすると、地震のときに、最初のプライマリーリー波の次のセカンダリー波、S波が大きい被害が都市部では来ますけれども、そのときにポンプ車が出てしまうと、時間おくれで長周期地震動でコンビナートの石油タンクが幾つか火災になつたとき、実は出かけていくのにその化学消防車を出動させる職員が不足してくる、そういう事態にならぬわけですね。

だから、中央防災会議の専門委員から、南海大地震とのときの長周期地震動によるコンビナートや超高層ビルの危険性について警告が発せられているわけですが、消防職員は現在も不足しているんです。近い将来に予測される南海大地震な

ど、そのときには直径七十メートルとか八十メートルという大規模石油タンクの災害に対応できない、非常に難しいという状態にあるわけです。

だから、その必要な手当をするとかめり張りをつけるというお話なんですが、めり張りどころかそもそも充足していない。だから、これをどういうふうにやつていくかということは、総務大臣として、大臣も超高層ビルで、大変なところに、場合もあり得るわけですから、やはり相当、一〇〇%の充足を早くまずやり抜くということを考えなきや、何しろこれは最低基準で設けたものです。それに対する適切な配慮はこれまで極めて重要なわけで、各市町村において適切に対処していただき必要があるというふうに思つております。我々もしっかりと調査をしておりますし、そうしたものに関して必要な助言等々は行つてまいります。それに対する適切な配慮はこれまで極めて重要なわけで、各市町村において適切に対処していただき必要があるというふうに思つております。我々もしっかりと調査をしておりますし、そうしたものに関して必要な助言等々は行つてまいります。また、今回、消防研究所についても改組を行いまして、そうした全般的な防災に対するプランニングといいますか、そういう面でも機能を強化したいというふうに思つておりますので、総合的な観点から、國民の、住民の安全、安心を支えるための努力を引き続き続けてまいります。

○吉井委員 充足してもらうといつても、財政的な支援を含めて、どうしていくかということを本当に真剣に考えないといけないと思うんです。京葉コンビナート、千葉の市原の方に、以前、チソソ五井の事故があつたりとかで私も事故調査に行つたことがあります。が、その石油タンクを抱える市原市では、六百六十六人が國の基準なんですね。しかし、現況は三百九十八人で充足率は五九・八%。つまり、あれだけ巨大な石油基地を持つているところで六割しか充足されていない、四割は不足しているというわけですね。

専門家が指摘しているように、例えば、あの場

合は南海地震じやなくて東海地震になりますが、

その東海地震動があつたときに、東京都心部の地

下構造からすると、非常に波が増幅されて、最も

被害が大きくなるのは千葉県側だろうということ

まで言われているわけですね。六割足らずしか消

防職員がない中で一律四・六%も削減をかけた

ら、これは本当に大変なことになつてしまつ。し

かし、中馬大臣は、四・六%削減せいで、どうす

か。

○中馬國務大臣 今、さまざまな御指摘をちょう

だいいたしました。私は自民党的消防議連の幹事

長もいたしております。消防の実情もよくわ

かっております。その基準そのものもしかしそれ

でいいのかどうかということももちろんあります

けれども、かなり未充足などころが多いことも現

実でございます。しかし、一方で、日本古来のボ

ランティアの自主的な消防組織としての消防団が

あります。この消防団が果たす役割は非常に大き

いのでござりますが、これがまた最近では、若い

人たちがなかなか消防団に入ってくれなくて、そ

の役割も昔ほどの大きな力がなくなつてきて以

る。こういったことが相ましまして、これは私たち

が党の中の会議でも言つてゐるところでござ

います。

ただ、今回これを一般論として申しますなら

ば、教育であれ、警察であれ、あるいは消防であ

れ、周辺のところではかなり民間に移管してもい

いような職種が、それをお役人としてやつてゐる

ものもありましよう。そうしたものも十分に一つ

は検討していただきまして、そしてまた充足の必

要性のあるところ、特に安全とか保安とか、こう

ないものもありましよう。

いずれにしましても、そうしためり張りをはつ

きりつけるというのが、今回のことでの何に何か

すべて四・六%に合わせなさいとか切りなさいと

言つてることではございませんので、そのこと

はひとつ御理解をちょうだいたいと思いま

す。

○吉井委員 今消防団も言わはつたんやけれど

も、しかし、リストラに遭つたりとか、大型店が

どんどん進出して大阪市内も商店街は大変ですよ

ね。今まで商店主の方たちが消防団を支えてくれ

た、その人たちがそこにおれなくなつてきて以

る。高齢化もしてきてる。そういう中での、私

は、基本的な公設消防について、やはり二五%も

充足率が足りないわけですから、これは本当に考

えなきやいかぬと思うんです。

消防業務というのは、消火だけじゃないんです

ね。火災現場へ行つたときには、例えばコンビナ

トでいえば、委員長も行かれたことがおりと思

うんですが、パイプラインが走つていますね。こ

こで起つてゐる化学反応と、反応塔を過ぎた先

の工程での化学反応で、化学溶液の性質が全然

違つたりとか、それから、それに応じて消火をど

ううんですが、パープライムが走つてますね。こ

こで起つてゐる化学反応と、反応塔を過ぎた先

の工程での化学反応で、化学溶液の性質が全然

違つたりとか、それから、それに応じて消火をど

ううんですが、パープライムが走つてますね。こ

こで起つてゐる化学反応と、反応塔を過ぎた先

の工程での化学反応で、化学溶液の性質が全然

違つたりとか、それから、それに応じて消火をど

ううんですが、パープライムが走つてますね。こ

こで起つてゐる化学反応と、反応塔を過ぎた先

の工程での化学反応で、化学溶液の性質が全然

わけですね。だから、せめて国の最低基準に計画的に近づける、私はそのことが必要だと思うんで

削る数値目標を挙げていらっしゃるわけですが、

では、消防の方は、しかも、それは法律の第三条

で、削減することを国と地方の責務として、責務

規定で縛つてゐるわけですね。だけれども、充足

する方、国民の安全や国民の暮らしを支える方

の、この基準を充実させる方の数値目標とか具体

的な計画は何かお持ちですか。

○中馬國務大臣 これは、國の方ではなくて地方

でございますから、要請した形になつております。

命令した形ではございません。

そのあり方につきましても、それぞれの分野に

おいて、國の場合でしたら各省庁にかなり、その

中ではめり張りはもぢろん考えますけれども、枠

として五%と今言つておりますが、この四・六に

つきましては、かなり大きな地方行政の中の問題

でございますから、先ほどからお話しになつてお

ります教育やそういうものを含めて、それぞれ

の自治体ごとにそういうことを努力していただ

く、その総体としての日本の国全体の地方行政関

係が四・六%減ることを私たちは期待していると

ころでござります。

○吉井委員 これは、自治体でやつてくださいと

いうただのお願いじゃないんですね。國の方で基

準の見直しをすると言つているんですよ、削りな

さいと。そのことを、國も地方も責務だといふこ

とを言つているんですけどね。だから、削る方は

責務なんだけれども、今、國の基準から不足して

しまつてゐるものを見足する方の数値目標や計画

はない。これは幾ら何でも、これじゃ行革の名に

値しないと言つても仕方がないと思いますよ。

私、次に、暮らしの方にも移りたいと思うんで

す。

トの役割というのが非常に大事になつてきております。それを担つてゐるのがケースワーカーの方たちですが、今、國の基準に照らしてどういう状況ですか。

中馬大臣の方は、削る方は五年間で四・六%、

削ることを国と地方の責務として、責務

規定で縛つてゐるわけですね。だけれども、充足

する方、國の安全や國民の暮らしを支える方

の、この基準を充実させる方の数値目標とか具体

的な計画は何かお持ちですか。

○中馬國務大臣 これは、國の方ではなくて地方

でございますから、要請した形になつております。

命令した形ではございません。

そのあり方につきましても、それぞれの分野に

おいて、國の場合でしたら各省庁にかなり、その

中ではめり張りはもぢろん考えますけれども、枠

として五%と今言つておりますが、この四・六に

つきましては、かなり大きな地方行政の中の問題

でございますから、先ほどからお話しになつてお

ります教育やそういうものを含めて、それぞれ

の自治体ごとにそういうことを努力していただ

く、その総体としての日本の国全体の地方行政関

係が四・六%減ることを私たちは期待していると

ころでござります。

○吉井委員 これは、自治体でやつてくださいと

いうただのお願いじゃないんですね。國の方で基

準の見直しをすると言つているんですよ、削りな

さいと。そのことを、國も地方も責務だといふこ

とを言つているんですけどね。だから、削る方は

責務なんだけれども、今、國の基準から不足して

しまつてゐるものを見足する方の数値目標や計画

はない。これは幾ら何でも、これじゃ行革の名に

値しないと言つても仕方がないと思いますよ。

私、次に、暮らしの方にも移りたいと思うんで

す。

厚労省の政府参考人に先に伺つておきますが、

今、不況が長期化してきた中で、リストラ、失業、不安定雇用の拡大などで、セーフティーネット

まで、日常的に把握して、災害時にきちんとと頑張つてもらうことができるということにならない

トの役割というものが非常に大事になつてきており

ます。それを担つてゐるのがケースワーカーの方

たちですが、今、國の基準に照らしてどういう状

況ですか。

いわゆるケースワーカーでございます。

在、社会福祉法に基づきまして、福祉事務所に置か

れる現業員につきましては、國が標準を定めてお

ります。平成十六年十月現在で、全國で、國の標

準數で申し上げますと一万三千五百三十七人の現

業員の配置が必要でございますが、現に配置され

ております数は一万一千三百七十二名、標準數に

対し八四%となつております。

○吉井委員 だから、およそ二千人ほど足りない

わけですね、國全体で。

それで、中馬大臣は大阪のことにお詳しいから

大阪市でございますと、國の標準では八百四十三人

のケースワーカーが必要なんですね。だけれど

も、現況は四百三十七人で充足率五〇%と、半分

しか足りていな。四月一日から政令指定都市に

なりましたお隣の堺市、ここは百四十二人必要な

んですけど九十二人ですから、國基準の六五%しか

ケースワーカーの方がおられない。

大体、國の標準は、ケースワーカー一人当たり

八十五世帯を担当していただくことになつてお

りますが、大阪で見ますと、大阪市、門真市、

八尾市など、大体百三十世帯から百四十世帯を担

当している例があつて、基準をはるかに超えてし

まつているんですね。

ケースワーカーの方の仕事というのは、担当し

てゐる世帯をお訪ねするとかして実情を把握し、

激励したり、職安へ一緒に行く場合もあるで

しょうし、それ以外のやり方も含めて、就職活動

をできる人だったら応援してあげたり、体の悪い

人は病院を紹介したり、早く自立できるように支

えてあげるということで頑張つてはるわけです

ね。しかし、一人で百二十ケース担当とかなる

と、一年に二、三回しか顔を見ることもできない

ような状態になつたりして、今、失業とか、ある

いは社会の変化の中でうつ状態に陥った人など、さまざまな人たちを支えることが必要なときなんですが、この格差社会、社会がゆがんでいるときには特にそれが大事なんですね。それが、全国でもそなんですが、大阪で見れば本当にこれは不足しているわけですね。

まず伺いますが、大臣はこういう大阪の実情を御存じですか。

○中馬国務大臣 ケースワーカーの配置基準を充足しているか否か、これは所管大臣がございますので、見解を述べることは差し控えさせていただきたいと思います。

一般論としましては、各地方公共団体における人員の配置については、関係する法令や条例を踏まえて、各地域のニーズに照らして適切に判断されているものと考えております。

○吉井委員 それで、川崎大臣伺いますけれども、充足させる取り組みですね。一律に四・六%削減ということじゃなしに、現に厚労省が示している基準からも不足しているし、社会的にサポートしている人が不足しているんですから、これは充足をしていく、そういう立場で取り組まないと、現場はお手上げになってしましますね。

厚労大臣として、これは削減を第一とするんじゃなくて、こういう部分では、やはり国民の暮らしを支える面では充足をさせるよう頑張る、そういう何か計画とか数値目標をお持ちだったら、それを伺いたいと思います。

○川崎国務大臣 まず、福祉事務所における現員の定数は、従来法定の最低基準として定められておりましたが、平成十二年に施行された地方分権一括法により標準数という表現になり、自治体が地域の実情に応じて適切に人員配置すべきもの、このように決まりをされております。一方で、平成七段階におきましては、この標準数を各自治体とも満たしていたと考えております。しかし、一方で、御指摘のように生活保護の世帯がふえております。そいつた意味では、

地方自治体に保護の実施体制の整備が重要であるということをお願いしております。監査の機会等をとらえながら自治体に配置の充実をお願いしております。

そうしたことで、特に大阪につきましては標準数から大きく下がつておるという認識をいたしております。

○吉井委員 認識してもらったら、次は、それをどのようにきちんと、名前を法定が標準になろうと、標準が法定であろうと、これはこれだけ必要だという基準として考えてきたわけですから、それを満たすために取り組んでいくのが私は当たり前のことだとと思うわけです。

時間があと二、三分になつてきましたから、最後に……質問時間終了ですか。そうしたら、あとは、続きをあしたやるようになつたと思います。終わります。

○伊吹委員長 これにて吉井君の質疑は終了いたしました。

次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄でございます。昨日に引き続いて質問させていただきたいと思います。

本来の質問に入る前に、昨日、滝委員の質問に対する中馬国務大臣の答弁で、私は、見過ごしてはならない、看過できない答弁だというふうに思つておるわけでござりますから、そのことについて質問させていただきたいというふうに思つておられます。中馬大臣、笑い事ぢやないと、思つておられるわけだござりますから、そのことについてお答えください。

本当に、地方はこの間、非常に厳しい状況に追い込まれて、大きな努力をしながら人員削減を行つてきております。そして、非常に一人一人の人がそういう状況の中で頑張っているという実態を私は申し上げておきたいと思います。平成七年から十一年連続して二十四万人もの職員を減らして、そして、血のにじむ努力をやってきております。そして、地方自治体は、市町村長、あるいは県厅においては知事を中心としながら、議会制民

主主義というものをしっかりとつくり、地域における一つ一つの課題に取り組んできているというのが実態であります。

それで、昨日の答弁において、全部は申し上げませんでしたことだと思っております。監査の機会等をとらえながら自治体に配置の充実をお願いしております。

そうしたことで、特に大阪につきましては標準数から大きくなつておるという認識をいたしております。

○中馬国務大臣 きのう他の議員の質問に答えたことを、また別の議員からこうして御指摘されることは、余り本筋じゃないと私は思います。ただ、ここで言つたことも事実でございますから補足して申し上げますが、これは、滝さんの御質問に対しまして、私が一つの、地方の方もかなり努力してもらわないと、それは一般の市民、住民の方々に触れるところでございまして、民間の、一般紹介の意味で私は申し上げた次第でございますよという紹介の意味で私は申し上げた次第でございましたけれども、具体的に言いますならば幾らでも事例が挙げられるわけでございまして、一つあえて事例を申し上げますが、ごみ処理なんかの場合、これはもう家庭の主婦がこういうことをおっしゃつておるんです。

民間業者に委託したところは、車に二人乗つて、運転手さんとごみ収集の人が乗つて、四つ角に来ましたらぱっと飛びおりて、両方の方が行ってごみ袋を清掃車の後ろのごみの投げ入れ口には書いてあるところの方は三人乗っています。運転手は乗つたままで、おりません。二人の方がおりて、そしてごみをそこに投げ入れて、また飛び乗つて次のところに行きます。それと、お役人の方々は、もう四時ごろになりましたらさつと仕事を終えられます。しかし、民間に委託したところは、決められたところの契約の範囲のところは、夜八時になつても、それを一生懸命集めていかれ

ます。しかも、給料は、一般論として言いますけれども、民間の方々の方が給料が安いということはもうみんな知つております。

私は、そういうことを具体的な形で申し上げるのもなにかと思いましたからあんなという表現をとりましたけれども、そういうことで、一般の方々の、住民の目に触れているそうした無駄なども十分お聞きなつています。こいつを、この声をう言つていました。みんな仕事まだ役人がやつているのかとか、こうして昼間からだらだらしているのかといったような御批判もたくさんあることすんですか、大臣。

○中馬国務大臣 きのう他の議員の質問に答えたことを、また別の議員からこうして御指摘されることは、余り本筋じゃないと私は思います。ただ、ここで言つたことも事実でございますから補足して申し上げますが、これは、滝さんの御質問に対しまして、私が一つの、地方の方もかなり努力してもらわないと、それは一般の市民、住民の方々に触れるところでございまして、民間の、一般紹介の意味で私は申し上げた次第でございましたけれども、具体的に言いますならば幾らでも事例が挙げられるわけでございまして、一つあえて事例を申し上げますが、ごみ処理なんかの場合、これはもう家庭の主婦がこういうことをおっしゃつておるんです。

民間業者に委託したところは、車に二人乗つて、運転手さんとごみ収集の人が乗つて、四つ角に来ましたらぱっと飛びおりて、両方の方が行ってごみ袋を清掃車の後ろのごみの投げ入れ口には書いてあるところの方は三人乗っています。運転手は乗つたままで、おりません。二人の方がおりて、そしてごみをそこに投げ入れて、また飛び乗つて次のところに行きます。それと、お役人の方々は、もう四時ごろになりましたらさつと仕事を終えられます。しかし、民間に委託したところは、決められたところの契約の範囲のところは、夜八時になつても、それを一生懸命集めていかれ

ます。しかも、給料は、一般論として言いますけれども、民間の方々の方が給料が安いということはもうみんな知つております。

そして、あるいは要らない仕事を外していくと、いう、この要らない仕事というのはだれがどういう基準で判断するのかという問題です。私は、地

方自治体においても、この議論というのは市町村長と議会が真剣になつて議論している課題でもあるというふうに思ふんです。これはだれが要らないと判断していくんですか。中馬大臣として、要らない仕事が地方自治体には存在するというふうに考えているんですか。

○中馬国務大臣 何度も言いますように、これは、私がどの業種が要らないと言つているわけじやありません。先ほどから申しますように、そういう声が、直接住民の目に触れるところで、たまたまですけれども、地方公務員の中でそういうことをされる方がいらっしゃつたらそういう批判も浴びていくわけですから、そういうことをなぐすように行政改革に取り組んでいただきたい、こういう意味で申し上げた次第でございます。

は、中央省庁の人員を削減するために事務事業を地方に移管していく、こういう体制がとられています。そして、一方では、地方は四・六%、この法律案の三条で言えば責務を課せられているわけですね。そして、法律条項に四・六という数字を挙げているわけです。ここは矛盾と思いませんか。

だから、現状から言わせれば、過去五年間、まだ事務事業が移行なっていない中で、努力して四・六%の人員削減というものが行われてきた。これから五年間、国が5%削減したのを、民間が受け皿となって、地方も仕事がふえていく。それに伴って、人員はふやされないで、減少という方針が示されている。私は、非常にここに大きな矛盾があるというふうに思うんですけども、大臣、どう思いますか。

○中馬國務大臣 何度も申しておりますように、地方の行政体がやつております仕事の中では、公営企業というものがございます。バスを動かしたり、地下鉄ですね。こういったものも、もうかなりのところが民営化している。これは、国鉄を例に挙げるまでもなく、それを民営化することによってどれだけ効率がよくなるか、人員が少なくて済むかということはもう実証されているわけでございまして、それをまだまだ公営の形でやつてある自治体もたくさんあるわけでございます。

それから、市場化テストという手法を今後は使うことにいたしました。この市場化テストによつて、幾つかの、あるいはかなりの部分の仕事も民間に移管されていきましょう。

そうした中で、何度も申しますが、これは基本的にそれぞれの自治体が出してきている数字がこの四・六%よりもはるかに上なんですね。私どもの立場でこうした数字を挙げておりますと、民間の企業の方々から、何で5%なんだ、私のところはこの不況の中で三割減らしてこれだけまた業績を上げましたよとか、何でこんな5%という、一けたなんだということを逆になじられるようなことをございまして、御党は別としまして野党の中

でも我々がこうして目標にしているところよりもっと大きな数字を挙げておられるところもあるわけございまして、決して、5%が、四・六%が過大だとは私は思つておりません。

○菅野委員 大臣、もう一つ、次に進みたいです、納得したわけではございませんけれども。

法律条項にこの四・六という数字を書きました。なぜ、地方公務員の削減目標を政府が一律に決めることができるんですか。私は、これは憲法の地方自治の本旨、分権の趣旨に反するものと言わなければなりません。先ほど申し上げたとおり、地方自治の本旨に基づいて、地方自治というものが形づくられて、市町村長あるいは知事、それに伴う議会制度というものがあつて、地方のことはみずから治めていく、そういうふうな制度がつくられているにもかかわらず、この行革推進法においては四・六という条項を設けております。

そしてまた、教育の充実を望む国民の期待を踏みにじるよう、生徒数の減少を上回る数で教職員数を純減させるとまで言つておいでございまます。これらについて、今地方は、教育の質向上させようと、三十人学級あるいは三十分人以下学級を目指して取り組んでいるという姿、国からお金がおりてこなくてもみずからの方でやつていてこうという動きも出てきている中で、いろいろな自治体もたくさんあるわけでございます。

それから、市場化テストという手法を今後は使うことにいたしました。この市場化テストによつて、幾つかの、あるいはかなりの部分の仕事も民間に移管されていきましょう。

そうした中で、何度も申しますが、これは基本的にそれぞれの自治体が出してきている数字がこの四・六%よりもはるかに上なんですね。私どもの立場でこうした数字を挙げておりますと、民間の企業の方々から、何で5%なんだ、私のところはこの不況の中で三割減らしてこれだけまた業績を上げましたよとか、何でこんな5%という、一けたなんだということを逆になじられるようなことをございまして、御党は別としまして野党の中

も、国会とかあるいは裁判所とか、そうした三権分立の中で、それぞれの部門であつたり、また、地方も自治組織でございますから、ここに対しても一つの要請という形、国としてはこれだけの方針を決めましたよ、政府としてはこれだけのことを行ないますが、しかしそれぞの部門も御協力くださいという形で、要請の形で今申し出をしているようなことでございます。

○菅野委員 それじゃ、第三条の関係は、国、地方自治体は行政改革を推進する責務を負うというふうに第三条で責務規定を設けているんぢやないですか。大臣、読んでみてください、三条を。これが形づくられて、市町村長あるいは知事、そのことは要請ではないでしょ。要請と責務といふ言葉の使い方は違うと思います。どう思いますか。

○中馬國務大臣 ここで法律になりましたら、これは国のはつきりとした国民の意思でございます。これは国会なりましたら、このまま国はつづいています。国会の意見はまだ決まりません、次に移りますけれども、こんな問題が存在する法律案を政府が提出しておいていうことに対して、私は非常に憤りを持っています。それでもう一つは、非公務員化した独立行政法人に対する五%削減の目標数字を掲げて法案にしておきます。本来、この独立行政法人をつくったときに、本当にその法人の独立性を確保していくために対しても五%削減の目標数字を掲げて法案にしておきます。本法、この独立行政法人をつくったときには、つくられたというふうに思っています。にもかかわらず、その独立性を阻害するようなことが今行われようとしていることに対する、中馬大臣の見解をお聞きしておきます。

○中馬國務大臣 提案権がありますから、政府としてこの法案を出させていただいております。国会でこうして与野党で御審議いただきます。賛成の方も反対の方もいらっしゃいましょうけれども、しかし、これが可決された場合には、これはもつと大きな数字を挙げておられるところもあるわけございまいます。国会でこうしてこれを法律としていただきます。政府は別でございません。

○菅野委員 政府が今この法律案を提案しています。そのことは、地方自治の本旨を定めた憲法にそうするならば、國の方針として、部門を問わずにはつきりとした国民の意思、國家の意思でございまます。

○中馬國務大臣 政府が今この法律案を提案しています。そのことは、地方自治の本旨を定めた憲法に、聖域を求めずに、5%、公務員の総人件費を減らそうといったお話を聞いております。

その中で、今度は政府としての要請の場合には、自分たちは5%をカットいたしますけれども、もつと大きな数字を挙げておられるところもあるわけございまして、それははつきりとした國の意思になるわけだと思います。

今、委員のおっしゃるような形で、それは自治体を縛るものでないと言いましたら、自治体は何でございます。

そこで、私は、努力目標で、閣議決定で行なうんだつたら理解します。それを三条で縛りをかけ、そして四・六という数字を条文にして、そして法案にするということに対して、憲法に反することだとうふうに私は申し上げておかなければならぬというふうに思うんです。

ここは平行線でございますから、これ以上議論しません、次に移りますけれども、こんな問題が存在する法律案を政府が提出しておいていうことに対して、私は非常に憤りを持っています。それでもう一つは、非公務員化した独立行政法人に対する五%削減の目標数字を掲げて法案にしておきます。本来、この独立行政法人をつくったときに、本当にその法人の独立性を確保していくためには、つくられたというふうに思っています。にもかかわらず、その独立性を阻害するようなことが今行われようとしていることに対する、中馬大臣の見解をお聞きしておきたいと思います。

○中馬國務大臣 独立行政法人につきましては、独立行政法人通則法におきまして、独立行政法人の業務運営の効率化に関する事項を主務大臣が中期目標において示すこととなつております。また、法人の入件費についても、その見積もりを中期計画に定め、主務大臣の認可を受けるべきものとされておりまして、本法案におきまして、この通則法の範囲で人件費削減の取り組みについて規定しているところであります。

○菅野委員

大臣、今の答弁で、主務大臣の権限ですか。そこをこの法律案で、主務大臣の権限を越えて、そして縛りをかけていくと

いうことに対し、独立性は損なわれているんだ

という私の質問なんです。答弁願います。

○中馬国務大臣

それぞれの主務大臣は、行政改

革本部のメンバーでございます。

○菅野委員

本当にこの行政改革推進法案とい

うのは、地方自治の本旨を踏みにじるし、独立行政

法人の、非公務員になつた独立行政法人に対して

も独立性を阻害する、そういう中身になつて

いることをここで申し上げておきたいというふ

うに思つています。

○菅野委員

公務員の身分や労働

条件の保障についてです。

○菅野委員

人員削減目標を達成するに当たつて、大臣、退

職不補充、新規抑制だけで私は削減目標を達成で

きるとは思いません。行政減量・効率化の有識者

会議が重点十五分野を対象に削減の具体化を進め

て六月までに結論を出すと承知しておりますけれ

ども、法案の審議が続いているかどうかわからな

い六月に詳細な内容が決まるというのも、私は逆

立ちしたものだというふうに思つんですね。

○菅野委員

行政改革法案では、国家公務員の純減に際し

て、府省庁横断的な配置転換の措置を講じる、こ

うありますが、行政機関のあるらゆる分野で5%削

減という数字が重荷になつてゐる中、本当にその

対象職員が納得する形で円滑な配置転換が進むと

考えますか。全部の省庁で5%削減なんです。そ

れを配置転換していくといふこの矛盾を大臣はどう

考えてるんですか。

○中馬国務大臣

五年間で5%でございまして、

極力生首は切らないといふ表現も一部使っており

ますけれども、現職の方々を無理やり意に沿わざ

にやめさせすといつたことはするつもりもありませ

んし、そのような形をとらなくていい形の範囲

といいますのは、三十三万二千人を対象とした

だけでも考えましても、これは、定年でおやめにな

る方々、これが約九千人から一万人いらっしゃる

んです。五年間たてば五万人なんですよ。それ

は、一万六千六百人ですか、その5%というもの

をはるかに上回るものでございまして、減員の補

充をしていただいても結構です。

しかし、それを今度三割ぐらいのところでとど

めでおかないと、やはり今後のところで、その要

請はしておりますけれども、ともかく、配置転換

さえ、ある程度めり張りをきかそうとするなら

ば、ひとつもう時代的に不要になつた部門だと

か、これはダブつているじやないかといったよう

なことは、やはりその方が、少しそこが過剰な

人員であればよその部門に行つていかなければな

りません。組合の方々もそこはある程度御理解い

ただきまして、その配置転換等には何とか応じて

いわゆる生首を切ることなしにこの5%は十分に

達成するものだ、このように私たちは認識をいた

しております。

○菅野委員

大臣、私は、組織において人事ロー

テーションというのではなくて、これは国民なんですからね、

国民の税金なんです。ですから、少し無駄にわた

るようなところ、それは、そういう方がいらっしゃつたら、その方はやはり引き取つてもら

う、そういうことはもちろん別でござりますけれ

ども、普通の方に心ならずもやめていただくこと

は必要ないかと思つております。

また、先ほど言いましたように、我々の雇い主

といいましょうか、これは国民なんですからね、

本意な形で退職することは私はしていただきなく

ても済むのではないか、このことははつきりと申

させていただきます。

また、先ほど言いましたように、我々の雇い主

といいましょうか、これは国民なんですからね、

国民の税金なんです。ですから、少し無駄にわた

るようなところ、それは、そういう方がいらっ

しゃつたら、その方はやはり引き取つてもら

う、そういうことはもちろん別でござりますけれ

ども、普通の方に心ならずもやめていただくこと

は必要ないかと思つております。

○菅野委員

最後の質問になりますけれども、大

臣、ILO、国際労働機関がこの三月二十九日、

事実上三回目となりますが、公務員に労働基本権

を付与すべしという勧告を出しました。日本の公

務員制度はもはや国内問題の域を超えた課題に

なつていると言つても過言ではないと私は思つて

います。

それで、この行革推進法案では、公務員制度改

革についてわずか一條の条文を置いただけです。

しかも、その内容は、能力・実績主義の導入につ

いては必要な措置を講じるとしながらも、公務員

への労働基本権付与については幅広く検討を行

う非常にあいまいな規定を置いたわけです。

だから、先ほど言つたように、この行革が進め

られたいくことによつて、公務員という立場から

団体交渉や争議権というのがないわけです。それ

で政府の一方的な形で行革が進められていく流れ

というのは、私は、この国会審議でしっかりと議

論し合つていかなければならない大きな課題だ、

私自身に課せられた課題だと思つて今質疑してい

るわけです。

○中馬国務大臣

何度も申しますように、それに

はめり張りをきかせていこうというなれば、ま

た、時代的な役割が終わつた部門があるとするな

らば、その方々をやめさせるということではなく

て、転勤をしていただく、あるいは部門をかわつ

た、そういうことはやはり必要でござい

ます。そういうことも御了解いただくという前提

でやれば、今言つておりますような、いわゆる不

本意な形で退職することは私はしていただきなく

ても済むのではないか、このことははつきりと申

させていただきます。

また、先ほど言いましたように、我々の雇い主

といいましょうか、これは国民なんですからね、

国民の税金なんです。ですから、少し無駄にわた

るようなところ、それは、そういう方がいらっ

しゃつたら、その方はやはり引き取つてもら

う、そういうことはもちろん別でござりますけれ

ども、普通の方に心ならずもやめていただくこと

は必要ないかと思つております。

○中馬国務大臣

戦後、GHQからの指示等もございまして、公務員に国民に大変大きな混乱を起

こしてしまはずっとをさせないといったようなこと

もございました。こういったことの背景の中で、

公務員というものを労働基本権から一つ外した形

を、人事院をそのかわりに置かせていただいてお

りますが、そういう形で今日に来たことは事実で

あります。公務員に労働基本権から一つ外した形

を、人事院をそのかわりに置かせていただいてお

りますが、その方がいらつたら、その方はやはり引き取つても済むのではないか、このことははつきりと申

させていただきます。

また、先ほど言いましたように、我々の雇い主

といいましょうか、これは国民なんですからね、

国民の税金なんです。ですから、少し無駄にわた

るようなところ、それは、そういう方がいらっ

しゃつたら、その方はやはり引き取つても済む

のではないか、このことははつきりと申

させていただきます。

政労協議、労働組合側と私どもかなり率直に話

をいたしました。その結果として、従来のよう

に労使が対決するという形ではなくて、これから大

きな日本の次の段階に向かっていくについて、お

互いがひとつその方向で協力していくことがい

うことです。本当に快く合意ができてお

いています。

それで、この行革推進法案では、公務員制度改

革についてわずか一條の条文を置いただけです。

しかも、その内容は、能力・実績主義の導入につ

いては必要な措置を講じるとしながらも、公務員

への労働基本権付与については幅広く検討を行

う非常にあいまいな規定を置いたわけです。

だから、先ほど言つたように、この行革が進め

られたいくことによつて、公務員という立場から

団体交渉や争議権というのがないわけです。それ

で政府の一方的な形で行革が進められていく流れ

というのは、私は、この国会審議でしっかりと議

論し合つていかなければならない大きな課題だ、

私自身に課せられた課題だと思つて今質疑してい

るわけです。

○菅野委員

行政改革というの

は、その内容は、その内容は、その内容は、その

内容は、その内容は、その内容は、その内容は、

の辺のところは何とか、それは当該金融機関がやつていいけるというのは前提条件ですけれども、それによつて国にもメリットがあるということを当然お考えになつていいるんだろうと思ひますから、そういうことに全力を擧げていただきたいと思うふうに思ひます。

いえば、これは財
ケツトなんですね。

ケットなんですね。

部分だけ積み立てて、これはもう積み立てる必要がないというのは、一般会計で要するに税外収入の大きな部分になっているということは事実でございます。

てておくのだろうかなといつゝ」とが一つ「さいます。

それからもう一つ、三十一條以降に、これは特に地方に関連する戸籍の問題でありますとか印鑑登録の問題とか、こうあるんですね。ある中

次に、特別会計の問題が当委員会でも出ておりま
す。私は、この特別会計はいろいろな種類があ
るでしょうけれども、一つには、各省と旧来の財
政当局との、いわば不信感を媒介とするせめぎ

合いめいたところがあると思うんですね。要するに、特定財源をふやした、しかし全部とられちゃつたらたまらぬ、したがつて特別会計でよくわかるよう整理をしておきたい、こういうことがありますね。

又言半ノ言ひなどないが如きの典型的なもののが多く、うと思ひます。昭和四十二年に登録免許税をつくったときに、恐らく財政当局と法務省の間でいろいろな駆け引きがあつたんだろう、そういうことの結果がああいう特別会計になつてゐるんだろうといふふうに私は推測をいたしてゐるわけでござい

ます。それが今回、整理統合という格好で、本
來、財政当局が整理統合したがっているということ
とは何となく推測できるのでござりますけれど
も、片や、一生懸命それによつて何とか事業の充
実をしたいところは、泣く泣く従つてゐる
のかなということも想像できるわけでございま
す。

○谷垣國務大臣 外為特会で少し手をつけたらどうだというような御議論は今までもありまして、その中に幾つかの議論のタイプがあると思っております。

一つは、資産圧縮のために、たくさん外貨準備を持っていいるじゃないかということで、外貨資産を売却するようなことはどうだ、こういう議論もあるんですね。

○滝委員 今財務大臣のおっしゃるとおりだと思いますけれども、しかし、これについてはそれなりの批判があるということはやはり念頭に置いていただいて、私はやはりきちんと基準をつくりになつておいた方がいいんだろうとうふうに思います。特に、ドルが高くなつたとき、恐らく売却もしていないと思うんですね。買う一方だと。では何のために買うんだということ

で出てきたいろいろな問題点がそれぞれ国や地方団体にフィードバックされてこない。それは制度の運営管理に、やはり自分のところで集めて、汗を流して、やはりそこはそこでもつて問題点を常にフィードバックしながらシステム、制度を運用するのがいいんだ、こういうことで来たはずなんですが、

ただこれは、率直に言うと、今、日本は相当大きな外貨準備を持つておりますが、それを政府としては売却するぞといったときに、為替市場を非常に不安定にしちゃうという危険性がございまして。むしろこれは、要するに、為替がファンダメンタルズを安定的に反映すべきもので、それをしないときに介入する資金だとして、動かしにくいものではないかなと思っているわけです。

もう一つは、結局、毎年毎年運用しておりますと、要するに内外金利差というのがござりますから、そこで剩余金が出てくるということが毎年大体あるわけでございますね。特に、日本の介入の仕方と今の国際金利の状況からすると、今は出やすい状況にあるということも事実でございます。それは、委員がおっしゃるように、毎年必要な

になつたときに、ひたすら貰い続けるということにならないといふところに、私は何となくしつくりしないものがあるよう思います。

次に、この市場化テストでいろいろ問題があると思うのでござりますけれども、まず法律の二条の四項で言うところの公共サービス、いろいろ並んでいますよね。施設の運営管理とか、研修などかいうことがいろいろ並んでいます。その並んでるのは、私は、大半は、これは別に公共サービスというよりも、やめた方がいいんじゃないだろうなど。この施設の中には、例えば刑務所があります。今これから民間の力を導入するという刑務所の運営管理の問題もあるわけですから一概に言えないと思いますけれども、どうも、なぜこういうものを公共サービスとして麗々しく並べ立

入庁というものは余り具体的な議論が進まなかつたんですけども、ここで年金の収納事務を、まあ全部とは言わないでしようけれども、一部でもおやりになる、どの程度やるのか知りませんけれども、そういうことになつてきたときには、むしろここは、歳入庁までいきませんけれども、もとに戻して、市町村はこれを、官民競争入札に参加するという道が開けるのかなと思つたら、それは条文がないんですよね。

その辺について、総務大臣のお考えを伺つておきたいと思います。

○竹中国務大臣 今、前半と後半とおっしゃいましたので、後半の部分につきましてお答えをさせていただきます。

国と地方公共団体の事務分担というのは、これ

部分だけ積み立てて、これはもう積み立てる必要がないというのは、一般会計で要するに税外収入の大きな部分になつているということは事実でございます。

ただ、こちらも、ではその積立金を全部取り崩せということになりますと、なかなか日本の外貨の為替介入の機動性というものが出てまいらないということがございます。それから、今申し上げた、では剩余金の中どれだけ一般会計に税外収入として入れていくのがいいのかということにな

てておくのだろうかななどいうことが一つございま
す。
それからもう一つ、三十一條以降に、これは特
に地方に関連する戸籍の問題でありますとか印鑑
登録の問題とか、こうあるんですね。ある中
に、それ以外にも例えば年金の収納事務を特定公
共サービスとして民間参入を改めて認める、こう
いうようなことが出ているわけでございます。
特にそれを、例えば年金なんかの収納事務に民
間の参入を認めるというのは、それは一つの考え方

方で、そのこと 자체は悪いことではないと思うでござりますけれども、そこまでやるならば、国税、地方税それから社会福祉関係、そういう納付金ですね、これをイギリスみたいに内国歳入方式でやるべきだというのは昔から議論があるんですね。ところが、これを一括してやると、そこで出てきたいろいろな問題点がそれぞれ国や地方団体にフィードバックされてこない。それは制度の運営管理に、やはり自分のところで集めて、汗を流して、やはりそこはそこでもつて問題点を常にフィードバックしながらシステム、制度を運用するのがいいんだ、こういうことで来たはずなんだと思います。

したがつて、日本ではイギリスのような内国歳入序というものは余り具体的な議論が進まなかつたんですけども、ここで年金の収納事務を、まあ全部とは言わないでしようけれども、一部でもおやりになる、どの程度やるのか知りませんけれども、そういうことになってきたときには、むしろここは、歳入序まできませんけれども、もとに戻して、市町村はこれを、官民競争入札に参加するという道が開けるのかなと思つたら、それは条文がないんですよね。

その辺について、総務大臣のお考えを伺つておきたいと思います。

○竹中国務大臣 今、前半と後半とおつしやいましたので、後半の部分につきましてお答えをさせさせていただきます。

国と地方公共団体の事務分担というのは、これ

はやはり事務の性質によって区分されるべきものであるというふうに思います。この役割分担の議論は、これは不斷に見直していかなければいけないと思います。ただ、市場化テストと同じような形で入札というようなことが果たしてできるのかなという思いはございます。

御指摘の年金収納事務につきましては、これは地方分権一括法によって国の直接執行の事務とされたところでございます。一方で、今国会に提出されております国民年金法等の一部改正法案によりましては、みずから申し出をした市町村も一定の納付事務を行うことができることとして審議をお願いしているところでございます。

そういった形で、基本的には、国、地方の役割分担については不斷の議論が必要であるというふうに認識をしております。

○滝委員 いずれにいたしましても、私は、今までの市場化テストで、そういうような年金の収納事務、あるいは、余り外国でやつていいと思うんですね、印鑑登録だとか戸籍とか納税証明書の発行とか、そういう行政機能に直接付随するようなどこれまで入つてくると、これは一体全体どういうことになるのかなと。

○滝委員 いよいよ、民間の派遣会社をむしろ初めから雇

入れるとか、それから、アメリカで出てきているようなシティーマネジャー制度とかタウンクラーク制度とか、日本ではもう四、五十年前に

一生懸命になつて勉強したことをもう一遍ここで蒸し返してやつた方が早いんじゃないかな、こういう感じも持つのでござりますけれども、ここはひとつ中馬担当大臣殿に意見をお聞きしておきたいと思います。

○中馬国務大臣 滝委員とも私も党の方で地方行

政の調査会としていろいろと議論をしてまいりました。このことに関しましては本当に抜本的な、

地方制度調査会も答申を出しておりますが、たゞ

道州制だけではなくて、そうした事務の配分の問

題も、前の一括法のときに、こうしたそれまでやつております年金の収納業務その他の地方の

自治事務にするべきだ、そういうことを出したんですですが、当時の厚生省は、これはやはり国の責任だということで法定受託の方にしてしまったわけになりますが、その結果、徴収率が非常に悪くなつたといつたこともございます。

今後のことにおきましては、そうしたシティーマネジャー方式までも含めた地方自治体のあり方

まで私はもつと抜本的に考えていかなければいけないと思いますし、また、先ほどからいろいろと地方との役割の中で出ています教育の問題もございました。教育委員会の位置義務もなくすべきだという議論も出始めている中でございますから、今のところはまだそこら辺の決着がついておりません。そうする中での現在のこの段階における行 政改革推進法におきましては、こうしたことを規定させていただいております。

ただ、今の窓口業務等につきましては、郵政の民営化のときに議論もされました。地方の郵便局を、特定郵便局なんかはかなりそうしたワансトップサービスの中で、印鑑証明だとか、あるいは住民登録、こういったこともできるんではないかといった議論もありました。そういうこともこの法律でやりますと、これも一つの可能な範囲に入つていくんじゃないかと思います。そういう幅広いことも含んだ上で今回の法案だということ

で御理解いただきたいと思います。

○滝委員 中馬大臣の構想については私は理解できますけれども、ただ、それがその範囲内にど

ういう声が強くなつてくるだろう。こういうふう

なときにはどうするかという問題は地方団体として

やはり真剣に考えておかないと、私は、そこまで

いくなれば、もう少し抜本的にいろいろなことを考えた方がいいという話になつていくんだろうと思

います。

そこで、時間がありませんけれども、最後に、実は、三位一体の問題に関連して、国庫補助負担

金の整理統合の問題、それは十八年度で終わつた

わけではない、こういうことを私は予算委員会に際しまして竹中経務大臣から大臣としての感想をお聞きいたしてあるわけでございます。

私は、日本の財政難、財政の非常事態ということを考えるならば、日本の地方行政のあり方、要すに、国がやはり相変わらず地方の問題に関与する、都道府県も担当する、市町村も担当する、そ

ういう三重構造でのまま行つて本当にいいんだ

ろうか、やはり基本的に限界があるんじやなかろうかなということを考えると、もう少し国も身軽にする、地方もそれを契機として行政の方を変えていく、そういうことが必要だらうという感じがするわけでございます。

したがつて、これから五年間ではなかなか難しいという問題もあるんだろうと思ひますけれども、しかし、この五年間にやつておかなければできない問題もあるんだろうと思うんです。

私は、そういう意味で、せつかく官房長官にずっとお出しをいたしておりますので、官房長官に一言感想をお述べいただければありがたいと思います。

○伊吹委員長 それでは、いろいろ広範にわたりますので、内閣を代表して、安倍官房長官。

○安倍国務大臣 さすが地方行政の専門家の滝委員の御質問、ずっと拝聴しております。

私が官房長官に今就任をいたしまして、いわゆる三位一体の改革を進めてまいりました。地方分

権をしっかりと進めていく、この地方分権を進めしていくことについては終わりはない、この

ように考えているわけであります。

また、市町村合併も順調に進み、いわば地方分

権の受け皿となる中核的な自治体もしっかりと引き上りつつあるわけでございまして、地方にで

きることは地方との精神のもとに、我々、今後ともしっかりと地方分権を進めていきたい、この

ように考えております。

○滝委員 時間がまだ多少残つておりますけれども、もう五時半も過ぎたことでござりますから、本日は、これにて終了をさせていただきます。

ありがとうございました。

○伊吹委員長 滝君の質疑は終了いたしました。本日の質疑は以上でございます。

次回は、明五日水曜日午前八時四十五分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会